

目 次

第1号（3月10日）

出席及び欠席議員	1
職務のため議場に出席した者の職、氏名	1
説明のため出席した者の職、氏名	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	2
開 会	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	4
議案第5号 令和8年度錦町一般会計予算	6
議案第6号 令和8年度錦町国民健康保険特別会計予算	6
議案第7号 令和8年度錦町介護保険特別会計予算	6
議案第8号 令和8年度錦町後期高齢者医療特別会計予算	6
議案第9号 令和8年度錦町水道事業会計予算	6
議案第10号 令和8年度錦町下水道事業会計予算	6
議案第11号 令和7年度錦町一般会計補正予算（第8号）	11
議案第12号 令和7年度錦町介護保険特別会計補正予算（第4号）	11
議案第13号 令和7年度錦町水道事業会計補正予算（第4号）	11
議案第14号 令和7年度錦町下水道事業会計補正予算（第4号）	11
議案第15号 錦町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例	26
議案第16号 錦町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	27
議案第17号 錦町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	28
議案第18号 錦町行政手続条例の一部を改正する条例	30
議案第19号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	31
議案第20号 錦町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	32
議案第21号 町道路線の認定について	33
議案第22号 錦町固定資産評価審査委員会委員の選任について	34
報告第1号 議会の委任による専決処分の報告について	35
議案第23号 錦町教育委員会委員の任命について	36
議案第24号 監査委員の選任について	36
休会の件	37
散 会	37

第2号（3月17日）

出席及び欠席議員	39
職務のため議場に出席した者の職、氏名	39
説明のため出席した者の職、氏名	39
議事日程	40
本日の会議に付した事件	40
開 議	40
一般質問	40
5 番 吉田 眞二君	40
2 番 丸小野聖一君	50
6 番 石松まゆ子君	59
4 番 早田 和彦君	71
議案第5号 令和8年度錦町一般会計予算	78
議案第6号 令和8年度錦町国民健康保険特別会計予算	78
議案第7号 令和8年度錦町介護保険特別会計予算	78
議案第8号 令和8年度錦町後期高齢者医療特別会計予算	78
議案第9号 令和8年度錦町水道事業会計予算	78
議案第10号 令和8年度錦町下水道事業会計予算	78
議員派遣の件	86
委員会の閉会中の継続調査申し出について	86
閉 会	86
署 名	87

令和8年 第1回 錦 町 議 会 定 例 会 議 録 (第1号)					
招 集 年 月 日		令和8年 3月10日		招 集 の 場 所	錦 町 議 会 議 場
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告		開 会	令和8年 3月10日		午前10時00分
		散 会	令和8年 3月10日		午後 2時20分
出 席 及 び 欠 席 議 員		議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
出席議員 11名		1	出 谷 口 一 也	10	出 金 山 民 幸
欠席議員 1名		2	〃 丸小野 聖 一	11	〃 高 田 孝 徳
凡 例 出 出席 欠 欠席 公 欠 公務欠席		3	欠 梶 原 誠 二	12	〃 荒 川 孝 一
		4	出 早 田 和 彦		
		5	〃 吉 田 眞 二		
		6	〃 石 松 まゆ子		
		7	〃 竹 田 農利人		
		8	〃 岡 田 武 志		
		9	〃 池 田 秀 晴		
会 議 録 署 名 議 員		5	吉 田 眞 二	6	石 松 まゆ子
職務のため議場に出席した者の職、氏名			議 会 事 務 局 長 蓑 田 和 也		
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職、氏名					
職	氏 名	職	氏 名	職	氏 名
町 長	森 本 完 一	住 民 福 祉 課 長	吉 田 誠 二	農 林 振 興 課 長	東 貴 志
副 町 長	深 水 英 雄	保 険 政 策 課 長	大 森 光 春	地 域 整 備 課 長	高 山 拓 二
総務課長	有 瀬 耕 二	健 康 増 進 課 長	蓑 田 俊 哉	農 業 委 員 会 事 務 局 長	山 本 直 樹
教 育 長	毎 床 三 喜 男	税 務 課 長	岩 尾 和 文	教 育 振 興 課 長	尾 方 良 一
会計管理者	上 野 陽 一	企 画 観 光 課 長	中 村 裕 二		
議 事 日 程		別紙のとおり			
会 議 に 付 し た 事 件		別紙のとおり			
会 議 の 経 過		別紙のとおり			

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第5号 令和8年度錦町一般会計予算
- 日程第5 議案第6号 令和8年度錦町国民健康保険特別会計予算
- 日程第6 議案第7号 令和8年度錦町介護保険特別会計予算
- 日程第7 議案第8号 令和8年度錦町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第8 議案第9号 令和8年度錦町水道事業会計予算
- 日程第9 議案第10号 令和8年度錦町下水道事業会計予算
- 日程第10 議案第11号 令和7年度錦町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第11 議案第12号 令和7年度錦町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第12 議案第13号 令和7年度錦町水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第13 議案第14号 令和7年度錦町下水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第14 議案第15号 錦町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例
- 日程第15 議案第16号 錦町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第17号 錦町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第18号 錦町行政手続条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第19号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第20号 錦町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第21号 町道路線の認定について
- 日程第21 議案第22号 錦町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第22 報告第1号 議会の委任による専決処分の報告について
- 専第2号 和解及び損害賠償額の決定について
- 専第3号 和解及び損害賠償額の決定について
- 追加日程第1 議案第23号 錦町教育委員会委員の任命について
- 追加日程第2 議案第24号 監査委員の選任について
- 日程第23 休会の件

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第5号 令和8年度錦町一般会計予算
- 日程第5 議案第6号 令和8年度錦町国民健康保険特別会計予算
- 日程第6 議案第7号 令和8年度錦町介護保険特別会計予算

- 日程第7 議案第8号 令和8年度錦町後期高齢者医療特別会計予算
日程第8 議案第9号 令和8年度錦町水道事業会計予算
日程第9 議案第10号 令和8年度錦町下水道事業会計予算
日程第10 議案第11号 令和7年度錦町一般会計補正予算（第8号）
日程第11 議案第12号 令和7年度錦町介護保険特別会計補正予算（第4号）
日程第12 議案第13号 令和7年度錦町水道事業会計補正予算（第4号）
日程第13 議案第14号 令和7年度錦町下水道事業会計補正予算（第4号）
日程第14 議案第15号 錦町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例
日程第15 議案第16号 錦町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第16 議案第17号 錦町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第17 議案第18号 錦町行政手続条例の一部を改正する条例
日程第18 議案第19号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
日程第19 議案第20号 錦町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
日程第20 議案第21号 町道路線の認定について
日程第21 議案第22号 錦町固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第22 報告第1号 議会の委任による専決処分の報告について
 専第2号 和解及び損害賠償額の決定について
 専第3号 和解及び損害賠償額の決定について
追加日程第1 議案第23号 錦町教育委員会委員の任命について
追加日程第2 議案第24号 監査委員の選任について
日程第23 休会の件

午前10時00分開会

○議長（荒川 孝一君） 定刻となり、出席議員が定足数に達しておりますので、ただ今から令和8年第1回錦町議会定例会を開会し、直ちに開議いたします。

なお、3番、梶原誠二議員から本日の会議を欠席する旨の届出がありましたので報告します。

本日の日程は、お手元に配付してある日程表のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（荒川 孝一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、5番、吉田眞二議員、6番、石松まゆ子議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（荒川 孝一君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本定例会の会期は、去る3月3日に議会運営委員会を開催し、御協議を願っております。結果について報告を願います。議会運営委員長、岡田武志議員。岡田議員。

○議会運営委員長（岡田 武志君） おはようございます。議会運営委員会の岡田武志です。

去る3月3日に議会運営委員会を開催し、本定例会の会期については次のとおり協議しましたので報告いたします。
会期は令和7年3月10日火曜日から3月17日火曜日までの8日間です。

10日火曜日は本会議、11日水曜日から13日金曜日は各常任委員会、14日土曜日から15日日曜日は休日のため休会、16日月曜日は各常任委員会、17日火曜日は本会議となります。なお、一般質問は17日火曜日に行います。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（荒川 孝一君） お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から17日までの8日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から17日までの8日間とすることに決定しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（荒川 孝一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

お諮りします。報告の中で、字句、数字、その他文言整理を要するものがありましたら、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、整理については、議長に委任することに決定しました。

まず、議長の私から報告いたします。諸般の報告。報告議員、荒川孝一。

1、組合等名、球磨郡議長会。2、報告件名、下記のとおり。3、開催日及び場所、下記のとおり。4、内容（要点）。

（1）12月定例郡議長会議、日程、12月24日（木曜）午後3時30分、場所、ホテルサン人吉。

協議事項。①球磨川の河川整備と道路をめぐる最近の動きについて。②令和7年度球磨郡町村議会議員研修会の開催について。③令和7年度第2回町村議員研修会の開催について。④令和7年度熊本県町村議会議長会定期総会の開催について。

（2）球磨郡町村議会正副議長合同会議、日時、12月24日（木曜）午後4時15分、場所、ホテルサン人吉。

協議事項。①全国町村議会議長会の重点要望について。②全国町村議会議員互助会の保険について。

（3）1月定例郡議長会議、日時1月19日（月曜）午後3時、場所、錦町役場大会議室。

協議事項。①球磨川の河川整備と道路をめぐる最近の動きについて。②令和7年度球磨郡町村議会議員研修会の開催について。③令和7年度第2回町村議会議員研修会の開催について。④令和7年度熊本県町村議会議長会定期総会の開催について。⑤令和8年度球磨郡町村議会議長会一般会計予算（案）について。

（4）2月定例郡議長会議、日時、2月10日（火曜）午後3時、場所、球磨地域振興局。

協議事項。①球磨川の河川整備と道路をめぐる最近の動きについて。②令和7年度熊本県町村議会議長会定期総会の開催について。③県町村議会議長会における令和8年度会議・研修会予定について。

（5）熊本県町村議会議長会第76回定期総会、日時、2月20日（金曜）午後3時30分、場所、ホテル熊本テールサ。

協議日程。第1、会議録署名議員の指名。第2、報告第1号会務報告。第3、認定第1号令和6年度歳入歳出決算、第4、議案第1号令和8年度事業計画及び歳入歳出予算、第5、議案第2号要望、第6、議案第3号宣言、第7、議案第4号決議、第8、協議第1号実行運動方法。

以上で議長の報告を終わります。

次に、人吉球磨広域行政組合議員、吉田眞二議員。吉田議員。

○人吉球磨広域行政組合議員（吉田 眞二君） 諸般の報告。報告議員、吉田眞二。

1、組合等名、人吉球磨広域行政組合。2、報告件名、下記のとおり。3、開催日及び場所、下記のとおり。4、内容（要点）。

（1）令和7年第4回人吉球磨広域行政組合議会定例会、日時、令和7年12月24日（水曜）午前10時、場所、人吉球磨クリーンプラザ大会議室。

議事日程。日程第1、議案第15号熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について。日程第2、議案第16号人吉球磨広域行政組合給与条例等の一部を改正する条例の制定について。日程第3、議案第17号令和7年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算（第4号）、日程第4、発議第1号人吉球磨広域行政組合議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定について。日程第5、新ごみ処理施設建設に関する調査特別委員会委員長報告。日程第6、委員会の閉会中の継続調査について。

（2）令和8年第1回人吉球磨広域行政組合議会定例会、日時、令和8年2月26日（木曜）午前10時、場所、人吉球磨クリーンプラザ大会議室。

議事日程。日程第1、仮議席の指定。日程第2、議長選挙。新議長にあさぎり町選出の山口和幸議員が決定いたしました。追加1。追加日程第1、新ごみ処理施設建設に関する調査特別委員会委員長の辞職。追加2。追加日程第1、議席の指定。追加日程第2、会議録署名議員の指名。追加日程第3、会期の決定。追加日程第4、議会運営委員会委員の選任。追加日程第5、新ごみ処理施設建設に関する調査特別委員会委員長の互選。新委員長に副委員長であります西信八郎議員が選出されました。追加日程第6、行政報告。追加日程第7、議案第1号人吉球磨広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。追加日程第8、議案第2号令和7年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算（第5号）、追加日程第9、議案第3号令和8年度人吉球磨広域行政組合一般会計予算、追加日程第10、議案第4号令和8年度人吉球磨広域行政組合一般会計経費の負担金の総額。

以上、人吉球磨広域行政組合の報告をいたします。

○議長（荒川 孝一君） 次に、人吉下球磨消防組合議員、竹田農利人議員。竹田議員。

○人吉下球磨消防組合議員（竹田農利人君） 諸般の報告。報告議員、竹田農利人。

1、組合等名、人吉下球磨消防組合。2、報告件名、下記のとおり。3、開催日及び場所、下記のとおり。4、内容（要点）。

（1）令和7年12月第4回人吉下球磨消防組合議会定例会、日時、令和7年12月22日（月曜）午後3時、場所、人吉下球磨消防組合消防本部会議場。

議事日程。日程第1、会期の決定。日程第2、会議録署名議員の指名。日程第3、議案第1号令和6年度人吉下球磨消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について。日程第4、議案第2号人吉下球磨消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。日程第5、議案第3号人吉下球磨消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について。日程第6、議案第4号人吉下球磨消防組合火災予条例の一部を改正する条例の制定について。日程第7、議案第5号令和7年度人吉下球磨消防組合一般会計補正予算（第2号）について。日程

第8、議案第6号財産の取得について。日程第9、議案第7号熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について。日程第10、一般質問。日程第11、消防庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告。

(2) 令和8年3月第1回人吉下球磨消防組合議会定例会、日時、令和8年3月6日(金曜)午後3時、場所、人吉下球磨消防組合消防本部会議場。

議事日程。日程第1、議席の指定。日程第2、会期の決定。日程第3、会議録署名議員の指名。日程第4、議案第1号人吉下球磨消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について。日程第5、議案第2号令和7年度人吉下球磨消防組合一般会計補正予算(第3号)について。日程第6、議案第3号令和8年度人吉下球磨消防組合一般会計歳入歳出予算について。日程第7、消防庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告。

以上であります。

○議長(荒川 孝一君) これで、諸般の報告を終わります。

日程第4. 議案第5号

日程第5. 議案第6号

日程第6. 議案第7号

日程第7. 議案第8号

日程第8. 議案第9号

日程第9. 議案第10号

○議長(荒川 孝一君) 日程第4、議案第5号令和8年度錦町一般会計予算から日程第9、議案第10号令和8年度錦町下水道事業会計予算までの6議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長(森本 完一君) おはようございます。

本日、令和8年第1回錦町議会定例会の開会を招集しましたところ、議員各位におかれましては大変お忙しい中、御出席をいただき誠にありがとうございます。

また、議員各位をはじめ町民の皆様には、日頃より町政運営に対し深い御理解と御協力を賜っておりますことに、心より感謝とお礼を申し上げたいと思います。

議長から発言の許可をいただきましたので、開会に当たり、町政に対する所信の一端を申し述べます。

昨年から本年にかけて、国内外において社会情勢が大きく動いた一年となりました。物価の上昇やエネルギー価格の高止まり、人口減少の進行など、地方自治体を取り巻く環境は依然として厳しく、特に私ども小規模町村にとっては、財政運営と住民サービスの両立が大きな課題となっております。

こうした中、令和8年2月に実施された衆議院議員総選挙においては、与党である自由民主党が単独で過半数を確保する結果となり、国政においては安定した政権基盤の下で政策運営が進められる見通しとなりました。

今後は物価高対策、防災・減災対策、そして人口減少への対応など、国の重要課題がどのように具体化され、地方財政や交付税措置にどのように反映されていくのかを引き続き注視していく必要があります。

本町の財政状況については、これまで経常経費の抑制や健全な財政運営の推進などの取組から、一定の成果を上げてきましたが、新型コロナウイルス感染症や令和2年7月豪雨による大規模災害等への対応から、ここ数年、歳出決算額が80億円から90億円の規模となっておりますが、令和6年度以降においてはそのような対応も収束に向かいつつあります。令和7年3月補正予算では、約73億円規模となっております。

本定例会において、令和８年度当初予算を提案いたしますが、社会保障経費、人件費及び地方債償還額も増加し、財政指標の上昇は避けられない状況にあります。

今年度も財源の確保、経常経費削減、事業の選択と集中を行いながら、国と連動した少子高齢化対策、住民生活の安全、安心の確保、公共施設の長寿命化対策などの施策を講じてまいります。

以下、重点施策ごとに御説明申し上げます。

まず、本町の基幹産業であります農業の振興について申し述べます。

近年の社会情勢等による影響で、依然として資材・燃料が高止まりしている中、観測史上最も記録的な猛暑に見舞われ、また夏場の少雨も重なり、高温による農作物の生育障害が発生するなど、収量・品質低下が見られた農産物もあり、情勢は厳しい状況にあります。さきの衆議院議員選挙を経て、国政においては安定的な政策運営が期待され、食料安全保障の確保や農業者の所得安定、担い手の育成などを柱として、施策の充実が図られるものと考えております。

本町としましても、国・県と緊密に連携をしながら、地域の実情に即した農業振興策を推進してまいります。

まず、農業従事者の高齢化が進む中、担い手の確保につきましても、これまでどおり新規就農者への支援をはじめ、農地を誰がどう使っていくのかを明確化する地域計画の策定に伴い、事業継承も含め今後も多様な担い手の育成・確保に取り組んでまいります。

また、高収益作物への転換による農家所得の向上やスマート農業の推進など、労働力の軽減や低コスト化、収入保険の加入支援などにより、安定的で魅力ある農業の確保を進めてまいります。

畜産については、和牛子牛の価格は持ち直した感がありますが、長引く飼料価格の高止まりなどにより、厳しい状況は依然として続いております。

畜産は地域循環型農業の要であり、今後とも関係機関と協力して飼養管理技術の向上、低コストで高品質な子牛生産に努めると共に、繁殖雌牛導入事業及び自家保留牛助成事業を継続し、経営規模に応じた優良牛の確保に努め、より安定的な畜産経営を実現するため、さらなる支援を行ってまいります。

次に、林業の振興について申し上げます。

森林は様々な恩恵をもたらしてくれる不可欠な資源です。その資源の維持管理に重要な役割を果たすのが林道です。残り僅かとなった林道作業道の早期災害復旧を進め、森林組合と連携の下、森林経営計画制度を活用した町有林の適正管理、森林環境譲与税を活用した私有林の整備及びライフラインに危険を及ぼす支障木の伐採、また誘致企業である熊本錦グリーンパワーにおける未利用材の再利用を継続してまいります。

商工業の振興、企業誘致、移住定住の促進について申し上げます。

商工業の振興については、近年、経営者の高齢化や後継者不足による事業継続が困難になっていることから、関係機関と事業承継の課題解決に向け連携すると共に、商工業後継者支援制度等による補助等を継続し、活性化を推進してまいります。

次に、企業誘致につきましても、既存誘致企業の活動支援を引き続き行い、若者が求めるＩＴ系企業等のサテライトオフィス誘致を目指し、熊本県及び人吉球磨しごと創生連絡協議会と連携しながら、人材のさらなる流出を抑制するため誘致活動を強化し、誘致達成に向け展開してまいります。

さらに、移住定住の促進につきましても、空き家バンクの充実を図りながらホームページなどを通じて情報を発信し、移住定住促進に努めてまいります。

ふるさと納税につきましても、本町の振興のため貴重な財源であることから、取組をさらに強化し寄附額の確保に

努めると共に、企業版ふるさと納税についても取り組んでまいります。

観光面につきましては、人吉海軍航空基地資料館を中心に、ゼンカイミート、錦バイオマス発電所などの周辺の施設と連携し、コンパクトSDGsスタディプログラムの充実や、空がつなぐまち・ひとづくり推進協議会などの関係団体と連携した企画展を計画しながら、修学旅行及び団体旅行の誘客につながるよう、また、平和学習の拠点及び観光拠点として役割を果たしてまいります。

福祉施策の推進について申し上げます。

全国的に進む少子高齢化は、医療や介護、年金といった持続可能な社会保障制度を確立していく上で、極めて重要な問題となっています。

本町でも、子育て世代への支援は最も重要な行政課題であり、子宝祝い金制度、子ども医療費助成、幼児教育・保育の無償化及び副食費の無償化等を継続し、子どもを安心して育てられる環境づくりを進めてまいります。

障がい者福祉施策は、錦町障がい福祉計画等に基づき、地元地域での自立した生活を送ることができるよう支援を図ってまいります。

高齢者施策につきましては、要介護認定者数の抑制や健康寿命をいかに伸ばすかが重要な課題となっております。

高齢者が、できる限り長く、心身共に健康で自立した生活を送ることができるよう、第9期介護保険事業計画に基づいて、介護予防教室やいきいき百歳体操をプログラムとした地域での通いの場等の介護予防事業の充実に努めてまいります。

令和8年度から、脳いきいき事業を実施し、脳いきいきサポーターを養成し、発症・進行・孤立化予防を目的とした認知症予防プログラムに取り組み、認知機能の維持・向上につなげてまいります。

また、共に支え合う暮らしやすい社会の実現に向け、洗濯・掃除・ゴミ出しなどのちょっとした困り事を解決する有償ボランティア事業に取り組んでまいります。

健康の保持増進について申し述べます。

本町の後期高齢者医療及び介護サービス費は、依然として増加傾向にあります。その要因は、生活習慣病の重症化による入院費等の増によるものです。

生活習慣病の早期発見・予防等には健診が重要であり、健診を継続的に受けていただくことが健康の保持増進の第一歩と考えますので、健診未受診者の受診勧奨を行いながら、受診後の保健指導を徹底してまいります。

また、国民健康保険人間ドック費用助成と後期高齢者医療被保険者を対象とした人間ドック費用助成を実施し、被保険者の受診機会の確保に努めてまいります。

最後に、高齢者の保健指導と介護予防事業の一体的実施事業によるフレイル予防や訪問指導を図ってまいります。

そして、休日健診や施設健診など健診機会の充実、中学生健診と今年度から新たに16歳から18歳までを加え、19歳からの基本健診へつなぐことで、より幅広く多くの町民の皆さんに受診していただける体制づくりに努めてまいります。

今後も、町民一人ひとりが自分の健康は自分で守るという意識を持つことが大事でありますので、引き続き町民の健康意識の醸成を図ってまいります。

教育の振興について申し上げます。

学校教育についてであります。

子どもは未来を担う地域の宝であり、地域創生の活力の源でもあることから、地域に愛着と誇りを持ち、将来にわたって心豊かにたくましく生き抜く力を育むため、伝統や文化に関するふるさと教育と外国語教育の充実に努めてい

ます。

令和5年度から、時間的・金銭的な子育て世帯の負担軽減を図り、より多く子どもたちに学習環境を提供するため、町営塾「にしき未来塾」を開設し、英語検定受験のための学習会を開催しており、今年度も継続してまいります。

政府目標の中学生英検3級相当合格率60%以上を達成するため、英語力の向上、学習の習慣化に努めてまいります。

また、外国語指導助手を3人配置し、日常会話を中心としたコミュニケーション能力の向上を図っており、継続してこれからの国際化社会に対応できる人材の育成に努めてまいります。

GIGAスクール事業については、昨年度においてタブレットの一斉更新を行っており、児童生徒及び教職員がより積極的に活用できる環境が整いましたので、研修等を行いながら、学校や家庭においても利用できるよう取り組んでまいります。

令和5年度から国が進めております中学校部活動の地域移行について、今年度から令和13年度までの6年間を新たに改革実行期間と定めており、本町においても移行が可能な部活動から段階的に地域への移行を進めてまいります。

小中学校全児童生徒を対象とした給食費補助は、引き続き全額を補助する無償化とします。

従来から実施しております就学援助費助成に加え、令和5年度から取り組んでいる入学祝い金支給や就学旅行費補助についても、子育て支援及び保護者の負担軽減策として継続してまいります。

次に、社会教育について申し上げます。

町民全てが「人の和を大切にし、老いても安心して暮らせる町、若人に夢と希望が持てる町」を目指して、生涯学習を推進しながら、人権教育の充実とさらなる啓発を図ってまいります。

町図書館につきましては、年4回のイベントを開催し、図書館の魅力発信を行うと共に、移動図書車によるさらなる利用啓発に努め、住民サービスの向上を図ってまいります。

社会体育については、高齢化や少子化に伴い、近年参加が難しい分館もあることに鑑み、今後においても各種スポーツ行事を工夫改善しながら、取り組んでまいります。

また、軽スポーツやシニアスポーツを取り入れながら、町民の健康増進と地域の連携、生涯スポーツの推進に努めてまいります。

次に、学校給食について申し上げます。

学校給食センターの管理運営につきましては、運営委員会の下、私会計で取り組んでおりましたが、今年度から透明性の確保と適正な管理運営をするため公会計化し、一般会計予算の中に編入し、管理運営を行ってまいります。今後においても、安全、安心でおいしい給食の提供に努めてまいります。

また、施設整備から25年が経過し、調理機器の故障や不具合が見られることから、計画的な機器の更新計画を策定し取り組んでまいります。

消防・防災体制の整備について申し上げます。

町の地域防災計画に基づき、消防本部・消防団・自主防災組織など関係機関との連携を一層強化すると共に、災害・火災時における的確な行動等できるようにするため、防災訓練、消防訓練を継続的に実施いたします。

昨年度は、4月に防災訓練を実施し、マイタイムラインに沿った自助の行動確認や、自主防災組織ごとに計画した訓練に取り組んでいただきました。

12月には、錦町防災士連絡協議会を設立し、18名の防災士の方と共に、今後の防災訓練や研修等を通じて各人のスキルアップを図り、防災体制のさらなる強化に努めてまいります。

地域防災の要である消防団につきましては、人口の減少に伴う若年層の減少という厳しい現実と直面しております。近年入団される団員の中には、オートマチック限定免許のみを所持する方も多く、また、消防団積載車についても導入から30年程度経過している状況にあります。

このため、今年2月に球磨川水系防災・減災ソフト対策事業を活用し、オートマ車4台更新を行い、消防力の強化を図ったところです。

今後も機能別消防団員・女性消防団員の募集を継続すると共に、団員の身分補償や処遇の充実にも取り組んでまいります。

社会資本の整備について申し上げます。

昨今において激甚化する自然災害に対応する事前対策として、斜面对策である道路防災事業や減災を目的とした町管理河川の浚渫を引き続き実施してまいります。

道路については、公共土木施設整備・維持補修の優先順位判定基準に基づき、道路整備及び維持管理を計画的・効率的に進め、橋梁については、近接目視による点検結果に基づき補強・修繕を行い、社会インフラの機能保全と維持管理の徹底に努めてまいります。

また、国の代行事業で行われている球磨大橋架設につきましては、現在、下部工工事及び上部工桁製作工事が、併せて熊本県が実施する橋梁前後の取付け道路については、用地の契約及び左岸側の道路改良工事が進められているところです。

今後におきましても、早期完成に向け、引き続き国・県に要望してまいります。

通学路対策事業としましては、全国的に問題となっている児童生徒が通学途中に車に巻き込まれる悲惨な事故が多発していることを受け、本町においても交通弱者である児童生徒や高齢者の安全確保に向けた取組を、関係機関と連携を図りながら進めてまいります。

水道事業については、令和5年度に策定したアセットマネジメントに基づき、合理的かつ持続可能な経営ができるよう経費の節減に努めると共に、令和8年4月使用分からの料金改定については、議会をはじめ町民の皆様に対し、水道事業の現状及び料金改定の必要性について、町の広報紙等を活用しながら丁寧な説明を行ってまいりました。

また、今後の施設更新を見据えた基金の確保のため、適正な料金体制の確立と町水道への加入促進を図り、より安定的な料金収入の確保及び経営体制の整備を進めてまいります。

下水道事業については、企業会計3年目となる今年度においても、さらなる経営安定化及び施設の長寿命化計画の策定など、体制整備の強化に努めてまいります。

下水道区域外においては、引き続き浄化槽設置への取組を積極的に行い、生活排水環境の整備を図ってまいります。

公営住宅については、建築から40年が経過した住宅が多数あることから、用途廃止となった空き家の解体のほか、長寿命化計画に基づき外壁改修・屋上防水及び排水設備の水洗化など、住宅の維持管理・改善事業を計画的に進め、住環境の整備を図ってまいります。

住宅リフォーム補助制度については、地域経済の活性化と居住環境の向上に大きく寄与しており、引き続き今後も実施してまいります。

以上、所信を述べさせていただきました。

引き続き、令和8年度各会計当初予算の概要について説明をいたします。

まず、一般会計でございます。

本年度の予算の総額は、歳入歳出それぞれ67億2,480万6,000円で、前年度予算に対し1億4,761万

8,000円、2.2%の増であります。

次に、国民健康保険特別会計ですが、歳入歳出予算の総額は12億560万2,000円、前年度に対し4,339万1,000円、3.5%減の計上であります。

次に、介護保険特別会計ですが、歳入歳出予算の総額は12億9,638万1,000円、前年度に対し722万9,000円、0.6%増の計上であります。

次に、後期高齢者医療特別会計ですが、歳入歳出予算総額は2億90万5,000円、前年度に対し2,552万円、14.6%増の計上であります。

次に、水道事業会計ですが、まず収益的収支につきましては、水道料金を主な内容とする水道事業収益、原水及び浄水費、配水及び給水費等の営業費用を主な内容とする水道事業費用を、それぞれ2億485万1,000円と計上しております。

資本的収支につきましては、主に他会計負担金を内容とする資本的収入が7,300万9,000円、建設改良費、企業債償還金を内容とする資本的支出を1億3,220万1,000円と定めております。

最後に下水道事業会計ですが、収益的収支につきましては、下水道使用料、他会計補助金を主な内容とする下水道事業収益を2億2,166万9,000円、流域下水道維持管理負担金等の営業費用を主な内容とする下水道事業費用を2億2,114万4,000円としております。

資本的収支につきましては、主に企業債を内容とする資本的収入が8,627万6,000円、建設改良費、企業債償還金を内容とする資本的支出を1億5,508万4,000円と定めております。

以上、各会計の概要を説明申し上げましたが、令和8年度は人口減少社会への対応が一層問われる年であります。本町においても喫緊の課題であります。

こうした厳しい状況にあっても、地域の強みを生かし、人と人とのつながりを大切にしながら、錦町らしいまちづくりを進めていかなければなりません。先人たちが築き上げてきたふるさと錦町を未来へ確実につなぐため、錦町の将来像である「人の和を大切にし 老いても安心して暮らせる町 若人に夢と希望が持てる町」の実現に向け、職員と共に全力で町政運営に取り組んでまいります。

何とぞ慎重御審議の上、御決定賜りますようお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりました。

本案につきましては、各常任委員会において調査及び審査をお願いします。

なお、委員長報告及び質疑、採決は、17日に行います。

日程第10. 議案第11号

日程第11. 議案第12号

日程第12. 議案第13号

日程第13. 議案第14号

○議長（荒川 孝一君） 日程第10、議案第11号令和7年度錦町一般会計補正予算（第8号）から日程第13、議案第14号令和7年度錦町下水道事業会計補正予算（第4号）までの4議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第11号令和7年度錦町一般会計補正予算（第8号）、議案第12号令和7年度錦町介護保険特別会計補正予算（第4号）、議案第13号令和7年度錦町水道事業会計補正予算（第4号）、議案第14号

令和7年度錦町下水道事業会計補正予算（第4号）、以上4議案につきましては、令和7年度各会計の補正予算に関する案件でございます。

まず、一般会計補正予算（第8号）は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億7,958万8,000円を追加し、予算の総額を73億3,340万6,000円とする案件でございます。

補正の主なものは基金への積立金、各事業の確定に伴い事業費を調整する案件のほか、繰越明許費、債務負担行為、地方債の補正でございます。

次に、介護保険特別会計補正予算（第4号）は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ255万6,000円を減額し、予算の総額を13億5,008万8,000円とする案件と債務負担行為の設定でございます。

次に、水道事業会計補正予算（第4号）は、収益的収入及び支出の補正で、収入・支出をそれぞれ143万7,000円減額し、資本的収入及び支出の補正で収入を1,190万円、支出を1,177万3,000円それぞれ減額する案件と企業債等の補正でございます。

次に、下水道事業会計補正予算（第4号）は、収益的収入及び支出の補正で、収入・支出をそれぞれ314万7,000円減額し、資本的収入及び支出の補正で、収入を1,384万2,000円、支出を1,298万3,000円それぞれ減額する案件と企業債等の補正でございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） 一般会計から御説明いたします。

議案つづり8ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費の追加ですが、翌年度へ繰越し予定の一般会計16の事業となります。

事業名、繰越し金額の順に読み上げて説明いたします。

1番目に庁舎太陽光発電蓄電システム修繕368万4,000円は、庁舎屋上に設置してあります蓄電システムが故障し、予備費を充用し修繕を行っているところですが、蓄電池の解析や修繕に期間を要し、年度内完了が見込めないため繰り越すものです。

次に、錦町くま川鉄道経営安定化補助金（災害復旧費）446万7,000円は、令和2年7月豪雨で被災したくま川鉄道球磨川第4橋梁建設工事に伴う補助金で、橋梁建設工事に期間を要し、年度内完了が見込めないため繰り越すものです。

次に、錦町介護基盤緊急整備特別対策事業補助金829万2,000円は、公民館等の施設を介護予防拠点として活用するためのスロープの設置や老朽化対応等の改修費用の補助金となりますが、県からの交付決定が2月となり、資材の確保や労務者の手配調整に日数を要することから、年度内完了が見込めないため繰り越すものです。

次に、物価高対応子育て応援手当支給事業155万7,000円は、ゼロ歳から高校3年生までの子ども1人当たり2万円を支給する事業ですが、対象児童には3月末までに生まれる新生児も含まれており、交付決定から支払いまでを年度内に完了することが困難なため繰り越すものです。

次に、団体営日記堂地区農業水路等長寿命化・防災減災事業（ポンプ操作盤更新）負担金234万5,000円は、操作盤の納入時期が遅れたことにより、年度内の完了が見込めないため繰り越すものです。

次に、古川幹線排水路改修工事2,630万円は、床版コンクリート打設のための締切り排水工事を行っておりますが、水量が多く排水作業に不測の日数を要していることから、年度内の完了が困難となり繰り越すものです。

次の、公有林整備事業（補助事業）2,614万5,000円、その次の公有林整備事業（単独事業）546万円ですが、間伐材の搬出経路に用いる林道の橋梁PCB除去工事の工期が延長となり、業務の着手が遅れたことにより、年度内完了が困難なため繰り越すものです。

次に、土砂災害危険住宅移転促進事業（迫地区）300万円は、土砂災害特別警戒区域からの住宅移転に対する補助金ですが、住宅建設に期間を要し、年度内の事業完了が困難となったことから繰り越すものです。

次に、非常用発電機部品取替修繕101万2,000円は、役場庁舎の非常用発電機について保守点検の際にオイル漏れ、蓄電池の能力低下等が確認されたため、予備費を充用し修繕しているところですが、蓄電池の納品が年度内に間に合わないため繰り越すものです。

次に、町道松里永野線（永野工区）道路改良事業7,116万6,000円は、黒辺田野橋上部工に関連する床版コンクリート工、高欄設置工等になりますが、上部工工事における桁架設工事の完了後でなければ着手できず、年度内完了が困難なため繰り越すものです。

次に、道路側溝改修事業1,360万円は、町道昭和線及び中の迫線の道路側溝改修工事になりますが、昭和線については地元からの要望書対応で実施する工事であり標準工期が確保できないため、中の迫線につきましては、関係者との協議に時間を要したことなどから発注ができず、年度内完了が困難なため繰り越すものです。

次に、橋梁長寿命化計画事業410万円は、木綿葉大橋照明漏電改修工事になりますが、原因調査及び補修方法の検討に時間を要し、必要な工期が確保できないため繰り越すものです。

次に、町道錦中央線道路改良事業270万円は、交差点局部改良測量設計業務になりますが、用地交渉に不測の時間を要し、年度内完了が見込めないことから繰り越すものです。

次に、学校給食施設修繕132万1,000円は、給食センター各種機器の修繕になりますが、冬休み期間中の点検により要修繕箇所が判明し、春休み期間での修繕となるため、年度内での完了が困難なため繰り越すものです。

最後に、林業施設災害復旧費1,109万4,000円ですが、同一路線での工事箇所が多数あり長期の工期を要するため、年度内完了が見込めず繰り越すものです。

繰越明確費の説明は以上です。

次に、9ページをお願いします。

第3表、債務負担行為、8件です。

期間はいずれも、令和7年度から8年度です。

事項、限度額の順に読み上げて説明いたします。

まず一番上から、議会だより印刷業務87万円は、年4回発行する議会だよりの印刷業務です。

次に、行政事務補助業務442万2,000円は、行政事務補助として1人分の人材派遣委託料です。

次に、広報にしき印刷業務353万9,000円は、毎月発行する広報にしき及び行事予定表の印刷業務です。

次に、ゴミ収集業務1,252万7,000円は、町内一円のゴミ収集業務委託料です。

次に、プラスチック製容器包装選別及び梱包業務173万9,000円です。

次に、生ゴミ処理業務336万円は、生ゴミの収集、処理業務です。

次に、外国青年派遣業務543万9,000円は、外国語の語学指導を行う語学指導助手1人分の業務委託料です。

次に、学校給食センター調理等業務4,389万円は、学校給食調理及び配送業務委託料です。

以上8件の業務につきましては、いずれも年度開始前に契約等を行いたいことから、債務負担行為の設定を行うものです。

債務負担行為についての説明は以上です。

次のページをお願いします。

第4表、地方債補正（廃止）が1件です。

農村地域防災減災事業（公共事業等債）は、起債の限度額を220万円とし借入れを予定しておりましたが、県営事業として実施される相良地区農村地域防災減災事業において、事業の見直しにより事業費が減額となり、本町が負担する事業負担金が少額となったため、財源として予定していた地方債全額を廃止するものです。

地方債補正についての説明は終わります。

次に、議案つづり14ページ、15ページをお願いします。

歳入から御説明いたしますが、5万円未満の補正につきましては、慣例により、以降の各課長からの説明は原則として割愛させていただきますので御了承をお願いします。

総務課関係から御説明いたします。一番上からです。

10款1項1目1節地方特例交付金36万1,000円は、交付額決定によるものです。

次に、11款1項1目1節地方交付税1億3,634万4,000円は、補正予算の所要額の財源として、普通交付税を計上しております。

18ページ、19ページをお願いします。下段です。

16款2項1目3節生活交通維持活性化総合交付金、減額の38万5,000円は、地方バスに対する交付金で、交付決定によるものです。

次のページをお願いします。中段です。

同款3項1目8節参議院議員選挙委託金、減額の160万3,000円は、執行額の確定による減額です。

次に、17款1項2目1節利子及び配当金1,069万3,000円は各種基金の利子で、主なものとしまして財政調整基金利子481万3,000円、減災基金利子270万9,000円、説明欄は次のページになりますが、公共施設整備基金利子301万6,000円です。

ページは22ページ、23ページです。2段目です。

同款2項1目1節土地売却収入354万4,000円は、町有地の売却収入で、旧一武保育所跡地の八藪分譲地1筆、その他の町有地2筆分となります。

次に、18款1項1目1節一般寄附金7万5,000円は、3件分となります。

次に、19款2項5目1節社会福祉振興基金繰入金、減額の200万円は、温泉センター泉源地のポンプ更新の財源として計上しておりましたが、一般財源で対応するため減額するものです。

次のページをお願いします。上段からです。

20款1項1目1節前年度繰越金1,196万1,000円は、今回の補正の財源として計上するものです。

次に、一つ飛びまして、21款4項1目1節雑入24万7,000円のうち、主なものとしまして市町村振興協会市町村交付金67万5,000円は、交付決定による増額です。

次に、同項4目1節デジタル基盤改革支援補助金、減額の386万7,000円は、地方公共団体システム標準化に対する補助金で、交付決定によるものです。

22款町債につきましては、第4表、地方債補正で御説明したとおりです。

次に、28ページ、29ページをお開きください。

歳出です。歳入と同様、5万円未満の補正につきましては、以降の各課長からの説明は割愛させていただきますの

で御了承願います。

上段からです。

1款1項1目議会費10節需用費、減額の37万3,000円、11節役務費、減額の57万7,000円は、議会
だより印刷製本費、会議録調整手数料のいずれも不用見込み額になります。

次に、2款1項1目一般管理費3節職員手当等15万円は、時間外勤務手当で所要見込み額を計上しております。

次に、18節負担金補助及び交付金1,134万円は、地方バス運行等特別対策補助金15万8,000円、次に、
くま川鉄道再生協議会負担金8万4,000円、次に、くま川鉄道経営安定化事業補助金1,109万8,000円は、
いずれも所要額の確定に伴う増額となります。

次に、一番下です。

5目財産管理費10節需用費110万円は、庁舎電気料の不足見込み額となります。

次のページをお願いします。

次に、8目防犯費18節負担金補助及び交付金16万8,000円は、人吉地区防犯協会連合会負担金で、人件費
の増による負担金の増です。

次に、9目財政調整基金費24節積立金1億3,494万1,000円は、基金利息、普通交付税等を財源として、
現時点での余剰金を積み立てるものです。

次に、10目減債基金費24節積立金1,261万2,000円は、預金利息及び普通交付税追加交付における臨時
財政対策償還費相当分を積み立てるものです。

次に、13目公共施設整備基金費24節積立金301万7,000円は、預金利息等の運用益を積み立てるもので
す。

次のページをお願いします。中段です。

同款4項5目参議院議員選挙費1節報酬から13節使用料及び賃借料までの減額159万9,000円は、令和
7年7月に執行された参議院議員選挙の執行残となります。

次に、同款6項1目監査委員費1節報酬、減額の15万6,000円、8節旅費、減額の9万8,000円は不用額
となります。

次に、46ページ、47ページをお願いします。一番下です。

8款5項3目大王原住宅管理費11節役務費、減額の10万6,000円、12節委託料、減額の25万円は、消
火器詰め替え手数料、清掃業務委託料の執行残となります。

次のページをお願いします。上段です。

9款1項1目消防総務費18節負担金補助及び交付金211万3,000円は、人吉下球磨消防組合負担金の増額
で、人事院勧告による人件費の増によるものです。

次に、52ページ、53ページをお願いします。

下段の12款1項1目元金22節償還金利支及び割引料、減額の64万3,000円は、償還額の確定による減額
となります。

総務課関係は以上です。

○議長（荒川 孝一君） ここで10分ほど休憩します。休憩後は11時15分から開議します。

午前11時07分休憩

午前11時15分再開

○議長（荒川 孝一君） 休憩前に引き続き開議します。

吉田住民福祉課長。

○住民福祉課長（吉田 誠二君） 住民福祉課関係を説明いたします。

まず、歳入です。

議案つづり16ページ、17ページをお願いします。

15款1項1目民生費国庫負担金1節障がい者福祉費負担金96万5,000円は給付費増に伴うものです。

3節児童福祉費負担金3,400万円は、公定価格改定に伴うものです。

4節児童手当国庫負担金、減額537万8,000円は支払い実績によるものです。

次のページをお願いします。

16款1項1目民生費県負担金1節障がい者福祉費負担金48万2,000円は、給付費増に伴うものです。

3節児童福祉費負担金1,044万5,000円は、公定価格改定に伴うものです。

4節児童手当県負担金、減額26万7,000円は支払い実績によるものです。

同款2項2目民生費県補助金1節社会福祉費補助金、減額519万9,000円のうち、2行目、障がい者住宅改造助成事業補助金、減額58万3,000円は実績見込みに伴うものです。それと一番下の行、LPガス価格高騰対応生活者支援事業補助金、減額421万2,000円は事業費確定に伴うものです。

24ページ、25ページをお願いします。

21款4項2目1節過年度収入82万1,000円は、令和6年度児童手当等交付金の確定に伴うものです。

歳入は以上です。

次に、歳出です。

30ページ、31ページをお願いします。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費、減額257万9,000円です。内訳として、8節旅費、減額7万5,000円は実績確定によるものです。

12節委託料、減額194万円は戸籍情報システム標準化対応業務委託料、減額151万8,000円と、次のページをお願いします。住民基本台帳ネットワーク機器保守業務委託料、減額42万2,000円です。いずれも契約変更により減額をするものです。

13節使用料及び賃借料、減額56万6,000円は住民基本台帳ネットワーク機器リース料の契約変更により減額をするものです。

次のページをお願いします。

3款1項1目社会福祉総務費170万8,000円、内訳として、7節報償費125万円は子宝祝い金の不足が見込まれることから計上をするものです。

18節負担金補助及び交付金、減額10万円は民生委員協議会補助金の交付額確定によるものです。

19節扶助費54万8,000円は、更生医療給付費の不足が見込まれることから計上をする193万1,000円と、住宅改造給付費の実績見込みによる減額116万7,000円と、身体障がい者等福祉手当の実績確定による減額21万6,000円です。

次のページをお願いします。

一番下の行になります。6目給付金支給事業18節負担金補助及び交付金、減額842万6,000円は、LPガ

ス価格高騰対応生活者支援事業補助金の交付額確定に伴うものです。

次のページをお願いします。

同款２項３目母子福祉費１９節扶助費１８万１,０００円は、ひとり親家庭等医療費助成の不足見込み額を計上するものです。

４目保育所費１８節負担金補助及び交付金６,８０９万９,０００円は、公定価格改定に伴う子どものための教育・保育給付費の不足が見込まれる６,７０９万１,０００円と、対象者の増加に伴う障がい児保育事業補助金の不足が見込まれる１００万８,０００円を計上するものです。

以上で、住民福祉課関係の説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 中村企画観光課長。

○企画観光課長（中村 裕二君） 企画観光課関係を御説明いたします。

まず、歳入です。

議案つづり１４、１５ページをお願いいたします。

下段です。１４款２項１目総務手数料６節錦ネット初期設定手数料７９万２,０００円は、民間事業者が提供するインターネットサービスの終了により、町のインターネットサービスへの申込みが増加傾向にあることから増額するものです。

２０、２１ページをお願いいたします。下段です。１７款１項２目１節利子及び配当金１,０６９万３,０００円のうち、企画観光課分としまして、次のページをお願いいたします、上段の説明欄にあります４行目、情報通信施設整備基金利子９万１,０００円は、錦町情報通信施設整備基金の預金利息によるものです。

歳入は以上です。

次に、歳出です。

３４ページ、３５ページをお願いいたします。

上段です。２款７項２目広報費１０節需用費、減額の１０９万３,０００円は広報錦印刷製本費で印刷業務委託料の執行残を減額するものです。

次に、同項５目錦ネット通信事業費１１節役務費４２万７,０００円は、先ほど歳入で御説明しました町のインターネット申込みの増加に伴う初期設定手数料と九州電力及びＮＴＴの電柱・管路利用照会手数料が不足することが見込まれるため増額するものです。

次に、２１節補償補填及び賠償金、減額の５万１,０００円はあいねっと通信事業関連事故に伴う損害賠償金の執行残を減額するものです。

次に、２４節積立金９万１,０００円は、歳入で御説明しました情報通信施設整備基金の預金利息を同基金へ積み立てるものです。

以上で、企画観光課関係の説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 大森保険政策課長。

○保険政策課長（大森 光春君） 保険政策課関係の説明をいたします。

まず、一般会計の歳入です。

議案つづり１４ページ、１５ページをお願いします。

１３款２項１目民生費負担金１節老人福祉措置費負担金、減額５５万円は老人福祉施設入所者負担金の年間見込額変更によるものです。

次のページをお願いします。

15款1項1目民生費国庫負担金5節介護保険事業費等負担金16万3,000円は、低所得者保険料軽減負担金の交付決定によるものです。

次のページをお願いします。

16款1項1目民生費県負担金955万9,000円のうち、2節保険基盤安定負担金、減額118万2,000円は後期高齢者医療分の交付決定によるものです。

5節介護保険事業費等負担金8万1,000円は、低所得者保険料軽減負担金の交付決定によるものです。

同款2項2目民生費県補助金1節社会福祉費補助金、減額519万9,000円のうち、減額41万6,000円は高齢者住宅改造助成事業の申請がなかったため全額減額するものです。

次のページをお願いします。

5節介護基盤緊急整備特別対策事業補助金、減額568万7,000円は介護基盤緊急整備事業計画変更に伴うものです。

歳入は以上です。

次に、歳出です。

34ページ、35ページをお願いします。

3款1項2目老人福祉費、減額1,205万5,000円、内訳として10節需用費、減額19万7,000円は金婚夫婦表彰事業及び敬老会執行費用補助事業に係る執行額の確定によるものです。

12節委託料、減額47万9,000円は金婚夫婦表彰事業及び緊急通報サービス事業に係る執行額の確定によるものです。

17節備品購入費、減額9万2,000円は介護予防教室で使用するノートパソコン購入の入札残を減額するものです。

18節負担金補助及び交付金、減額696万3,000円の内訳は、老人クラブ活動事業、高齢者住宅改造助成事業、敬老会執行費用補助事業、高齢者タクシー利用助成事業及び介護基盤緊急整備特別対策事業に係る執行額の確定によるものです。

19節扶助費、減額176万8,000円は、老人福祉施設入所者の移動に伴い措置費を減額するものです。

27節繰出金、減額255万6,000円は、介護保険特別会計への繰出金で介護保険特別会計において説明いたします。

一般会計については以上です。

次に、介護保険特別会計です。

62ページをお願いします。

まず、第2表債務負担行為です。事項欄の要介護認定調査員派遣業務から一番下の認知症地域支援事業推進員派遣業務の6業務につきましては、地域包括センター職員として、令和8年度に予定している人材派遣委託料になります。期間は令和7年度から令和8年度、限度額は6業務で3,320万9,000円です。以上、6件の業務につきましてはいずれも年度開始前に契約を行いたいことから債務負担行為の設定を行うものです。

債務負担行為の説明は以上です。

次に、歳入です。

66ページ、67ページをお願いします。

3款1項1目介護給付費負担金7万4,000円は、国庫分の交付額変更によるものです。

5款1項1目介護給付費負担金、減額7万4,000円は県費分の交付額変更によるものです。

6款1項4目その他一般会計繰入金、減額255万6,000円は、歳出において説明いたします。

歳入は以上です。

次のページをお願いします。

歳出です。

1款3項2目介護認定審査会費、減額255万6,000円は、18節負担金補助及び交付金で、球磨郡介護認定審査会負担金、システム標準化の減額によるものです。

2款1項5目施設介護サービス給付費、減額150万円は、18節負担金補助及び交付金で給付見込額を減額するものです。

次のページをお願いします。

同款2項1目介護予防サービス給付費120万円は、18節負担金補助及び交付金で給付見込額を計上するものです。

同項7目介護予防サービス計画給付費30万円は、18節負担金補助及び交付金で給付見込額を計上するものです。

以上で、保険政策課関係の説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 箕田健康増進課長。

○健康増進課長（箕田 俊哉君） 健康増進課関係を説明いたします。

議案つづり24、25ページをお願いいたします。

歳入です。

21款4項1目1節雑入24万7,000円です。健康増進課関係では、各種健康診査受診者負担金、減額の40万2,000円です。内容は、健診事業確定によるものです。

次に、38、39ページをお願いいたします。

歳出です。

4款1項1目保険衛生総務費18節負担金補助及び交付金17万円です。内容は、年末年始にインフルエンザ流行に備え、当初の予定の当番医療機関とは別に追加で開院された医療機関がありましたので、その追加の負担金となります。

次に、同項5目母子保健事業12節委託料60万円です。内容は、妊婦健康診査において今後不足が見込まれるためです。

次のページをお願いいたします。

同項6目保健センター費10節需用費7万7,000円です。内容は保健センターの電気使用料で所要見込額を計上しております。

以上、健康増進課の説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 東農林振興課長。

○農林振興課長（東 貴志君） 農林振興課関係を御説明いたします。

議案つづり20、21ページをお願いいたします。

1段、2行目です。歳入です。

16款2項4目農林水産業費県補助金1節農業費補助金、減額の292万8,000円です。主な内訳は、水田産

地化総合推進事業費補助金、減額の23万6,000円は交付決定に伴う減額です。

経営所得安定対策推進事業費補助金、減額の21万5,000円は交付決定に伴う減額です。

中山間地域等直接支払推進交付金31万7,000円は、交付決定に伴い増額を行うものです。

就農準備資金・経営開始資金補助金、減額の300万円は該当者がいなかったため減額するものです。

水利施設管理強化事業補助金、減額の9万8,000円は国営事業施設の運営管理に対する補助になりますが、交付決定に伴う減額です。

2行飛ばしまして、農業水利施設電気料金高騰対策事業補助金28万8,000円は土地改良区に対する電気料金高騰分の補助になり、交付決定に伴う増額となります。

以上が主な内訳となります。

歳入は以上です。

歳出になります。

40、41ページをお願いいたします。

3段目です。6款1項3目農業振興費18節負担金補助及び交付金、減額の300万円は、歳入同様に収納準備資金・経営開始資金補助金の該当者がいなかったため減額をするものです。

4目畜産業費7節報償費、減額の13万5,000円は畜産振興対策事業における共進会等の出品実績に伴う減額です。

5目農地費18節負担金補助及び交付金45万4,000円です。内訳は、錦南部農道事業に係る熊本県土地改良事業団体連合会特別賦課金5万7,000円と、次のページをお願いいたします。日記堂地区における団体営事業のポンプ操作盤更新事業費の増加に伴う負担金の増額が5万7,000円、土地改良区等に対する電気料金高騰に対する補助金が合わせて34万円となります。

6目水田農業構造改革対策事業費18節負担金補助及び交付金、減額の45万1,000円です。内訳は、歳入でもありました水田産地化総合推進事業、減額の23万6,000円と経営所得安定推進事業、減額の21万5,000円です。いずれも補助額確定に伴う減額となります。

11目川辺川総合土地改良費です。18節負担金補助及び交付金、減額の19万1,000円は、水利施設管理強化事業補助金で補助額確定に伴う減額となります。

2項1目林業総務費18節負担金補助及び交付金、県地産林道協会特別負担金19万2,000円です。県営事業の実績に伴い、県の治産林道協会へ支出するものです。

3目公有林整備事業12節委託料231万7,000円です。西井手ノ下地区における要望書対応の伐採業務になります。

以上で農林振興課を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山 拓二君） 地域整備課関係を御説明いたします。一般会計からです。

議案つづりは40ページ、41ページをお開きください。

2段目です。歳出になります。

4款3項1目上水道費27節繰出金、減額194万2,000円、歳出予算減額に伴う繰出金の調整です。後ほど水道事業会計補正予算にて説明いたします。

次に、44ページ、45ページをお開きください。

3 段目です。8 款 1 項 1 目土木総務費 1 2 節委託料 1 0 2 万 1, 0 0 0 円の減は、緊急自然災害防止事業において、法面詳細設計、護岸設計などの設計業務が確定したことによる減です。

2 項 1 目道路維持費 7 節報償費 5 万 9, 0 0 0 円の増、こちらは町道手入れ等、町道の除草作業、清掃作業を各分館にお願いしておりますが、報償費の算定方法等を改めて検討し、今回一律 3 万円を各分館に奨励金として支払うよう変更したことによる不足分の増です。

2 項 2 目道路新設改良費 1 2 節委託料 1 1 5 万 4, 0 0 0 円の減、こちらは事業番号 4 2 5 の町道松里永野線道路改良事業、次のページ、4 7 ページの 4 3 5、橋梁長寿命化計画事業、8 2 2 の町道改良事業において、それぞれの業務が完了し、確定したことによる減額です。

前のページ、4 4 ページ、4 5 ページにお戻りください。

1 4 節工事請負費 2, 2 0 4 万 1, 0 0 0 円の減、こちらは事業番号 4 2 5 の町道松里永野線道路改良事業、次のページ 4 7 ページの 4 3 5、橋梁長寿命化計画事業においてそれぞれの工事が完了し確定したことなどによる減額です。

2 1 節補償補填及び賠償金 6 0 万円の増、こちらは事業番号 4 2 5 号の町道松里永野線道路改良事業において支障電柱の移転費用が 1 本増えたことによる増額です。

4 項 1 目下水道費 2 7 節繰出金 3 3 5 万 8, 0 0 0 円の減、こちらは下水道事業会計繰出金ですが、歳出予算の減額に伴い繰出金の調整です。後ほど下水道事業会計補正予算にて説明いたします。

5 項 1 目住宅管理費 1 2 節委託料 1 0 6 万円の減、こちらは住宅施設整備費において公営住宅の工事設計業務が完了し、額が確定したことによる減額。また、アスベスト調査委託料についても、今後の見込みによる減額です。

一般会計は以上です。

続きまして、水道事業会計について説明いたします。別冊の水道事業会計補正予算書 2 ページをお開きください。

議案第 1 3 号令和 7 年度錦町水道事業会計補正予算（第 4 号）です。

第 2 条で収益的収入及び支出の補正を計上しており、それぞれ収入、支出共に 1 4 3 万 7, 0 0 0 円を減額しております。

第 3 条で資本的収入及び支出の補正を計上しており、それぞれ収入では 1, 1 9 0 万円を減額、支出では 1, 1 7 3 万 3, 0 0 0 円を減額しております。

3 ページです。

第 4 条では、企業債について補正しております。起債の限度額を 3, 5 9 0 万円から 2, 4 0 0 万円に減額しております。起債の目的、起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。

第 5 条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費について補正をしております。職員給与費としまして既決予定額 1, 2 0 1 万 8, 0 0 0 円から 1 0 万 6, 0 0 0 円を増額しております。

また、第 6 条では、他会計からの補助金の補正を計上しています。一般会計からの補助金としまして既決予定額 9, 9 3 1 万 8, 0 0 0 円から 1 9 4 万 2, 0 0 0 円を減額しております。

次に、補正の内容について予算実施計画明細書により説明いたします。

8 ページをお開きください。

収益的収入です。

1 款 1 項 1 目 1 節水道料金、増額の 3 9 万 9, 0 0 0 円は、現年分の未収金について未納者対応業務を強化したことにより増額となっており、このうち収益的支出の賞与等引当金繰入額分を計上しております。

2目1節手数料、増額の10万6,000円は督促手数料でございます。

2項2目他会計補助金1節一般会計負担金、減額の194万2,000円は、次に説明いたします収益的支出の歳出予算減額に伴う繰入金の減です。

9ページをお開きください。

収益的支出です。

1款1項3目総係費、増額100万5,000円です。このうち手当、賞与等引当金繰入額等、人件費については時間外勤務手当を除き説明を省略いたします。

2節手当10万6,000円のうち、時間外勤務手当は40万3,000円の増額です。現在、年度末までの未納者対応業務を強化しており徴収等を行っておりますが、3月も引き続き業務を行う必要があるため、不足額を増額補正するものです。

38節雑費は、50万円の増額です。こちらは給水管の延長助成金で、町で付設している本管からメーターまでの延長が長い場合、工事費の一部を助成するものですが、助成金に不足が生じたため増額するものです。

続きまして、2項2目1節消費税247万9,000円の減額です。消費税額が確定したことによる減額です。

3項4目1節貸倒損失3万7,000円の増額です。債権回収が不可能な4名について、債権放棄したことによるものです。

続きまして、10ページをお開きください。

資本的収入です。

1款1項1目1節企業債1,190万円の減です。企業債について、下井手ノロ及び下須地区の配水管布設工事が減額となることから予算を減額するものです。

続きまして、11ページをお開きください。

資本的支出です。

1款1項1目1節水道施設整備事業費1,177万3,000円の減です。先ほど資本的収入の企業債で説明いたしました排水管布設工事と、加えて下原地区の管布設工事について、現年度執行見込額と翌年度への繰越額を除いた額について減額するものです。

水道事業会計は以上です。

続きまして、下水道事業会計について説明いたします。

別冊の下水道事業会計補正予算書2ページをお開きください。

議案第14号令和7年度錦町下水道事業会計補正予算（第4号）です。

第2条で、収益的収入及び支出の補正を計上しております。収入、支出については、それぞれ314万7,000円を減額するものです。

第3条で、資本的収入及び支出の補正を計上しております。収入では1,384万2,000円の減額、支出では1,298万3,000円を減額しております。

3ページをお願いいたします。

第4条では、企業債について補正しております。起債の減額を2,730万円から1,390万円に減額しております。起債の目的、起債の方法、利率、償還の方法については変更ありません。内容は、流域下水道建設事業の変更に伴う負担金の減額です。

第5条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費について補正をしております。職員給与費とし

まして、既決予定額796万円から22万8,000円を増額しております。

また、第6条では他会計からの補助金の補正を計上しております。特定環境保全公共下水道事業としまして、既決予定額1億1,357万5,000円から335万8,000円を減額しております。農業集落排水事業の補正はございません。

内容については、予算実施計画明細書により説明いたします。

8ページをお開きください。収益的収入です。

1款1項1目1節下水道使用料11万1,000円の増です。年間での料金収入の推移を算出した結果、増加を見込んでおり、今回11万1,000円を計上しております。

2目1節雨水処理負担金335万8,000円の減です。こちらは雨水処理に係る費用を一般会計から負担しておりますが、基準外の不用額を減額するものです。

4目1節手数料10万円の増です。こちらは督促料で、下水道使用料の過年度分や現年度分の未収金など未納者対応業務を強化したことにより、このうち時間外勤務手当に係る費用分を計上しております。督促手数料も増となっております。

9ページをお願いいたします。

収益的支出です。

1款1項4目総係費21万6,000円の増です。2節手当22万3,000円は時間外勤務手当です。こちらも未納者対応業務を強化したことにより、3月も引き続き業務を行う必要があるため不足額を増額補正するものです。

6目1節川地区農業集落排水事業負担金70万3,000円の減額です。相良村に支払う木上、高原、平岩などの川地区農業集落排水事業負担金が確定したため不用額を減額するものです。

続きまして、2項1目1節企業債利息13万4,000円の増は、特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業に係る企業債借入れに伴う、それぞれの償還利息の不足分を計上しております。

2目1節消費税492万円の減額です。消費税が確定したことにより、減額しております。

3項4目1節貸倒損失212万6,000円の増額です。滞納となっていたもののうち、債権回収が不可能となったもののほか、時効が到来した下水道使用料、受益者分担金について債権放棄したことによるものです。

続きまして、10ページをお開きください。

資本的収入です。

1款1項1目1節下水道事業債1,340万円の減です。流域下水道建設事業の変更に伴う負担金の減額によるものです。

9項1目1節分担金44万2,000円の減です。下水道の新規接続に伴う公共ます設置が当初見込みより少なく、受益者分担金を減額するものです。

続きまして、11ページをお開きください。

資本的支出です。

1款1項1目污水管渠建設費25節工事請負費350万円の減です。公共ます設置数が当初見込みより少なかったため、公共ますの設置工事費も減額するものです。

4目1節流域下水道建設負担金1,070万3,000円の減です。流域下水道建設事業の変更に伴う負担金の減額によるものです。

2項2目1節その他の元金償還金122万円の増です。特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業に係る

企業債借入れに伴う元金償還金について、それぞれの不足分を計上しております。

下水道事業関係は以上です。

以上、地域整備課関係の説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） 教育振興課関係を御説明します。

歳入です。

16、17ページを御覧ください。下段になります。

15款2項5目教育費補助金2節公立学校施設整備費補助金、減額7万1,000円は、小中学校の屋内運動場空調設備整備に係る交付金で、交付決定によるものです。

次は、歳出です。

48、49ページを御覧ください。中段です。

10款1項2目事務局費18節負担金補助及び交付金、減額15万円は、小中学校入学祝い金の交付実績に基づく執行残の減額です。

次に、2項6目学校施設環境改善交付金事業12節委託料、減額88万9,000円、次のページをお願いします。3項7目学校施設環境改善交付金事業12節委託料88万9,000円は、小中学校の屋内運動場空調設備整備に係る設計業務委託料になりますが、中学校体育館の武道場に係る面積の増と、小中学校3校の高圧受変電設備設計業務の追加による予算の組み替えになります。

次に、4項1目社会教育総務費3節職員手当等28万円は、社会教育係4名分の時間外勤務手当所要見込額の追加計上です。

次に、5項2目体育施設費15万5,000円です。10節需用費光熱水費7万円は電気料の不足見込額の追加計上です。

17節備品購入費8万5,000円は、町民グラウンドの指揮台購入費の執行残、減額5万5,000円と、武道館で使用するスポットクーラーの購入費14万円の増減になります。

次のページをお願いします。

6項1目学校給食センター費10節需用費132万1,000円は、調理機器やボイラー配管等、修繕料の追加計上になります。

以上、教育振興課関係の説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） ここで昼食のため休憩します。休憩後は午後1時30分から開議します。

午前11時54分休憩

午後1時30分再開

○議長（荒川 孝一君） 休憩前に引き続き開議します。

午前中に、議案第11号令和7年度錦町一般会計補正予算（第8号）から、議案第14号令和7年度錦町下水道事業会計補正予算（第4号）までの4議案の提案理由の説明が終わりましたので、ただ今から、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。8番、岡田議員。

○議員（8番 岡田 武志君） 8番。8ページの繰越明許費について質問いたします。

一番初めの総務費の総務管理費の中で庁舎太陽光発電蓄電システムの修繕となっておりますが、これは一体どうい

った内容の工事というか障害なのか。これは結局、繰越しですので、修繕できないことによって、どのような今不具合が起きているのかをお聞きします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

庁舎太陽光発電蓄電システムの修繕という内容ですけれども、庁舎の屋上に太陽光の施設がありまして、その発熱を用いまして蓄電システムがございます。その蓄電システムの中から庁舎内の電気の一部を賄っている状態ですけれども、それが10月末頃から全く稼働していないという状況が点検によって発覚したところです。

影響につきましては、電気料への影響になりますけれども、月当たり二、三万円程度の影響がこれまで出ている状況です。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 8番、岡田議員。

○議員（8番 岡田 武志君） 8番。そういった影響が出ているということですので、これできるだけ早く修繕したほうがいいということで、あと関連して、9款の消防費の中で非常用電源部品取替え修繕とあっておりますが、これはこの非常用電源の部品を交換することができなくて繰り越しているということではないのでしょうか。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

修繕の内容につきましては、点検の際に機械からのオイル漏れと蓄電池の能力の低下が確認されたということで、直ちに実害があるわけではございませんが、今後、万が一、発電機を使用する際に無事に動きますように事前の準備というところになっております。

○議長（荒川 孝一君） 8番、岡田議員。

○議員（8番 岡田 武志君） 8番。ということは、障害が発生しているけれども、いざというときには発電はできる状態ではあるということですか。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

現在は稼働はできる状態となっております。

それと、先ほど答弁を抜けておりましたが、機械のほうの納品のほうがやはり間に合わないということで遅れております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第11号令和7年度錦町一般会計補正予算（第8号）については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第12号令和7年度錦町介護保険特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第13号令和7年度錦町水道事業会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第14号令和7年度錦町下水道事業会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第15号

○議長（荒川 孝一君） 日程第14、議案第15号錦町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第15号錦町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例でございます。

本案件につきましては、4月から始まることも誰でも通園制度の実施に伴い、基準を定めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 吉田住民福祉課長。

○住民福祉課長（吉田 誠二君） 議案つづり74ページをお願いいたします。

議案第15号錦町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について説明いたします。

議案第15号は、保育所等に通っていない6ヶ月から満3歳未満の子どもを対象に、保護者の就労要件を問わず、月一定時間まで保育所等において適切な遊び及び生活の場を与えと共に、子育てについての情報の提供等を行う乳児等通園支援事業、いわゆる誰でも通園制度が、令和8年4月1日から給付化されます。

この条例は、内閣府令で定める特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準に基づき、市町村が条例で定める必要があることから、今回、国の基準どおりとした本条例を提案するものです。

第1条では趣旨を規定し、特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関し、必要な事項を定めるとしております。第2条では一般原則を、第3条では利用定員に関する基準を規定し、事業者は1時間、1月当たりの利用定員を定めることとしています。第4条では面談を規定し、子ども・保護者の心身状況を把握するための面談を行わなければならないとしております。第5条では正当な理由のない提供拒否の禁止を規定し、保護者から利用の申込みを受けた際、正当な理由がなければ拒否できないとしております。第6条ではあつせん及び要請に対する協力。第7条では乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認を規定しております。

次のページをお願いします。

第8条では乳児等支援給付認定の申請に係る援助、第9条では心身の状況等の把握、第10条では特定教育・保育施設との連携、第11条では特定乳児等通園支援の提供の記録を、第12条では支払いを規定し、保護者から利用料等の支払いを受けることができるとしております。第13条では乳児等支援給付費の額に係る通知等、第14条では特定乳児等通園支援の取扱方針を規定しております。

次のページをお願いします。

第15条では特定乳児等通園支援に関する評価等、第16条では相談及び援助を規定し、保護者からの相談に適切に応じると共に必要な助言・援助を行わなければならないとしております。第17条では緊急事等の対応、第18条では乳児等支援給付認定保護者に関する町への通知、第19条では運営規定を規定しております。第20条では勤務体制の確保等を規定し、職員の勤務体制を定めると共に職員の資質向上のための研修機会を確保しなければならないとしております。第21条では利用定員の遵守、第22条では掲示等、第23条では乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則を規定しております。

次のページをお願いします。

第24条では虐待等の禁止を規定し、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待の行為に加え、心身に有害な影響を与える行為をしてはならないとしております。第25条では秘密保持等、第26条では情報等の提供、第27条では利益供与等の禁止を規定しております。第28条では苦情解決、第29条では地域との連携等、第30条では事故発生の防止及び発生時の対応を規定し、事故発生防止のための指針等の整備をすることとしております。

次のページをお願いします。

第31条では会計の区分、第32条では記録の整備等、第33条では電磁的記録を規定しております。

84ページをお願いします。

附則として、この条例は、令和8年4月1日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

それでは、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第15号錦町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第16号

○議長（荒川 孝一君） 日程第15、議案第16号錦町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第16号錦町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。

本案件につきましては、基準の一部を改正する内閣府令により、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 吉田住民福祉課長。

○住民福祉課長（吉田 誠二君） 議案つづり85ページをお願いします。

議案第16号錦町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案第16号は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が公布され、内閣府令の設備運営基準が一部改正されたことから所要の改正をするものです。

第22条の次に第22条の2として、設備及び職員の基準の特例の1条が追加されたことに伴い改正をするものです。

なお、附則として、この条例は令和8年4月1日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

それでは、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第16号錦町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第16. 議案第17号

○議長（荒川 孝一君） 日程第16、議案第17号錦町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第17号錦町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

本案件につきましては、人事院勧告に準じ通勤手当等の取扱いについて改めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） 議案第17号錦町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回の改正は、本町に現在対象となる職員はおりませんが、令和8年4月1日施行分の人事院勧告に準じ、医師等に対する初任給調整手当を「第1種初任給調整手当」へ名称変更及び第2種初任給調整手当の新設、また、通勤手当の支給額について、6万6,400円を超えない範囲で規則に移任する改正及び通勤に使用する駐車場料金の支給を可能とする改正となっております。

新旧対照表で御説明いたします。新旧対照表3ページをお願いします。

まず、第2条です。「初任給調整手当」の次に、「（第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。）」という文言を加えております。これは後ほど御説明します、第2種初任給調整手当の創設に伴い定義を明確化するための整理となります。

次に、第8条の2では、「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に改め、従来の制度を第1種として位置づけし直す整理で内容を変更するものではございません。

続きまして、第8条の3は新設条文になります。薬剤師等が想定されますが、新たに採用された職員の給料月額を時間換算した額、いわゆる特定額が地域の民間賃金の最低基準を考慮として規則で定める基準額を下回る場合には、その差額相当額を月額換算して支給する第2種初任給調整手当を創設するものです。

新旧対照表は次のページをお願いします。4ページです。

第2項では、支給額を基準額と特定額との差額とすることを規定しています。

第3項では、健康上必要な職員にも準じて支給できることを定めております。

第4項では、具体的な運用については規則で定めることとしております。

次に、第11条です。

まず、第2号では、従来規定しておりました距離区分ごとの詳細な金額表を削除し、6万6,400円を超えない範囲で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で定めると改めております。

新旧対照表は5ページになります。

次に、7ページをお願いします。

第5項は新設となります。自動車通勤職員で規則で定める要件を満たす駐車場を利用し、条例としてその料金を負担している職員については月額5,000円を上限として駐車場料金相当額を支給できることとするものです。

そのほか支給時期の整理や条項ずれなどの修正を行っております。

議案つづり87ページにお戻りください。

附則として、施行期日を令和8年4月1日としております。

以上で説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

それでは討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第17号錦町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

日程第17. 議案第18号

○議長（荒川 孝一君） 日程第17、議案第18号錦町行政手続条例の一部を改正する条例についてを議題とします。
提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第18号錦町行政手続条例の一部を改正する条例でございます。

本案件につきましては、デジタル規則改革一括法に基づき、工事の方法について改めるものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） 議案第18号錦町行政手続条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回の改正は、デジタル社会形成基本法等の一部改正により、行政手続上の公示相達の方法について従来の掲示場に掲示する方法に加え、インターネット等、電子計算機による閲覧を前提とする改正となっております。

新旧対照表で御説明いたします。

9ページをお願いします。

左の欄が改正後、右の欄が改正前となります。

第15条1項中、「名あて人」を漢字の「名宛人」に改める改正で、「宛て」の文字が常用漢字とされたことに伴うものです。以降、同様の改正を行っております。

次に、同条第3項中、「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を、「公示の方法」に改め、第4項を加える改正で、従来の掲示場に掲示を始めた日から2週間を経過したときに到達したとみなす規定から、今回の改正では規則で定める方法により閲覧可能な状態におく掲示場への掲示、電子計算機への表示といった方法を明文化するものです。

さらに、当該措置を開始した日から2週間と整理し、電子表示も含めた起算とするものです。

次に10ページをお願いします。

第16条、第22条第3項は、第15条第4項の新設に伴う条項ずれの整理となっております。

次の第29条につきましても、第15条第4項の新設に伴う読替え規定の整理を行っております。

議案つづり88ページにお戻りください。

附則として、第1項で施行期日を規定し、政令で決定された令和8年5月21日から施行することとしております。

第2項で本条例の施行日前にした通知については、なお従前の例による経過措置を定めております。

以上で、議案第18項の説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

それでは、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第18号錦町行政手続条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

日程第18. 議案第19号

○議長（荒川 孝一君） 日程第18、議案第19号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第19号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

本案件につきましては、学校医等の医師への報酬について、医師会が掲示する額へと改めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） 議案つづり89ページをお願いします。

議案第19号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について御説明します。

今回の改正は、本町が委嘱する町医及び学校医について、一般社団法人球磨郡医師会及び人吉市医師会から、令和8年度の報酬等の決定通知が行われ、本条例の改正が必要となったものです。

改定の内容としましては、令和7年度報酬及び費用弁償の額から約1割増の改定となっています。

詳細は、新旧対照表で御説明します。

新旧対照表13ページを御覧ください。下から3段目になります。左側、改正後では、町医、物忘れ相談医、認知症サポート医の日額報酬を1万6,320円から1万7,950円に、出務日当を6,120円から6,730円に改めます。

新旧対照表は、次のページをお願いします。

学校医については、まず報酬は1校につき年額で定めており、内科（小学校）を年額報酬25万920円から27万6,010円に、内科（中学校）及び歯科を22万3,380円から24万5,710円に、耳鼻科・眼科を22万4,000円から23万300円に改めます。なお、耳鼻科・眼科については人吉市からの派遣のため、人吉医師会の報酬額としております。

次に、費用弁償である出務日当については、内科医及び歯科医は町医等と同様に6,120円から6,730円に、耳鼻科・眼科については6,000円から6,730円に改めます。

また、学校医（公立学校職員保健管理費）については、学校医のうち教職員の保健管理に従事する医師1名に対す

る報酬額として、1校につき年額4万1,870円から4万6,050円に、出務日当も6,120円から6,730円に改めます。

最後に、薬剤師については、出務日当を6,000円から6,730円に改めます。

議案つづり92ページにお戻りください。

附則として、この条例は、令和8年4月1日から施行します。

以上、説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

それでは、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第19号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

日程第19. 議案第20号

○議長（荒川 孝一君） 日程第19、議案第20号錦町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第20号錦町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例でございます。

本案件につきましては、水道、下水道と同様の取扱いを農業集落排水についても行えるよう、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山 拓二君） 議案第20号錦町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案つづりは93ページです。

議案第20号錦町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

今回、第8条第1項と第14条第1項について一部改正を行うものです。こちらについては、新旧対照表にて説明いたします。新旧対照表15ページをお開きください。

錦町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の新旧対照表です。

第8条第1項ですが、排水設備工事の施工については、現在の条例では、汚水を施設に流入させるための排水設備

の新設等の工事は、管理者が指定する業者でなければ施工してはならないと定めてあります。

今後、大規模の地震など災害や非常事事に備え、地元の指定工事業者の確保が困難と判断される場合に、他の市町村が指定した排水設備工事事業者による工事の実施を可能にし、復旧に対応する業者を確保できるよう、ただし書を加えて改正するものです。

次に、第14条ですが、使用料の算定方法については、これまで消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を加えた額は、10円未満の端数を切り捨てることとしていましたが、今回、給水条例及び下水道条例に合わせ、端数処理を1円未満の端数切捨てとするものです。

議案つづり93ページにお戻りください。

附則としまして、施行の期日は令和8年4月1日からとしております。

説明は以上です。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

それでは、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第20号錦町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第21号

○議長（荒川 孝一君） 日程第20、議案第21号町道路線の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第21号町道路線の認定についてでございます。

本案件につきましては、道路法第8条第2項の規定により、町道路線を認定しようとする場合は、議会の議決が必要となっておりますので、今回提案をするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御検討いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山 拓二君） 議案第21号町道路線の認定について説明いたします。

議案つづりは94ページをお開きください。

今回、新たに1路線を認定するものです。

資料をお願いいたします。路線番号171号、路線名、昭和万吉原線です。起点は、錦町大字一武字竹ノ下で、一武昭和の百太郎溝と並行する町道130号昭和線の大谷川へ合流する地先の交差点が起点となります。終点は、錦町大字一武字万吉原で、同じく一武昭和の国道219号から南へ通る町道126号万吉原線との交差点が終点となりま

す。路線延長は216メートル、幅員は3メートルから8.3メートルで、町道171号昭和万吉原線として新たに認定するものです。

説明は以上です。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第21号町道路線の認定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

日程第21. 議案第22号

○議長（荒川 孝一君） 日程第21、議案第22号錦町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第22号錦町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、地方財法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を得て行うこととなっております。

今回提案します守屋節郎氏は、昭和27年5月10日お生まれで、錦町大字木上北1759番地3にお住まいです。現委員であります守屋氏は、人格、識見とも高く、固定資産についても実情に通じておられ、同委員として最適任者であり、再任をお願いするものでございます。

よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

それでは討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第22号錦町固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第22号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第22. 報告第1号

○議長（荒川 孝一君） 日程第22、報告第1号議会の委任による専決処分の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 報告第1号議会の委任による専決処分の報告について、専第2号和解及び損害賠償額の決定について、専第3号和解及び損害賠償額の決定についてでございます。

本案件につきましては、議会の委任による町長の専決処分に関する条例第2条の規定により専決処分いたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告をするものでございます。

内容につきましては、担当課長が説明を申し上げます。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） 報告第1号議会の委任による専決処分の報告について御説明いたします。

議案つづりは97ページを御覧ください。

初めに、専第2号和解及び損害賠償額の決定についてですが、まず1番目に、和解の相手方は、錦町大字一武の団体です。

2番目に和解の内容についてですが、（1）として、本件事故における過失割合は本町を100%とし、相手方に対する損害賠償の額を33万4,884円とするものです。（2）として、今後、本件事故に関しては、双方とも異議の申立て、訴訟等は一切行わないこととします。

3番目に事故の概要ですが、事故の発生日は令和8年1月5日午前10時頃、事故の発生場所は、錦町大字木上西地内になります。事故の状況は、平成20年に町が設置した交通事故防止啓発看板が経年劣化及び風等により倒れ、付近にあった農業用給水栓を破損させたものです。

次に、98ページを御覧ください。

専第3号和解及び損害賠償額の決定についてですが、まず1番目に、和解の相手方は、錦町大字一武の個人です。

2番目に、和解の内容についてですが、（1）として、本件事故における過失割合は、本町を60%とし、相手方に対する損害賠償の額を2万3,540円とするものです。（2）として、今後本件事故に関しては、双方とも異議の申立て、訴訟等は一切行わないこととします。

3番目に事故の概要ですが、事故の発生日は令和7年12月4日午後6時30分頃、事故の発生場所は、錦町大字一武1180番地4になります。事故の状況は、錦町一武町道松里線の錦中学校付近において、歩行中の方が町道の舗装部と路肩部の境目の段差につまずき、転倒し負傷されたものです。相手方への損害賠償額については、いずれも町が加入する全国町村会総合賠償保険から補填されます。

以上で説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許可します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認めます。これで報告を終わります。

お諮りします。先ほど森本町長から、議案第23号錦町教育委員会委員の任命についてと、議案第24号監査委員の選任についての2議案が提出されました。この2議案を日程に追加し、議案第23号を追加日程第1、議案第24号を追加日程第2とし、議案にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第23号と議案第24号の2議案を日程に追加し、議題

とすることに決定しました。

追加日程配付のため、暫時休憩します。

午後2時13分休憩

午後2時14分再開

○議長（荒川 孝一君） 休憩前に引き続き開議します。

追加日程第1. 議案第23号

○議長（荒川 孝一君） 追加日程第1、議案第23号錦町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第23号錦町教育委員会委員の任命についてでございます。

教育委員会委員の任命につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定によりまして、議会の同意を得て行うこととなっております。

前任者の任期満了に伴いまして、後任として徳田雅人氏をお願いするものでございます。徳田氏は昭和37年7月29日お生まれで、錦町大字西2899番地4にお住まいでございます。

昭和60年4月に教職に就かれ、令和5年3月に退職されるまで、教職員として38年の経験をお持ちでございます。また、退職後も教育委員会審議委員や講師として、今日まで教育に携わっておられます。

人格高潔にして教育・学術及び文化に関し識見高く、教育委員として最適任者でございますので、よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第23号錦町教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第23号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

追加日程第2. 議案第24号

○議長（荒川 孝一君） 追加日程第2、議案第24号監査委員の選任についてを議題とします。

ここで、池田秀晴議員に申し上げます。地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので、本案件の審議が終了するまで退席を求めます。

〔9番 池田 秀晴君 退場〕

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第24号監査委員の選任についてでございます。

監査委員の選任につきましては、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を得て行うことになっております。

今回、監査委員の梶原誠二氏から地方自治法第198条の規定による辞職願が提出されましたので、その後任として、新たに錦町大字木上南891番地にお住まいの池田秀晴氏を選任いたしたく提案するものでございます。

池田氏は、議会議員3期目として多くの経験を持たれ、町の行政事務にも精通しておられます。人格識見共に高く、監査委員として最適任者であります。

よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第24号監査委員の選任については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第24号は原案のとおり同意することに決定しました。

池田秀晴議員の除斥を解除します。

〔9番 池田 秀晴君 入場〕

○議長（荒川 孝一君） ここで暫時休憩します。

午後2時18分休憩

午後2時19分再開

○議長（荒川 孝一君） 休憩前に引き続き開議します。

日程第23. 休会の件

○議長（荒川 孝一君） 日程第23、休会の件についてを議題とします。

お諮りします。明日11日から16日までを各常任委員会のため休会としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、明日11日から16日までを休会とすることに決定しました。

○議長（荒川 孝一君） 本日予定されました日程が全部終了しました。

これにて、令和8年第1回錦町議会定例会1日目の会議を散会します。

午後2時20分散会

令和8年 第1回 錦 町 議 会 定 例 会 議 録 （第2号）					
招 集 年 月 日		令和8年 3月10日		招 集 の 場 所	錦 町 議 会 議 場
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告		開 議 閉 会	令和8年 3月17日 令和8年 3月17日		午前10時00分 午後 4時05分
出 席 及 び 欠 席 議 員		議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
出席議員 11名		1	出 谷 口 一 也	10	出 金 山 民 幸
欠席議員 1名		2	〃 丸小野 聖 一	11	〃 高 田 孝 徳
凡 例 出 出席 欠 欠席 公欠 公務欠席		3	欠 梶 原 誠 二	12	〃 荒 川 孝 一
		4	出 早 田 和 彦		
		5	〃 吉 田 眞 二		
		6	〃 石 松 まゆ子		
		7	〃 竹 田 農利人		
		8	〃 岡 田 武 志		
		9	〃 池 田 秀 晴		
会 議 録 署 名 議 員		5	吉 田 眞 二	6	石 松 まゆ子
職務のため議場に出席した者の職、氏名			議 会 事 務 局 長 蓑 田 和 也		
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職、氏名					
職	氏 名	職	氏 名	職	氏 名
町 長	森 本 完 一	住 民 福 祉 課 長	吉 田 誠 二	農 林 振 興 課 長	東 貴 志
副 町 長	深 水 英 雄	保 険 政 策 課 長	大 森 光 春	地 域 整 備 課 長	高 山 拓 二
総務課長	有 瀬 耕 二	健 康 増 進 課 長	蓑 田 俊 哉	農 業 委 員 会 事 務 局 長	山 本 直 樹
教 育 長	毎 床 三 喜 男	税 務 課 長	岩 尾 和 文	教 育 振 興 課 長	尾 方 良 一
会計管理者	上 野 陽 一	企 画 観 光 課 長	中 村 裕 二		
議 事 日 程		別紙のとおり			
会 議 に 付 し た 事 件		別紙のとおり			
会 議 の 経 過		別紙のとおり			

議事日程

- 日程第1 一般質問
 - 日程第2 議案第5号 令和8年度錦町一般会計予算
 - 日程第3 議案第6号 令和8年度錦町国民健康保険特別会計予算
 - 日程第4 議案第7号 令和8年度錦町介護保険特別会計予算
 - 日程第5 議案第8号 令和8年度錦町後期高齢者医療特別会計予算
 - 日程第6 議案第9号 令和8年度錦町水道事業会計予算
 - 日程第7 議案第10号 令和8年度錦町下水道事業会計予算
 - 日程第8 議員派遣の件
 - 日程第9 委員会の閉会中の継続調査申し出について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
 - 日程第2 議案第5号 令和8年度錦町一般会計予算
 - 日程第3 議案第6号 令和8年度錦町国民健康保険特別会計予算
 - 日程第4 議案第7号 令和8年度錦町介護保険特別会計予算
 - 日程第5 議案第8号 令和8年度錦町後期高齢者医療特別会計予算
 - 日程第6 議案第9号 令和8年度錦町水道事業会計予算
 - 日程第7 議案第10号 令和8年度錦町下水道事業会計予算
 - 日程第8 議員派遣の件
 - 日程第9 委員会の閉会中の継続調査申し出について
-

午前10時00分開議

○議長（荒川 孝一君） 定刻となり、出席議員が定足数に達しておりますので、ただ今から令和8年第1回錦町議会定例会8日目の会議を開きます。

なお、3番、梶原誠二議員から本日の会議を欠席する旨の届出がありましたので、報告します。

本日の日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 一般質問

○議長（荒川 孝一君） 日程第1、ただ今から一般質問を行います。

質問の順序は抽選により決定しております。

5番、吉田眞二議員、2番、丸小野聖一議員、6番、石松まゆ子議員、4番、早田和彦議員の順となります。

5番、吉田眞二議員の一般質問を許可します。5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） 町民の皆様、おはようございます。5番議員の吉田眞二です。ただ今、議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして、令和8年第1回錦町議会定例会一般質問をさせていただきます。

年度末を迎え、また気候がよくなり、外に出かける季節と農作業の始まりと考えますが、石油製品の価格高騰が報道され、世界的な動向で難しいと思いますが、改めて冷静な行動を行いたいと考えております。

これから町民の皆様と同じ目線で、色々な御意見をお聞きしながら、町政の発展に取り組んでまいります。

さて、今回は物価高騰対応重点支援給付金と農業の振興、災害軽減対策、町民サービスの支援、くま川鉄道開通イベント開催について質問させていただきます。

まず、最初に質問事項1、物価高騰対応重点支援給付金について、要旨1、物価高騰対応重点支援給付金、町民の方々が楽しみにしておられると思う。そこで次回があるなら、高齢者世帯への支援の考えは、についてお尋ねします。

その後、質問席より質問を行います。よろしくお願いいたします。

○議長（荒川 孝一君） 大森保険政策課長。

○保険政策課長（大森 光春君） お答えいたします。

物価高騰対応支援につきましては、現在あいねっと放送でも周知しておりますが、令和8年4月から町民1人当たり1万円のにぎわい商品券が配布されることになっております。

物価高騰による生活への影響は、若者世代から子育て世帯、現役世代から高齢者世帯まで幅広い世代に及んでいるものと認識しております。特に、高齢者世代につきましては、年金収入が中心であることから、物価高騰の影響を受けやすい側面もあると考えております。今後、財源の確保や他世代との公平性を考慮しながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） ありがとうございます。平等性であろうかと思いますが、高齢者の方も今言われましたように年金、減らされてといいますが、色々差し引かれて少なくなっているというようなお話も聞くわけでございます。もちろん、これから担っていただく子どもたちに、給付のほうで、本当にいいことだと、今後いいことだと思うけどというような、切実な思いを訴えられることもあると思います。できるだけ御年配の方はこれまで一生懸命、私はよく使うんですけども、これまでの錦町を頑張って引っ張ってこられた方々だというふうに思っております。色々とお年を取られても、錦町、或いは地域の行事等に積極的に取り組んでいただいておりますので、そここのところも加味していただいて、次回あるならば検討いただくということでしたので、是非、町民の高齢者の方に給付支援のほうをよろしくお願いいたしますと思います。

それでは、次に要旨2といたしまして、物価高騰対策で町水道加入世帯の水道料金支援は、についてお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山 拓二君） 質問の要旨2、物価高騰対策で町水道加入世帯への水道料金支援は、についてお答えいたします。

町水道事業の現状、支援についての考えを述べさせていただきます。町水道については、一部の地域を除きほぼ水道の整備が済んでおり、町水道の加入戸数は、令和8年3月の直近で3,792戸でございます。

物価高騰対策について、水道料金の支援を行うことで、少しでも負担を減らすことができる点、或いは未加入の方に対しては加入促進につながる点など利点がございます。しかしながら、町内には民間賃貸住宅等の建物がたくさんございまして、中には住所を移さず居住している方、町民でない方も町水道を使用されており、また町内事業所も多数、町水道を使用されている状況でございます。このようなことから、水道事業としては、水道使用料の減免等による支援を行うことは、平等性の観点からも望ましくないと考えております。ほかの自治体でも同様に、水道使用料等の減免、免除を行わず商品券などで対応している自治体もございますので、今後同様の支援給付金がありましたら、

町民にとってどのような施策が、物価高騰に対し負担軽減になるか各課と連携しながらしっかりと検討してまいります。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） 今、答弁の中に住所を移されず居住されている方もおられるということですので、本当、こう、水道料金の値上げ等がありまして、ちょっと厳しいかなというようなお話もお聞きするわけでございます。

私事でいうと、私のところは本管が通っておりません。よく言われるのが町水道に加入していないということで、非常に肩身の狭い思いをしているんですけども、そうは言いましても、料金収入、ちょっとした修繕等は地域で行っているわけでございます。

その中でちょっとお聞きしますと、私たちの地域のところは水道料金もある程度、町水道に比べれば安いので、そういう町水道が高いと言われるなら、そっちのほうにはやっていただいても、私たちのほうには来なくてもいいんじゃないかというような地区の方の御意見もあるわけでございます。

先ほどの住所を移さずに居住しているということですけども、よその町村では支援がないということですけども、町でやってみて、錦町は水道関係にも支援があるんだということで、なら住所を錦に移そうとか、そういうふうに行くかもしれませんので、色々難しい面もあるかと思えますけども、先ほども言いましたように、お年寄りのところも水道の使用を控えているというようなお声も聞きますので、そういうないとは言えることですけども、新たに研究をしていただくのもお願いしたいというふうに思って、次の質問に入らせていただきます。

町長、何かこの件についてありますでしょうか。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） それぞれ担当課長のほうから説明がございましたけれども、今、物価高騰対策としてにぎわい商品券を配布しますということで、こういうふうにチラシを配りながらやっております。13日から18日、それから31日まで、特設会場で配布をしておりますので、町民の皆さま方でもできますれば、会場に行ってお商品券を受取っていただければなと思っております。

いずれにしても、町単独というのはなかなか厳しいので、国の制度に乗りながらやっていこうと思っております。

水道の件につきましては、あらゆる角度から検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） ありがとうございます。難しいかもしれませんが検討のほどをよろしくお願いして、次の質問に入りたいと思います。

質問事項2といたしまして、農業振興と災害軽減対策について、要旨1、地域を支えている小規模農家に限定した農機具補助の考えは、専業農家への支援補助は、についてお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 東農林振興課長。

○農林振興課長（東 貴志君） お答えいたします。

まず、町の単独補助金を例に説明いたしますと、機械導入や施設導入であれば、果樹高品質化施設等導入事業補助金、農業用ビニールハウス等設置補助金が該当するかと思います。また、新年度予算においては、高収益野菜及び工芸作物生産機械施設導入事業に300万円を計上し、新たな支援として取り組んでまいります。

いずれも出荷販売を目的とした農作物を作付される農業者であれば、小規模農家、専業農家の区別は致しておりません。

小規模農家及び専業農家に対する農機具補助につきましては、基本的に国、県の制度の活用を軸に支援してまいりたいと考えておりますが、採択はポイント制であり新規就農者の初期投資やスマート農業機械の導入に比べますと、採択要件は厳しい面もございますが、個別に御相談いただき、場合によっては産業振興資金貸与基金などの活用も御検討いただきたいと思いますと考えます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） ５番、吉田議員。

○議員（５番 吉田 眞二君） ありがとうございます。今、答弁のとおりなかなか採択条件が厳しいというのは、私も十分分かっているわけでございます。

今回、なぜ兼業農家への補助かと言いますと、これから農業面においては、用水路の清掃、或いは秋あたりの排水路の土砂上げと関係農家の参加者を見ても、小規模農家、兼業農家の方が行われているというのが現状と考えております。その中で、兼業農家の方々も一通りの農機具をそろえなければなりません。中にはトラクターを２０年、或いは３０年と使っておられるという農家の方々もおられます。

先ほどの中にある出荷販売する農家なら、専業、小規模農家の区別はないということですが、自家消費の農家の方、農業を営われている方にもこういうトラクターが壊れれば、もう農業は終わりというふうに言われますので、先ほども言いましたように、地域を守っていただいているのは、小規模農家、兼業農家を問わず頑張っているということで、先ほどそれが地域のつながりにもなるのかなと思っております。元気でやっていただいて、もしそういう補助があるよというようなことが耳に入れば、子どもさん、或いはお孫さんあたりに、錦町が少額ではあるけど、自分たちにも補助というのをやっていただけるということで、お前も農家をやってみないかとか、土日農業をして末永く我が家の農地を守っていつてくれないかというような話にもなってくるかと思えます。

御存じのとおり、山合の田んぼというのは狭くて、専業農家の方がなかなか入らないというのが現状かと思えます。

そういう中で、兼業農家、小規模農家の方たちが頑張って今後も地域を守っていくというような考えで、農機具の補助、トラクターぐらいかなと思うんです。あとの作業というのは、専業農家の方に稲刈りをしていただいたりとか、そういうことであるかと思えますので、田起こし等は専業農家もちよっと重なりますので、なかなか難しいところもあるかと思えますので、何回も言いますが、末永く農地を守っていただくために、兼業農家に限ったといいですか、そういう考えについて、今回は再質問のほうは、町長のほうにお伺いしたいと思っておりますので、町長にお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） 先ほど担当課が言いますように、できるだけ国、県の制度と言いますか、それを使って助成していく。といいますのも、町にも財源がありませんので、そういうのはみんなで頑張っていかなければならない。私もそういう答弁をしながら農業をやっております。トラクターももう２０年以上ですかね、買ってから。それをずっと修繕しながら使っております。そして、工区でも溝さらいがあれば、できる範囲の中で溝さらいにも行って、地域の皆さんとしながら。

そういうようなことが先ほど言いますように、地域のつながりということにつながっていきます。ですので、できますれば共同で買っていただく。トラクターが３００万円、４００万円、それ以上ですかね。高額になりますので、できるだけみんなで買っていくということですのでいただければ。もし、どうしてもできないということであれば、先

ほど担当が言いますように、担当課のほうに相談していただければ、何かいい知恵が出てくるんじゃないかなと思っています。しっかりと支援をしていきたいと思っています。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） ありがとうございます。今、町長の言われたとおり、20年、30年やって、もちろんその地域の溝さらい等にも御協力いただいているということでございます。そういうところも加味していただいての検討をお願いしたいと思います。

先ほど答弁の中に、小規模農家、専業農家の区別はしていないということでございますので、そういうところも共同利用というのもあったと思いますけども、専業農家でも共同で、五、六人で集まってやるとかいうようなところにも支援の検討をいただければというふうに考えております。ありがとうございます。

それでは要旨2といたしまして、本町産農産物売り込みPRは、についてお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 東農林振興課長。

○農林振興課長（東 貴志君） お答えいたします。

農産物の売り込みPRについてのお尋ねであります。錦町は県の農業コンクールで表彰を受けるほどの梨、桃、栗の生産の町でございますが、農作物のPRにつきましては、JAや道の駅の農産物等直売所出荷協議会にお願いしております。

今月7日に行われたお出かけ知事室において、生産者の方が熊本市の新市街のファーマーズマーケットに出展され、売れ行きもよく、消費者の方々とも交流でき、非常に有意義だったということで、是非、県南地域でもファーマーズマーケットの開催を行ってほしいと県知事に対し要望がありましたので、町でも引き続き要望を行ってまいります。

そういった取組に対する後方支援も踏まえ、今後は、錦町観光協会や、昨年、豊かなむらづくり全国表彰事業で農林水産大臣賞を受賞された錦町農作物等直売所との連携をさらに強化し、SNS等を活用した情報発信を行ってまいります。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） ありがとうございます。ただ今、答弁がありましたように、7日に行われたお出かけ知事室で、県南地域でもファーマーズマーケットの開催の要望があったというような答弁でございますけども、私考えるに、これは個々の農家が農産品に自信があるからだと思っています。

県の農業コンクールで表彰を受けられた梨、桃、栗の生産の町でございます。JAや農産物等直売所出荷協議会にお願いもいいですが、町として直接のPRもお願いしたいというふうに思っております。

これは農産物等直売所出荷協議会内の農産品の写真でございます。これは自然薯でございます。これは地元産のニンニクとかキクイモとか、色々なものでございます。

これは御存じのとおり錦町の特産のお茶でございます。お茶園の各加入しておられる方が個々の包装で出荷をしていただいております。

これは昨年の秋の米不足の背景に、それまではそんなになかったんですけども、今お米を出される方が11戸から12戸ぐらいあるというふうに聞いております。ここに見られても分かるように一つ一つ、袋、包装紙が違うわけでございます。これはここの生産者の判断でもございますけども、提案なんですけども、これに錦町というシールと錦町は錦太郎というマスコットキャラクターがあるんですけども、錦太郎の統一シールに、これで言ったら錦太郎お勧

めの米とかですね。先ほどもありました梨、桃、栗も錦町産というのをつけて錦太郎の写真を、梨を持っている写真とか、桃とか栗とか、そういうのはできないかということと、このお米に関して言いますと、食味コンクールというのをよく聞かれるかと思います。熊本県は今回特Aを逃したとか、そういう報道が色々あるわけなんですけれども、梨、桃、栗も含めてでございますけれども、そういう食味コンクールなるものを開催する考えはないかと、これ、企画観光課とか農林振興課だけでなく全課で職員全て、或いは色々な方に、そういう携わる方たちが一緒にこう考えて錦町のPRに、或いはまたふるさと納税の返礼品開拓、或いはふるさと納税増額の一つに結びつくのではないかというふうに考えております。

先ほど課長のほうからありましたので、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） いろんな情報を仕入れて、そしてそれを町民の皆さん方にアピールしていくということはもっとも重要なことであります。私もそれはやはり本町は少し足りないなと感じております。今後、しっかりPRをしていこうと思っておりますし、そういうアイデアを是非頂けないでしょうか。色々な場面場面、或いはどこかいい事例があったならば私どもが仕入れて、知恵を出していきますからよろしくお願ひしたいと思っております。

一つの事例として先ほど担当が言いましたように、本当に前回、果樹農家、それから道の駅も含めて熊本県でもある県南でもナンバーワンの農産物の出荷の町でありますので、そういうのをアピールしていくということが本当に重要だなと思っております。どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） ありがとうございます。町長言われるように、私たちもよそのそういうのを見たときは担当課、或いは職員の方に情報提供というのを本当にやっていかなきゃならないのかなと改めて思ったわけでございます。もちろんJAの協力を得ながらというのが前提ではないかなというふうに思っております。食味コンクールをし、食味の向上、錦町のお米の底上げ、その土地にあったJAさんにお聞きして、錦町も色々土壌関係もありますので、肥料設計等をJAの協力をいただき、錦町と一目で分かるような包装紙とシール、そして食味向上での売り込みPRをお願ひしたいと、今、先ほど町長からの私どもに課せられた宿題もありますので、十分にこう、私ども勉強しながらやっていきたいと思っております。

それでは、要旨3の田んぼダムの今後の取組についてお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 東農林振興課長。

○農林振興課長（東 貴志君） お答えいたします。

当町では、これまで県営事業の実証実験として、令和3年度から令和4年度に中原地区において、水田の貯留効果、農作物への影響調査を実施しております。その後、令和5年度から令和6年度にかけて、県営事業の普及拡大モデル事業として、同じく中原地区16.4ヘクタールにおいて、排水柵と専用せき板の設置を実施しております。

ハード事業につきましては、田んぼダムに関する事業においては、受益者負担は発生いたしません、団体営事業での実施となり、市町村の事業負担も発生いたします。従いまして、県に対しまして、これまで同様に県営事業として取り組んでもらえるよう要望を行いながら、関係土地改良区、農地・水・環境保全管理協定組織と連携して普及推進を図り、御協力いただけたところから地道に取り組んでいくような形を考えております。

事業においては、排水柵の整備を行うこととなりますが、整備後は確実に活用いただいて、田んぼダムとしての機能を発揮する必要がありますので、維持管理を含めて耕作者の方々の御理解と御協力が大変重要です。

また、この取組は、流域治水の観点から有効な手法の一つと認識しておりますが、その一方では、あぜの管理や農

業者の高齢化に伴うせき板の開閉作業の安全性など、現場では様々な課題もございます。これらの課題については、県や国に対しても必要な支援や制度改善について提言してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） ありがとうございます。中原地区というのが出ましたが、私の地区なんですけども、県営事業の普及拡大モデル事業として取り組んでおります。これは何よりも、下流域への水を少しでも減らす、遅らせることで被害の軽減につながることを目的として、私どもの地区で取り組んでいるということでございます。これも錦町全体、そして球磨人吉全体で今年から取り組める取組と考えるんですけども、この田んぼダムについて町長のお考えをお聞きいたします。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） 今回、色々御協力をいただきながら、田んぼダムに取り組んでいただくということで、本当にありがたく思っております。

ただ、今、担当が言いますように、農家の方が高齢化になってきていらっしゃる。本当に国、県が言うように、田んぼダムがうまく具合にいくのかなと、そこが私も一番心配するところです。また、雨量が多くなってきた、田んぼダムが満杯になってきた、せき板をどの時点で、外すか。

今、質問議員おっしゃったように、いわゆる雨量の調整をするのが田んぼダムですので、農家の方がそこに行って、万が一、サブタを上げた、せき板を外した。そのとき肝心なときに事故等がないだろうか、そういうことを心配しますので、非常にやっぱり農家の方に御苦労かけるなど思っております。そういうことがありますから国、県のほうには、そういうのをしっかりと要望しながら、引き続き制度的に、同じ制度の中でやっていただくというようなことを要望してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） ありがとうございます。本当に農家の方に守っていただいているということは、本当に感じるわけでございます。

この最初の説明の中に、できる範囲で無理のない取組をお願いしますというような国、県からの要望があったかと思っております。本当、言われるように私どもも最初から大賛成で取り組んだわけではございません。水をためることによって、ジャンボタニシの食害に遭うのではないだろうか、法面が崩れるんじゃないとか、色々あって、そこにも県のからの説明をいただいたりとか、そういうので納得して、何よりも下流域での水を減らすということが一番なんですということで、私たちが取り組めるなら、やってみましょうというようなことで取組み始めたわけでございます。

私も今言いましたように、流域治水の災害を減らすということで、色々グラウンドに一時的に水をためることはできないとか、くらんど公園に水を貯めることはできないとか、雨庭の考えはないとか、色々お尋ねするわけでございます。

これも全て、令和2年7月豪雨の、もう二度とあいうことが起きないようにという思いからでございます。水無川から小さで川までの水を内水面となるんですね。それをどうするかというのも本当に考えたときに、一つの考えが田んぼダム、少ない効果というのは、説明も、そんなに高い効果は得られないんですけども、全員の方がもしやっていただければ、ある程度の遅らせることができますので、お願いしますということでした。

本当に町のお金も増えてくるということであれば、本当に考えていかなければならないのかなというふうにも思いますけども、言われたからする、言われなくなったからしないじゃなくて、私も大体、板をある程度の高さで止めております。昨今言われている、夏場の高温障害で駆け流しをなさいたとか、ちょっと駆け流しをなさいたというのは、私の立場からはちょっとそれはないんじゃないかなというふうに思っていますけども、そういうふうな駆け流しをなさいたと、稲の体を冷やすためにとありますので、私のところでは板をある程度にしたら、雨が降ろうがそのままにしております。そういうこともできるんだというのを今後も広めて、私どももできる限りお知らせしていかなければならないのかなというふうに思っております。

これは、その災害を二度と起こさない、軽減させるための取組として、今後も一つの農家が今年からやれる田んぼダムでございますので、ちょっと名前がダムとつきますけども、ある程度の水を貯めるんだと。その中には、水を嫌う農作物もあります。葉たばこであったりとか、主要作物の中には嫌うのもありますので、そういうところには無理にとはいいませんけれども、水稻を作るところはできるだけの協力というのは、私どもも広めていかなければならないのかなというふうに思っております。

ありがとうございます。

それでは、質問事項3といたしまして、町民サービス支援とくま川鉄道開通イベント開催についてお尋ねいたします。要旨1といたしまして、生ゴミ乾燥機補助の更なる推進と増額の考えはないかについてお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 吉田住民福祉課長。

○住民福祉課長（吉田 誠二君） ただ今の御質問にお答えいたします。

生ゴミの減量化を目的に、平成10年に錦町生ゴミ処理容器等設置事業補助金交付要綱を制定し、補助金を交付しているところです。

現在、生ゴミ処理容器、いわゆるコンポスト1個につき3分の2の補助、1世帯につき年間2個まで、生ゴミ処理機1台につき3分の1の補助で、限度額2万円、1世帯につき年間1台まで補助を行っております。

過去3ヶ年の状況を見ますと、令和4年度、処理容器3個で1万9000円、処理機5台で10万円、合計11万9000円、令和5年度、処理容器2個で7,800円、処理機1台で2万円、合計2万7,800円、令和6年度、処理容器3個で1万5,396円、処理機1台で9,500円、合計2万4,896円の補助金を交付しております。

生ゴミ等からの匂いが発生するとの相談を受けまして、令和5年9月から燃えるゴミの収集を週1回から週2回に変更したことで、令和5年度以降補助金申請が減っているのではないかと考えるところでもございます。毎年18万円の予算を組んでおりますが、不用額が出ている状況であり、予算の増額については考えておりません。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） ありがとうございます。処理機をお願いするんですけども、今言われたように少ないというのが現状でございます。

私も人吉球磨広域行政組合議員も務めさせていただいておる関係で、ゴミを減らすということが1番じゃないかなと。

今、答弁の中にもありましたように、特に臭い、悪臭の原因と言われる生ゴミをどうにかできないかというような思いでの質問でございます。錦町のゴミ出し読本というのが目に留まりました。そこに補助金等の記載を目にして、私も購入したわけでございます。

これがうちで購入した、右の丸い煙突のようなものが購入したものです。生ゴミをあれに入れて、乾燥して炭のようになって出てきます。それを畑にまいたりとか、ある程度の袋に入れてゴミを出すとかというふうなことを今やっているわけですが、軽くなって、臭いもなくなって、乾燥するときも臭いはないわけですが、でも、メリットだけではない。電気代が600円から1,200円くらい月にかかるかなというふうに思っておりますけれども、これを購入していただくと先ほど2回生ゴミを収集とありましたけれども、本当に減るんじゃないかなというように思っています。

ただ根気強くやっていくというのは必要ですけども、生ゴミの臭いが発生するととの相談で、燃えるゴミの回収を先ほど週1回から2回に変更したということですが、申請が減っていることであるので、つまり生ゴミの量は減少はしていないということではないかなと考えます。

今後の臭い、或いはゴミの減量のために購入のPRをできないかなという、先ほどのデータで少ないということはありましたけども、先ほど何回も言いましたように、ゴミを減らす、悪臭を減らす、コンポストもどうだろうかということで聞いてみますと、コンポストはなかなか冬場は分解がなかなか難しいと。夏場は分解はするんですけども、臭いが発生したり虫が発生したり、よくカラスが蓋を開けていたずらをするんですよというようなお話も聞くわけですが、私も家に置いてみて、本当にこれはいいんじゃないかなと思っておりますので、少ない利用とはありますけども、いま一度PR等をやっていただいて、何回も言いますがゴミの減量という方向での取組ということで、普及増額はできないでしょうかということで、これも大変申し訳ないんですけども、町長のほうにお尋ねをいたします。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） 今、画面を見させていただいておりますけれども、私は、我が家で買っておりますコンポストを3つ据えておりますので、そこにかつがつ、一人ですから、それを捨てるような感じでございますけれども、確かに今おっしゃったように、右側の処理機だったら確かにいいなと思っております。

しっかりとまたPRをさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） ありがとうございます。本当にゴミを減らすということが一番じゃないかなというふうに思います。町長、今のコンポストを3つということでございますけども、私が聞いたときに、今非常に町内でも多いアナグマ、イタチとか、そういうのが悪さをするんじゃないかなというように御意見もお聞きするわけですので、これ、最初購入するときの経費もかかりますけども、月600円、先ほど言いましたように1,200円ぐらにかかるということでございますので、ゴミのいかに、何ですか、もう炭のようになったら、畑に置いてもそんなに悪さとかしないのかなと思いますし、肥料として効くんじゃないかなというふうにも考えますし、何回も言いますがゴミの減量、匂い、そういうのを減らすということで、データの的には少ない購入希望ということですが、先ほど町長が言いましたように、できるだけPRをよろしく願いまして、次の質問に入らせていただきます。

要旨2としまして、くま川鉄道、本年夏に開通予定と聞くが、本町でのイベントの計画はないかについてお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 中村企画観光課長。

○企画観光課長（中村 裕二君） ただ今の御質問にお答えいたします。

くま川鉄道の全線運行再開時期につきましては、くま川鉄道から明確な再開日について公表されておりましたが、

現在のところ、今年9月末までには運行再開を目指すということです。

イベントにつきましては、くま川鉄道並びに人吉球磨管内10市町村、熊本県で構成する、くま川鉄道全線運行再開関連イベント実行委員会を今年1月に設立し、今後運行再開関連イベントを各市町村で企画し、実施に向けて情報共有及び協議していくことになっております。

本町においては、運行再開当日の肥後西村駅から一武駅、木上駅の区間において、保育園児による歓迎セレモニーなどを検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） ありがとうございます。現在のところ、9月末ぐらいに運行再開を目指すということだったかと思います。

最後のほうに、保育園児による歓迎セレモニー、本当にいいことだと思っております。園児の方が大人になり、くま川鉄道に乗っていただくことを期待しております。

今の答弁の中に、各市町村で企画し実施に向けて情報共有及び協議していくとありました。開通後の利用促進、本当にこれは開通しました。しかし乗客は少ないですということでは、ちょっといけないのかなというふうに思っております。

そこですけれども、例えば湯前町で今開催されているか、以前開催されていたか、もう終わったかはちょっと分かりませんが、夏目友人帳のニャンコ先生ですけれども、ここに他町村でございますけれども、あそこはまんが美術館というふうにありますので、何か開催されて、上球磨のほうで駅も近く開催されておりますので、そこまでの開通に合わせて運賃をどうにか少しでも補助していただいて、町民の中には乗ったことはないと言われる方も本当に多くいらっしゃるんじゃないかなというふうに思っております。

そこで期間を決めて、先ほど言いました夏目友人帳ニャンコ先生IN錦行きます開通記念行事とか、そういうネーミング、これはネーミングはあれなんですけれども、くま川鉄道利用促進のためと、それで今後つなげられればどうかなというふうに思っております。これはもちろん許可等が必要になってくるかと思うんですけれども、例を挙げていったんですけれども、その中にも、一武八幡宮に、結構あそこが登場してくることが多いんですけれども、一武駅を、くま川鉄道を利用していただいて、一武駅を下車して、一武八幡宮、これも勝手に想像なんですけれども、ニャンコ先生、一武八幡宮ニャンコ先生ツアーとか、一武駅を下車してくらんど公園でピクニックもいかがですかとか、そういうのもあるかと思います。先ほども言いましたけれども、許可が前提でございます。

くらんど公園については、車で行かれたほうが便利ということもありますけれども、何せくま川鉄道の利用促進と町のPRにつながるということで、何か若い方もそうですけれども、お年寄りの方も、お年寄りの方がニャンコ先生、夏目友人帳を見られるかどうかというのは、私はもう分かりませんが、今流行っているならほな一回でも行ってみようとか、今まで乗ったことがないので乗ってみようとか、そういうことにつながるんじゃないかなということでございます。

職員の皆さん色々考えていらっしゃると思うんですけれども、利用促進と錦町のPRのためにどうにかできないかなというふうな思いでございます。一武八幡宮なんか、よく出てくるということでございますので、そういう企画とか、この企画というのは、直接この開通記念に合わせなくても、年間を通じてやっていけるし、この開通イベント、何か、本当に錦町には、西、一武、木上と駅が3つあるわけでございますけれども、そこで先ほども園児という話もありましたけれども、大々的にやるのではなく、一回乗ろうよとか、そういうのも今までも十分やってこられているとは思いま

すけども、そういう何か、町長のお考えをお聞きたいします。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） 現在のところ町独自でイベントするという考えは持っておりません。と言いますが、まだ上部工が今ようようかけ終わったというようなところ。

先ほど担当言いますように、9月の中旬か下旬か分かりませんが、そういう状況の中で開通イベントをする。本町の場合は田んぼの真ん中を通っているということが、よその町村と違いまして、そこがちょっとイベントに対する、何て言いますかね、燃え方というのが、少しよその町村より薄いのかなという感じを持っております。

ただ、今後、肥薩線まで引き込んでいかなければいけないわけですので、そこに向けたところもやはり皆さんの関心事というのは、町としてしていかなければならないと思っておりますけれども、くま川鉄道開通に向けてのイベントというのは、特別に持ち合わせはしていないというのが現状でございます。

しっかりとまだ期間がありますので、検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） ありがとうございます。先ほど田んぼの中と言われましたけど、ひたちなか海浜鉄道も田んぼの中を走ってますよということを言われましたので、お話ししておきます。

本日の質問はこれで終わります。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田眞二議員の一般質問が終了しました。

○議長（荒川 孝一君） ここで休憩します。休憩後は午前11時から開議します。

午前10時51分休憩

午前11時00分再開

○議長（荒川 孝一君） 引き続き開議します。

2番、丸小野聖一議員の一般質問を許可します。2番、丸小野議員。

○議員（2番 丸小野聖一君） 皆様、おはようございます。議長より許可がありましたので、令和8年第1回定例会一般質問を行います。

いつも申し上げておりますが、私が目指すべきもの1、希望、将来が明るく、生きがいを感じる社会、2、創生、今ある価値、そして新しい価値を創造する社会、3番目、伝統、過去を重んじ、未来につなげる社会、以上を踏まえて、今回も一般質問をさせていただきます。

今回の一般質問は、質問事項1、錦町の小・中学校の現状と今後、質問事項2、基金の運用について、以上2項目についてこれより質問席に移動いたしまして、質問を始めたいと思います。

○議長（荒川 孝一君） 2番、丸小野議員。

○議員（2番 丸小野聖一君） それでは質問事項1、錦町の小・中学校の現状と今後ということで質問を始めさせていただきます。

まず、質問の要旨1、小・中学校の児童生徒数の現状について、お尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） ただ今の質問にお答えいたします。

お手元に資料をお配りしております資料を基に御説明いたします。この資料は毎年届出が行われる出生数を基に整理しておりますので、この数値が将来の児童生徒数とはなりません、将来予測の参考として整理しております。

現在の小学校、中学校の状況と令和7年度に誕生された方が小学校に入学される令和14年度入学予定者までの年度ごとの子どもの数を整理しております。

現状ですが、現在の小学校1年生、これは平成30年度にお生まれの方になりますけれども、90人となっております。その内訳が右側のほう地区ごとの人数になります。西小学校では43人2学級、一武小学校は33人で1学級、木上小学校が14人で1学級というような状況です。また、中学生は各学年100人を超えており、1学級35人ですので、各学年3学級が確保されています。現在の小学1年生が中学生になる間は、中学校においては各学年3学級で構成される見込みです。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 2番、丸小野議員。

○議員（2番 丸小野聖一君） ありがとうございます。それではこの資料を基にという話になるかと思いますが、将来予測について答弁を求めます。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） ただ今の御質問にお答えいたします。

将来予測についてですが、令和8年度入学予定者から令和14年度入学予定者については令和8年度の75人、最も多い令和10年度で84人、最も少ない令和13年度で53人と急激に減少するというような状況です。年度間の児童数の格差が大きくなってきます。

また、地区ごとにも大きな差が見られることとなり、特に木上小学校については令和12年度から令和14年度入学予定者、これは令和5年度から令和7年度直近3年間に誕生された方が入学される年になりますけれども、1桁の児童数となり学年ごとの学級編制が厳しくなり、例えば1年生と2年生を1つの学級とする複式学級での学級編制となる可能性がございます。

以上のように、今後においては児童数の減少に伴い、学級編制の取組方が変わると共に学校運営にも影響を及ぼしてくると思われます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 2番、丸小野議員。

○議員（2番 丸小野聖一君） ありがとうございます。続きまして御答弁を求めますが、先生のほうの予測はどういう予測を立てていらっしゃるのでしょうか、お願いいたします。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） ただ今の御質問にお答えいたします。

先生の予測については、児童数の減少に伴って学級数の減少が見込まれますので、その配置についてはおのずと減少すると思われます。

一方で、全国的に特別な支援を要する児童生徒は増加傾向にあり、特別支援学級の増加に伴い教職員が不足する状況は現在と同じようになかなか改善されない傾向にあるかと思います。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 2番、丸小野議員。

○議員（2番 丸小野聖一君） ありがとうございます。小・中学校児童生徒の現状と将来予測、先生の数について

御答弁をいただきました。

もちろん、今、現在、日本全体、本町でも行っています少子化対策、それから移住者だったり、逆に出ていかれたりというので変化はあるかも知れませんが、今、御答弁いただきました内容に大きな変更はないのかなというふうに考えます。

おおよそ、今、数字を見ていただいたのですが、私が昭和43年生まれの57歳でございます。この当時はおおよそ、大体160人くらいいたかと思います。現状、小学1年生が90名、中学校の3年生で115名ですから、半分まではいっていないんでしょうけど、おおよそそういう水準になっていると。

これからどんどん減ってくるのか、今やっている少子化対策とか子育ての政策が効いてきて緩やかに増えていくのか分かりませんが、今現状を考えた上でいろんな対策を打っていかないといけないのかなというフェーズにあると思います。

それでは、質問の要旨2に移りたいと思います。ここで義務教育学校について検討されているのかどうかということに移りたいと思います。球磨群でも球磨村、水上村、それから今4月に五木村、数年後には相良村がこの義務教育学校へ移行されるというような現状です。

今の錦町のフェーズというか段階はどのような段階で、義務教育学校の検討はされているのかということをお答えをお願いします。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） ただ今の御質問にお答えいたします。

今現在、義務教育学校の検討は行っておりません。将来の児童数の減少を考慮し、統合のための検討を今後行う必要があると考えております。

先ほど現状と将来予測でも御説明したとおり、まずは木上小の減少幅が大きい状況ですので、木上小の学級編制をどのように行っていくか、様々な行事等の取組にも影響を及ぼしますので他の校区との教育機会の均衡が図れるのかどうかなど協議することが多くなってくるかと思います。今後、協議・検討の場を設置した上で、その中で検討してまいります。

また、西小においては現在の状況から僅かに減少が見られる程度であり、現状のままの学校運営も可能ではありますので木上小学校、一武小学校の状況を勘案してもすぐに義務教育学校の設置には至らないというふうに思われます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 2番、丸小野議員。

○議員（2番 丸小野聖一君） ありがとうございます。今、現在、これから検討しなければいけないというフェーズにあるという御答弁だったと思います。

義務教育学校というのは御存じの方は御存じだと思うんですけど、小中一貫で運営する義務教育学校というところなんですけど、2016年にスタートしておりまして2025年末時点では約全国で260校、これが今の現状でございます。2016年ですから約10年間たって全国で260校という現状でございます。

日本の少子化というのはこれから進んでいくかどうかは、日本の対策次第だと思うんですけど、今、現状でちょっと大きなお話をさせていただくと昭和33年、私が生まれたのが昭和43年でございますから、それより10年前ということで第1次ベビーブームですね。この当時小学生は1,349万人いらっしゃったと、今、令和6年度で592万人、これが小学生でございます。もちろん、小学校、中学校、高校共に約半分ぐらいに生徒数、児童数が減ってきているというような状況でございます。これから今、現在、日本で260校義務教育学校があるという現状な

んですが、今後錦町も含めて義務教育学校への検討を進めているところが多いのではないかなというふうに思います。

それでは質問の要旨のところにメリットとデメリットというふうに書いてありますが、一言で言うのもなかなか難しいと思うんですが、教育長にそこを答弁いただければと思います。

○議長（荒川 孝一君） 毎床教育長。

○教育長（毎床三喜男君） ただ今の御質問にお答えします。

まず、義務教育学校の最も大きなメリットとしましては9ヶ年の小中一貫教育により子どもたちの発達段階に合わせた柔軟なカリキュラム編成ができることです。六・三制の施行から固定されておりました現在の小学校6年、中学校3年という縛りを解いて、例えば前期5年、後期4年や2年、4年、3年など各ステージを設定することも可能で、今度改定されます学習指導要領の目玉である学校独自の教育課程を編成する上でも自由度が増すという利点があると考えております。

ほかに環境の変化に対するストレスの減少や児童生徒への支援体制の一貫性、施設を共有することでの財政負担の減少などが挙げられると考えております。

一方で、デメリットとしまして幾つかの懸念があります。

まず、9年間人間関係も含めた教育環境が変わらないことにより、これからの時代特に重要な教育目標の一つとされております社会性を育成する、或いは社会への適応力が十分に身につくかという懸念。また、小学校と中学校のいわゆる学校文化の違いによりそれぞれのよい面が薄れていかないかという点。小学校から中学校へという環境変化に合わせて子どもたちが自ら変わろうとする機会が損なわれてしまうのではないかという点などです。

よい面も懸念される面も両面ありますが、概して少人数の児童生徒の地域ではメリットのほうが大きく、大人数の地域では、例えば施設の利用機会が制限されたり、知らない児童生徒、先生がいるなどから人間関係への関係が希薄したり、さらに指導の一貫性を担保できなくなるなどのデメリットの面が大きくなるだろうと私自身は考えております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 2番、丸小野議員。

○議員（2番 丸小野聖一君） ありがとうございます。今、様々なメリット、デメリットを挙げていただきました。

ちょっと、私なりに今言われたことをまとめますと、メリットについては柔軟なカリキュラム、学校独自の教育過程、それから財政の負担、これ、かなり大きいと思います。いわゆるハード面についてのメリットが非常に多いというお話でした。それからデメリットについては社会性の形成というふうにおっしゃられましたけど、私も経験があるんですが、小学校6年生になって最上級生で小学校をリーダー的に引っ張っていくような存在から、中学1年生になったときに中学校の最下級生になってペーペーまたスタートみたいな、これは高校も同じような流れになるわけなんですけど、そういう社会性の形成だったり学校文化の違いだったり、私なりにまとめるとソフト面ですね。そういうハード面ではメリットがあり、ソフト面でデメリットが多いのではないかなというふうな話がございました。

それでは質問の要旨の3つ目でございますが、これも教育長に御答弁いただきたいんですけど、今後、将来の義務教育についてのお考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（荒川 孝一君） 毎床教育長。

○教育長（毎床三喜男君） ただ今の御質問にお答えします。

先ほどお答えしましたメリット、デメリットを基に錦町の児童生徒数、現在約800人近くおりますが、その規模から考えますと今の時点で義務教育学校への移行はデメリットのほうが大きいかと考えます。現実的に小学校1年生

が中学生と同じ通学距離を通学するのは非常に厳しく、スクールバスが不可欠になってくると思います。また800人程度が同じ施設で学ぶに当たっては、施設面の新設や増設が必要になってきます。

ただ、今後児童生徒数が今の約半分程度になる頃には義務教育学校は有効な選択肢の一つになるかと考えております。そのための準備としまして、町内小学校に複式学級が設置される状況、先ほど課長からありましたがあの表でいきますと、あと五、六年先になるかと思いますが、その時期ぐらいになれば錦町においても将来の小中学校の在り方を検討していく機会が必要になってくるのではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 2番、丸小野議員。

○議員（2番 丸小野聖一君） ありがとうございます。義務教育学校への言及もいただきました。

今から検討をスタートするフェーズにあるということでございますが、これはちょっと私の考えというか、所感をちょっと述べさせていただくと、私がいた小学校時代と今の時代というのは本当に目まぐるしく環境が変わっているというようなところだと思います。

これ、ニュース、新聞でも報じられていますが、中国ではDeep Seek、AIを使った教育に全振りをしているような、これからもしていくような流れだと思いますし、これは今に限らずなんですけどインドにおいてはテック系の理系に特化して今やGoogleのトップ、マイクロソフトのトップはインド系の方でございます。

世界に目を向けると、これはちょっと私も調べてびっくりしたんですけど、1980年当時、日本の、これは上場企業の話なんですけど、世界のランキングトップ10の7社が日本企業だったと。これにびっくりしたのではなくて、これは知っていたんですけど、びっくりしたのは何かと言いますと日本全体の株式市場の時価総額8兆8,000億ドル、ドルで言いますけど、この8兆8,000億ドルというのがトップのNVIDIAとApple 2社とほぼ同じなんです。AppleとNVIDIAと日本全体の株式市場の時価総額が同じ。日本の競争力が下がってきているということが言いたいんですが、トヨタは現在世界の時価総額46位でございます。

何が言いたいかというと、やはり若者たちが国内から日本を引っ張っていく、世界に。トップになるということが目的ではないんですけど、以前の力強い日本の経済力を取り返していくためにも、これから人材の育成というのは非常に重要なわけで、これは錦町だけでできるということではないんですけど、義務教育学校にはメリット、デメリットあるという話でございますし私もそう思いますが、積極的にこれから人口が減っていくから、子どもたちが減っていくから義務教育学校にしていくんではなくて、メリットを重視していかに人材を育成していくかというところの1つの選択肢として義務教育学校もあるのかなということで今回の質問に至りました。

御答弁ありがとうございます。

それでは質問事項の2、基金の運用についてに移りたいと思います。

それでは、まず基金の運用の現状をまず、御答弁いただければと思います。お願いいたします。

○議長（荒川 孝一君） 上野会計管理者。

○会計管理者（上野 陽一君） お答えします。

現在、錦町におきましては財政調整基金をはじめ、減債基金、公共施設整備基金など目的別の基金を複数設置し、それぞれにおいて法的な要件や設置条例に基づき管理運用を行っております。町が保有する14の基金の総額については令和8年2月末現在で約38億9,600万円という状況です。

現在の基金の運用については金融機関への定期預金を中心としており、一部、国債等の債券で運用しております。内訳としては債券が15%、約6億円で、残りの85%が定期預金及び普通預金で運用している状況です。

令和7年度の運用実績におきましては、日本銀行の政策金利の引上げに伴う民間の金融機関の金利が上昇したことにより財政調整基金の運用利息においては昨年度比254万9,000円増の481万4,000円を見込んでおります。しかしながら依然として運用益は低水準に留まっており、限られた財源をいかに有効に活用するかは今後の課題であると考えております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 2番、丸小野議員。

○議員（2番 丸小野聖一君） ありがとうございます。現在、14の基金総額は38億円という御答弁ありがとうございます。

昨年度比で利息も254万円増の481万円になっているという御答弁もいただきました。

私がなぜ、今回この質問に至ったかというきっかけは、大分、もう1年ぐらい前になるんですけど、例えば新聞記事、ニュース等で報じられた内容なので皆様も目にされたかと思いますが、岐阜県の関市の基金約90%が債券であったと。錦町の場合は15%でございますが、関市というところは90%の390億円が債券であったと。そこで123億円の含み損があったというニュースがありました。新潟県で146億円の含み損、大阪府でも66億円の含み損。九州においては、これも1年前ぐらいのお話でございますが、大分県宇佐市で約10億円の含み損があると。これは2015年から2020年に20年国債を買って23年には一旦4,300円の実現益が出たんですけど、現在10億円の含み損があるというお話がありました。福岡県福津市では72億円の債券運営を行ってまして、23億円の含み損があると。小学校建設でどうしても使わなきゃいけないものがあって1億円の国債を解約して2,500万円の実現損があったというニュースです。ちょっと長くなりましたが、宗像市でも152億円の債券があって44億円の含み損があったというニュースでございます。

今、答弁にもありましたように、政策金利が上昇したことでこの含み損というのは発生しているわけでございます。もっと大きな話でいうと、生命保険会社日本生命は2兆5,300億円の含み損を持っていると。生命保険会社、住友第一、明治安田、合わせて10兆円の含み損を持っているというニュースもあわせてございました。

それでは質問の要旨2の基金の債券の部分の評価額、その対策について御答弁を求めます。

○議長（荒川 孝一君） 上野会計管理者。

○会計管理者（上野 陽一君） お答えします。

錦町では6口の債券を運用しておりまして、内訳としては国債が2口、仙台市債1口、福岡県債2口、日本政策投資銀行社債、いわゆる財投機関債が1口となっております。

運用期間は20年債が3口、10年、5年、2年債がそれぞれ1口ずつとなっており、総額で約6億円の債券を運用しております。

現在、金融市場におきましては、先ほど申しましたように金利が上昇傾向にあります。債券市場では既に発行された債券の価格は下落するという逆相関の関係がございます。このため本町が現在購入している債券につきましては、現在の市場価格で評価しますと先ほど質問議員申されましたように、いわゆる含み損が生じている状況であります。これは全国の多くの自治体においても同様の課題として認識されているところです。

現在の評価額については、令和8年2月27日時点で6億円の額面に対し5億900万円ほどとなっております。しかしながら、本町が保有する債券はいずれも国債や地方債などの極めて信用度の高い公共債であり、満期まで保有することで購入時に確定した利息を受け取ると共に、額面どおりの元本が償還される仕組みとなっており、実質的な損害はないものと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 2番、丸小野議員。

○議員（2番 丸小野聖一君） ありがとうございます。数字等が色々出てきましたんで御答弁をまとめさせていただくと、現在全ての基金の総額が38億円、その15%の6億円が額面として債券で運用されていると。残り85%はほぼ預金で運用されていて先ほど申しあげました預金の金利の実績が出ているという御説明だったと思います。

債券の評価額については、6億円が約5億900万円、2月27日時点になっているということで約9,000万円のマイナス含みがあるというお話でございます。

ちょっと丁寧に説明させていただくと、先ほどから含み損というふうに、評価損とか申しあげていますが、これはあくまで今の評価がそうになっているということでございます。

会計管理者の御答弁にもありましたように、非常に安全な債券で運用されておりますので満期まで保有すれば元本が戻るという仕組みでございます。

先ほど言いました福岡県の福津市みたいにどうしても小学校の建設でお金が必要だということで、これはほぼ債券で運用していましたから売却しなきゃいけなかったということで2,500万円の損、生命保険会社もそうですし、宗像市もそうなんですけど満期まで持てば、評価損がなくなるというようなお話でございます。

答弁の中にもありましたように、債券価格と金利上昇というのが逆相関にあって、一言で言っても町民の方にとっては非常に分かりにくいところなので今回ちょっと債券について、錦町では現在6億円に対して約9,000万円の含み損があるというお話だったんですけど、私たち町民にも金利の上昇というのはものすごい影響があるというお話を私これからしたいのですが、資料を出していただいて、まず債券とはというところが釈迦に説法の町民の方もいらっしゃるかと思うんですけど、御説明を差し上げたいというふうに思います。

債券については3つ決められ事があります。これ、1なんですけど左から右に移行していくわけなんですけど、まず利率というのが決まります。これは、利率というのは一般的な国債とか公債の場合は変わりません。例えば1%とか2%というふうに決まれば満期まで、正確に言うと半年ごとに1回金利が入ってくる。これはクーポンとも言われます。

2番目が年限でございます。1年のものもあれば、半年のものもあれば、10年のものもあれば、40年のものもあると。2番目が年限でございます。

3番目が肝なんですけど、格付なんです。1番に実践と点線を書かせていただいたんですけど、波が大きいのと波が小さいのというのがありますが、これはほとんど発行体のリスク、いわゆる格付によって振れ幅が変わってくるという説明の仕方なんです。年限とクーポンと格付が決まっていれば100で発行したものは100で返ってくるというような現状です。

先ほど答弁にもありましたように、20年債が3口持っていっちゃって、20年債と10年債、5年債、2年債があるわけなんですけど、2年債というのが実線の緩やかなカーブになるのはお分かりいただけるでしょうか。満期までの期間が短いわけで、振れ幅が大きいわけです。今、9,000万円含み損が出ている、大方はこの20年債の部分が大きいんじゃないかと思うんですが、これが下落したというようなお話だと思います。

ただ、満期までの部分を持てばいいということでございますので、この3つを債券買うときには、皆様の金融機関でこれから金利が上がっていけば債券買ったらいいのかなとお考えの方もいらっしゃると思います。重要なのはこの発行体の格付ということです。

日本は現在シングルAプラスといいまして、格付はAです。トップがAAAなんですけど、当然日本は、当時

20年前は、2000年頃はAAAだったわけで、今、現在シングルAになっている。ちなみにAAAからBBB、CCCとなるんですけど、BBBまでが投資適格債券、発行体の格付がBB以下になると投資不適格債券ということで当然町が基金で運用する場合はシングルA以上の投資適格債券に限定されるというのはあれなんですけど、それだけ安全性を持って格付の高いものを持っていかれるかと思うんですが、私は証券会社にいましたので、債券で私が実際販売したもので2社だけデフォルトしたんです、ゼロとか年限伸ばして買えたのがこれはもう事実なんで、申し上げますとマイカル債、これはお客様に一般投資家の方に販売させていただいてゼロになりました。あとアルゼンチン債です。これも5年のものを30年で返すというものになりました。期間が長いものと格付が低いものはボラティリティーが大きいということで、錦町が保有しているほぼ国債については満期まで持てば間違いなくといっても過言ではないんですけど、100で戻ってくるというお話でございます。

今、現状で評価額のお話をさせていただいたんですけど、ここで、今ボラティリティーとデフォルトのお話をさせていただいたんですけど、2番目の債券価格が上昇すると価格はどうなる、金利が下がると債券価格がどうなるというところをお話をさせていただきます。

なぜこのお話をさせていただくかという物価、いわゆる物価高騰対策とか物価が上がったなというのを皆様お感じになっていらっしゃると思うんですけど、何でこの金利がどうなるかというお話と厳密には為替もかかってくるんですけど、私の個人的な考えなんですけど物価はもう下がることはないんじゃないかと、近未来についてはというふうに思います。なぜそう思うかというのを御説明させていただくと、金利が下落しますと価格は上昇するというお話なんですけど、この資料の2を見ていただきたいんですが、2%の債券があったとします。2%の債券が市場金利が3%になったらこれ、金利は上昇しますよね。同時に、これ、ぎったん、ばっこのシーソーなんですけど、金利が上がれば価格は下がると反対に2%の債券があって市場金利が1%に下がった。金利はぎったん、ばっこんでいうと下のほうに行くと価格は上に行く。これ、仕組みなんですけど、一番の要は満期に100になるというのをよくよく考えてみると10年債を購入した場合、1年経ったら9年債になるんです。そのときの市場金利が上がっているか、下がっているかで当然債券価格って動きます。金利が上がれば債券価格は下がるし、金利が下がれば債券価格は上がる。結局、2%の債券を1%になったら、3%になったらどっちかに乗り換えるんです。要は最低取引が加味されるという話なんです。

そういう意味でいうと、例えば今まで、私もそうなんですけど、ずっと2024年まで量的緩和はマイナス金利がずっと続いてたわけで、今、政策金利というのは0.75%、4月にどうするか、もう1回上がるかどうかという話があります。日本銀行の植田総裁が難しい顔しながら、どうしようかみたいな新聞記事とかコメントに一喜一憂するという話なんですけど。

直近で言うと原油価格とかガソリン価格が突然20円とか30円上がりました。これは御存じのとおり世界の情勢がこういう状況になってすぐさま上げたんで私もびっくりしたんですけど、これ金利政策と密接に関わってくるものなんです。そういう意味では今後の金利の動向というのは町の政策、これにとっても非常に重要になってくるのではないかというふうに考えるわけです。

これは質問事項要旨にもないんですけど、突然聞いてみたいかと思うんですが、総務課長にお尋ねします。金利が今後上昇してくるとしたら、町の政策だったり、町政どんどころに影響があるのかちょっと御提案いただければと思います。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

金利の上昇によりまして、公債費の利払費の増加っていうのは間違いないとこかなと思います。さらに個人の消費といえますか、住宅ローンであったり、企業の設備投資を控えられることによって景気の悪化というか、税収のほうにも影響するのではないかなと考えるところです。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 2番、丸小野議員。

○議員（2番 丸小野聖一君） ありがとうございます。突然の質問にも的確にお答えいただいて。

今、おっしゃったそれ以外にもいろんな影響があるかと思うんですね。言われた住宅ローンの金利も上がっていくわけですし、当然のことながら為替も相まって輸入品については下がるような状況はなかなか予想しにくいかなと思っています。

為替というのはちなみに何で変わるかといいますと、資材高騰に直接影響するというのは海外の価格もそうなんですけど、為替というのもそうなんです。原油価格がドルベースで95ドルとか100ドルぐらいになってますけど、かける為替ですから、日本円で買うと。円安の今160円手前ぐらいにきている段階と100円にきている段階では全然コストが違うわけですね。そういう意味では為替というのを予想しなきゃいけないんですけど、残念ながらと言うとあれなんです。為替の決定要因は貿易収支と金利にあると言われてるんです。だから金利がどうするかによっても、今後の予測も変わってくるというお話でございます。そういう意味では、今、総務課長がパッと考えて言っていたような金利の上昇と、これからの町の政策っていうのはウォッチしていかなければいけないし、今後、30年間続いたゼロ金利政策っていうのが変更されたわけですから、どんどんどんどん上がる金利が上がっていくという状況ではないんですけど、それを加味しながら町の政策は決めていかなければいけないのかなというふうに思います。

時間があと4分になりましたので、最後の質問に移らせていただきます。

その中で一括運用の御検討はっていうところを御答弁いただきたいと思っています。

○議長（荒川 孝一君） 上野会計管理者。

○会計管理者（上野 陽一君） お答えします。

基金の一括運用とは地方自治体が所有する複数の基金を個別に運用せず、まとめて運用する方法のことで、球磨郡ではあさぎり町が、この方法での運用を行っている聞いております。

通常基金は個別の基金ごとに運用しますが一括運用をすると、これらをまとめて1つの資金グループとして一体的に管理運用することになり、運用効率を上げ管理コストを削減でき、かつ、資金の流動性が確保され必要なときに取り崩しができるメリットがあります。

基金の一括運用のポイントは、資金運用は一体的にそして会計処理は基金ごとに管理することにあります。例えば、錦町の定額運用基金を除く基金の総額で債権や定期預金等で運用を行い、その運用益については、それぞれの基金残高の割合で案分し各基金へ配分するという形になります。

現在、本町での債券の運用については、各基金ごとに行っており、先ほど申しました総額では15%となっておりますが、財政調整基金に限りまして、30%が債権で運用されており、資金の流動性が若干ではありますが余裕がない状況であります。

一括運用することで資金に余裕が生まれ定期預金より利息収入の大きい債権の割合を増やすことも可能と思われるので、検討する余地はあるのではないかと考えているところです。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 2番、丸小野議員。

○議員（2番 丸小野聖一君） ご答弁ありがとうございました。

今後ともこの一括運用についてご検討いただければと思います。あと2分ございますので、ちょっと今日の私の自身の質問の感想なんですけど、うまく説明できなかったなと少し思っています。言いたかったことの半分ぐらいしか、言えなかったんですけど、まとめますと、この2番の運用については町民の方、私も含めて心配要りませんということとですね。

これから金利が上昇してくるフェーズに入りますと、様々な対策、錦町単体で行うだけの対策っていうのはなかなか難しいかと思うんですけど、考えなければいけないと思いますし、今回のその原油価格の高騰についても為替を加味した動きですね。

政策がどうなってきた、実際私たちの生活そのものに多大な影響を与えるような状況が、今後も出てくるっていうことを言いたかったんですけど、自身なかなか説明ちょっと下手だったなというふうに今のところ思っております。

また、今後ともうまく説明できるように自身もレベルアップしていきたいと思って、今回の一般質問を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 2番、丸小野聖一君の一般質問が終了しました。

○議長（荒川 孝一君） ここで昼食のため休憩します。休憩後は1時30分から開議をします。

午前11時48分休憩

午後1時30分再開

○議長（荒川 孝一君） 休憩前に引き続き開議します。

6番、石松まゆ子議員の一般質問を許可します。6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 皆様、こんにちは。6番議員の石松まゆ子でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告書に従い、一般質問をさせていただきます。

本日は大変お忙しい中、傍聴に足を運んでいただき、心より感謝申し上げます。また、あいねっと放送をお聞きの皆様にも心より感謝申し上げます。

今回の一般質問通告書には、農林、企画に関する項目を掲げております。事項1、農業の振興について、事項2、ふるさと納税について質問をさせていただきます。

まず、登壇席より1項目めを質疑し、他は質問席より順次質疑させていただきます。

農業の振興についてお尋ねをいたします。

日本の農業は、近年の異常気象により、農産物の品質低下や収量の減少が起こり、生産現場の環境は厳しくなっております。農林水産省が発表した農林業センサスによりますと、基幹的農業従事者は約102万人と、この5年間で25%減少しております。また、農業物価指数2020年の平均価格を100とした場合、2025年の年間平均価格は、生産資材全体の指数が124.2と最高になっております。

錦町の基幹産業は農業と捉えておりますが、農業を取り巻く状況は年々変化しております。近年の物価高騰による農業生産費の高騰、担い手の減少、高齢化の問題、中山間地域における農地の問題、有害鳥獣対策の問題など、課題が山積しております。

私は一般質問の中でも、農業の振興については何回も質問させていただいておりますが、規模の大小を問わず、中山間地域も含めて農地を維持し農業を続けていける所得の確保、担い手が希望の持てる農業を求め、町長の施政方針でも述べられましたが、私の視点から農業の課題について5点ほど質問させていただきます。

錦町の稲作の現状について、米の需要が減少する一方で、2024年から2025年にかけて、毎日のようにテレビや新聞で米が足りない、高いといった米価の課題で盛り上がっております。備蓄米の放出や増産の賛否などもありましたが、現場では安定的な供給体制の整備が求められております。

まず、農家の一人として、現場の声として、今年の米の価格が気になるところでありますが、錦町の稲作の面積及び飼料用米、WCSの面積、令和6年と令和7年の稲作の作付け状況についてお尋ねをいたします。

○議長（荒川 孝一君） 東農林振興課長。

○農林振興課長（東 貴志君） お答えいたします。

当町の稲作の現状は、令和8年産は現在、営農計画書の提出をお願いしている段階で、4月に入ってから面積の把握は可能となります。令和7年産の実績は、前年と比べ33.8ヘクタール増の434.9ヘクタール、WCSは32.1ヘクタール減の447.8ヘクタール、飼料用米はほぼ横ばいの9ヘクタールでした。JAの育苗センターに苗の注文状況を伺ったところ、昨年より3,000枚程度多いとの回答でした。単純に1反12枚で換算すると、25ヘクタール程度の増加となるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 6番。ありがとうございました。

今、作付け状況について答弁いただきましたが、その中でも今年も増加傾向という答弁でございますが、二、三日前の新聞を見ておりますと、備蓄米21万トン入札されるという記事がありましたけれども、今消費者の目線で販売が始まるまで買戻しがないのではないかとという声もあり、米価が下落する可能性も指摘されているところでございます。

これまで、国では減反政策を進められてきました。それでも米価は下がり続け、安い米価がもう何十年も続いているところであります。

昨今の米不足や高騰の原因は、稲作の農家が疲弊してしまったからではないかと、私は考えているところでございます。

国は大規模化、スマート農業、輸出促進などを進めるとされております。また農家の疲弊の解消や、所得を支える仕組みまでは進んでおりませんが、令和8年6月までに水田活用直接支払交付金を生産性や販売力の向上、その中でも高温耐性や多産性などの種子の生産などにも支援する仕組みを見直すと考えを示しております。

錦町として、米農家の安定的な経営を進めるためにも、温暖化対応なども含め、町の政策について町長にお尋ねをいたします。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） 質問内容が非常に難しい質問でございまして、町で米政策をどうするかという質問をされても非常に厳しいなと思っております。町単独でできるものでもありませんし、今、質問議員がおっしゃいましたように、環境そのものが大きく変わってきているということだろうと思います。

とりわけ人口減少が、何と言いますか、はなはだしいと、そういう面があるし、農業従事者の高齢化、それから先ほど言われたような近年の高温少雨の気候変動といえますかね。これによりまして、収量が減ってきているというこ

ともあるのではないかなと思っております。

高温に関しましては、私も先ほど言いましたように、農業をしていますけれども、気候が高温になってきたということで、米の品種改良が進められてきている。

「くまさんの輝き」とか、そういうのを品種改良を国が進めていくということでもありますので、そういうのに農家の方も、これもJAが専門ですから、JA等が進めていきますので、そちらのほうに皆さん方も相談しながらやってほしい。町としましても、しっかりと支援をしていこうと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 6番。ありがとうございました。

なかなかこの問題は難しいと思いますけれども、今、町長が言われましたように、品種改良とかそういうところにも力を入れていくという答弁をいただきましたので、是非、私は品種改良をされる農家の方に、是非、種もみの、今、なかなか種もみが手に入らないということでございますので、そういう支援とか、苗箱の支援というのを望んでおりますので、どうぞそういうところも考えていただきまして、継続的な支援をお願いしたいと思います。

次に、耕畜連携の取組についてお尋ねをいたします。町としても、物価高騰重点支援交付金として、農家支援に5,000万円を組んでいただくなど、総合的な支援をさせていただいているところでございます。

先ほどの答弁の中で、WCSの面積は447.8ヘクタールということだという答弁でございましたけれども、錦町は畜産農家が頑張っておられるので、他町村と比べても畜産農家と連携して、WCSも作付けが進んでいると思っております。

また、生産調整や転作もスムーズに行われてきたのではないかと私は思っております。このWCSは、皆様方も御存じだと思いますけれども、農地の維持や経営の安定につながる作物でありまして、耕畜連携によって稲作農家の方の肥料代削減にも私は寄与していると考えております。

しかし、今、畜産農家は高齢化や物価高騰、後継者不足により廃業が進んでおります。ここに資料をもらってきたのですが、球磨全体で頭数が、令和4年から令和7年にかけて、球磨管内で101件が減少しているようでございます。また、錦町をとりますと、令和4年から令和9年にかけて9件がリタイアされたということでございます。

この畜産農家の方によりますと、労働的にも限界だし、機械も高いもんなあと、WCSをとって農家の方が頼めますけど、これ以上は受け切れないという悲鳴も上がっているところでございます。

私は、畜産農家への支援は、安定的な農地維持や経営に直結すると考えております。私としては、畜産農家の支援をお願いするところでございますが、先日、町長も畜産祭りにも行かれたときに、農家の方が抽せんで、高品質のよい種の牛の種の精液が当たったのだけど、なかなか、権利があるだけで買わないといけなく、高いけん買い切らんつもんなあとと言われておりますので、そのときも町長にも言いましたが、こういう支援もお願いしたいというふうに話したと思います。

そういう支援とか、今、非常に物価も高騰しておりますので、ラップの補助とか、機械はまだ高騰して、本当に前は800万円ぐらいで買われたコンバインにしても、今は1,400万円ぐらいになっております。酪農家の機械というのも非常に高こうございますので、少しでも支援をと考えておりますけれども、町の考えをお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 東農林振興課長。

○農林振興課長（東 貴志君） お答えいたします。

本町においては、優良子牛保留事業、酪農自家育成保留事業、繁殖用雌牛導入事業、肥育素牛導入事業など、継続

的な支援を行っております。これに加え、本年度においては、畜産消毒事業及び酪農ヘルパー事業の強化、新たに畜産環境対策事業に取り組むこととしており、今後もこれらの支援を行っていくことが必然だと考えております。

取組ことがあるとすれば、他の耕種とのバランスもありますので、そのあたりも考慮した上で検討する必要があると思いますが、現状では先ほど申し上げました支援を継続していくことが大事であると考えます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 6番。ありがとうございました。

私も町単独事業では機械導入とかは、先ほどの5番議員のときも町長が言われましたけれども、本当に町単独事業では難しいと思います。今回私は国の事業を6割の事業を取りましたけれども、今、機械とかコスト削減や生産向上などに向けた機械の導入が、県とか国の事業として、今、6割とか9割補助が出ております。

私は、それも錦町の予算の取り方の一つではないかと思いますので、本当に職員の皆さん方にも、是非、そういうアンテナを張って、その情報を農家に伝えていただきたい。そういうことも、一つの国、県の予算を取ることで、町独自の支援をしなくてもいいですので、そういうのを考えていただければなと思いますので、是非これは町長にもしっかりと、今から職員との話合いの中で、しっかりと伝えていただければと思っております。

次に、物価高騰対策支援についてお尋ねをいたします。

錦町の農業は、小中規模も農地を守っておると思います。今回の物価高騰対策支援について、給付対象者が算出された交付額が5万円以上となっておりますが、これはどのように決められたのでしょうか、理由をお尋ねします。

また、認定農業者が、今、錦町は113名います。農業経営体数が571名でございます。これを何割ぐらいの方々が対象となったのか、お尋ねをいたします。

○議長（荒川 孝一君） 東農林振興課長。

○農林振興課長（東 貴志君） お答えいたします。

今回の農業者への物価高騰対策につきましては、資材や燃油などの価格上昇により、営農経費が増大している状況を踏まえ、国の地方創生臨時交付金を活用し、農業経費の一定割合を支援する制度として実施するものです。

算定に当たりましては、前回実施いたしました令和5年同様に、農業者ごとの営農規模に応じた公平性を確保するため、経費の一定割合である3%を補助率として設定させていただきました。

一方で、申請、審査、支払等に係る事務の効率性や制度運用の合理性を踏まえ、算定額が5万円以下となる場合は、支給対象外とする整理を行わせていただいております。この下限額の設定により、限られた財源を一定規模以上の大きく影響を受けている農業者への支援に重点的に充てることができ、制度全体としての効果を高めることができるものと制度設計させていただきました。

前回実施の令和5年度では、該当者は354人、認定農業者113人中97件でした。今回の実施の試算においては見込みではありますが、約170人となる見込みで、認定農業者においては前回とほぼ同数になると見込んでおります。前回要望の多かった荷造り運賃手数料を対象に追加したこと、前回よりもさらに物価高騰のあおりが大きいのではと見込み、限られた交付金の中でより早く支援効果を高める観点から、農業経費に応じた割合で営農規模に応じた形の支援となる仕組みとし、一定下減額を設けたところであります。

下減を設けたことで影響が比較的軽微なケースよりも、経営努力だけでは吸収しきれない負担増を受けている経営体を優先的に支援する形とさせていただきました。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 6番。ありがとうございました。

これは大半の小中規模の農家の声でございますが、経費が170万円以上でなければ5万円の支援が出ない。物価高騰で一番影響を受けているのは、私はこういう小中規模の農家の方も非常に受けられていると私は思っております。これはせめて交付額を1万円程度に設定していただければ、多くの農家が助かると思いますが、是非再検討をお願いしたいと考えますが、町の考えをお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 東農林振興課長。

○農林振興課長（東 貴志君） お答えいたします。

交付金の範囲内で状況次第では前向きに検討させていただきたいと思います。
以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 6番。是非検討していただきまして、皆さんに交付していただきますようよろしく
お願いいたします。

次に、農地の集積、集約化についてお尋ねをいたします。

農作業の効率化や生産向上、ひいては農業所得の向上のために、農地バンクなどを活用した経営体への農地集積が
不可欠と私は考えております。

錦町の現在の担い手への農地収穫率と、過去3年間の推移、また農地中間管理機構を活用した対策の制約状況等、
今後の見通しについてお尋ねをいたします。

○議長（荒川 孝一君） 山本農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（山本 直樹君） お答えします。

令和4年度から令和6年度の集積率について、まずは、お答えいたします。

令和4年度が61.6%、令和5年度が61.2%、令和6年度が61.6%となっております。次に、農地中間管
理機構を通しての契約実績につきまは、令和6年度が122件、50ヘクタール、令和7年度が83件、35ヘク
タールとなっております。今後の見通しにつきまは、大幅な増減はないかと思います。

令和8年度につきましては、新規契約40ヘクタール程度を見込んでおります。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 6番。ありがとうございました。

今、61.6%の集積率ということでございますが、私も農業委員をしておりました。そのときには、国の集積率
を80%に設定されておりましたので、一生懸命集積を頑張ってきておりました。

そのとき使ったのが、耕作者集積協力金ということで使っておりましたけれども、それは平成31年に廃止になっ
ております。また経営転換協力金、これも令和5年度に廃止をされております。このように、高齢化でリタイアする
際の協力金制度が廃止されるなど、支援が薄くなっているなど感じているところでございます。

今、進めている農地バンクを活用した集積集約への交付事業の内容と、交付条件と、交付状況についてお尋ねをい
たします。

○議長（荒川 孝一君） 山本農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（山本 直樹君） お答えします。

土地所有者に交付される協力金につきましては、おっしゃるとおり令和5年度で終了しておりまして、これまで63件、1,100万6,500円という交付実績があり、農地集積に大きく寄与したものと思われます。

現在は地域が一体となって農地バンクへの貸付けを行う地域集積協力金と、地区内の1ヘクタール以上の団地面積を増やす集約化奨励金があり、どちらも地域に交付されるものになります。こちらの交付金につきましては、これまで本町での取組はございません。

また、令和8年度から事業内容が変わるということも聞いておりまして、内容につきましては、本日の日本農業新聞に一部掲載されてはありました。集約化に伴うものを中心に、集積への支援も維持するように記載の方はされておりました。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 6番。ありがとうございました。

今、答弁の中では、今の地域集積協力金、団地集積協力金、これ1ヘクタール以上だと思っておりますけれども、それは、今、錦町では交付度はゼロということでございますし、地域に対する集約化が中心ということでございますが、先ほど答弁の中でも言われましたけれども、今日の新聞、3月17日の日本農業新聞ですけれども、これにも大規模集約には10アールあたり5万円を出すということでございますが、非常にハードルが高くて、目標地図で5割以上でないと出し手には出ないということと、受け手には収約に対しては4ヘクタールの団地化をしなければならないということで、非常にハードルが高いなと感じたところでありますが、錦町のように、集落営農の法人も進んでおりませんし、条件の悪い農地は置き去りにされて、耕作放棄地が増える懸念があるところでございます。

私は、集積をすることも、先ほど言われましたけれども、私は耕作者集積協力金のような、個人が農地を対策、売買する際の負担軽減のための協力金制度などが集積が進むと考えます。これを行うことによって、集団化が進む、今度は国の事業にも乗れるのではないかなと思うのですけれども、町独自の仕組みづくりも提案したいと考えますが、町長の考えをお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） 私も、今朝ですけれども農業新聞を見させていただきました。これは大規模集約で受け手のほうが4ヘクタール集約すれば、10アール当たり5万円を加算しますよという話でございます。今日いただいた話で、先の検討というのはなかなかまだ難しい話でございます。先ほども話しましたように、高齢、いわゆる受け手がいなくなっているというのが事実なんです。

貸す人はどんどん増えてきた。でも、受け手、借りる人が少なくなってきた。では、どうするかという話になってきますので、本当に、何と言いますか単独でできる自治体でできるというのは非常に厳しくなっているということも事実でございます。ただ、こういう現実問題をしっかりと国、県に届けていくということが一番大事ではないかなと思っております。

錦の場合は、この人吉球磨の中でも、どちらかといえば、地形的にも農業とすれば、よその町村よりもしやすい環境といいますか、ありますので、そこはしっかりとPRしながら進めていこうと思っております。

いずれにしても、この件につきましては勉強させていただきたいと思います。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 6番。ありがとうございます。

私も、国の事業を進めながら、現場の声、こういう声もあるということを、是非上げていただければと思っております。

ますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、私はこの事業を進めるためには、地域のまとめ役、人材育成が非常に支援も大切になると考えておりますが、町としてはどのように進めていかれるのかお尋ねをいたします。

○議長（荒川 孝一君） 山本農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（山本 直樹君） お答えします。

今回、切原野地区をモデル的に集約化への取組を始めました。

農家が減っていく中、これからは作る人が作りやすいようにしたいという思いから始めております。質問議員が言われるように、集約化についてはまとめ役の役割は大きいと思います。農業関係のリーダーとして、農業委員、農地利用最適化推進委員がいらっしゃいますが、各地区に1人ずついらっしゃるわけではありませんので、集約化を進めるに当たっては、地域のリーダーの方と協力し合っていく必要がございます。

議員の皆様、農業委員経験者等や諸団体にもお声掛けをしながら進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 6番。是非、そういうふうにして進めていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、ふるさと納税の現状についてお尋ねをいたします。この件につきましては、過去2回ほど質問をさせていただいております。

ふるさと納税は、活用方法によっては、新たな財源確保の有効な手段であり、人口減少や公共施設の老朽化に伴う維持管理費の増大、社会保障費や教育費の増大、多様化する町民ニーズへの対応など、歳出の項目額とも増え続けている現状においては非常に重要と思っております。

錦町にとりましても、ふるさと納税による寄附収入は基準財政収入に算定されず、地方交付税を減額されないため、寄附収入は純粋な収入源の増となります。自主財源の確保につながるところでございます。

今回、令和6年度から令和7年度にかけて、決算の実績等の説明の中で、寄附額が減少しているようでございます。地域経済を再生していく上でも、ふるさと納税の財源を確保することは重要な役割を果たす制度であると考え、返礼品の協力者の声から町にお尋ねします。

まず、近年5年間の寄附金額と件数の推移についてお尋ねをいたします。

○議長（荒川 孝一君） 中村企画観光課長。

○企画観光課長（中村 裕二君） ただ今の御質問にお答えいたします。

近年5年間の寄附金額と件数の推移につきましては、令和3年度が2万2,816件の4億1,521万6,000円、令和4年度が2万4,866件の4億3,607万3,000円、令和5年度が2万3,181件の3億5,336万7,700円、令和6年度が2,428件の6,018万3,500円、令和7年度につきましては年度途中ではございますが、1月末時点で2,797件、6,424万4,144円となっており、最多であった令和4年度をピークに減少傾向となっております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 6番。答弁ありがとうございました。

今、5年間の寄附金額と件数の推移について答弁をいただきましたけれども、順調に増収につながっていたのが、

令和6年度から令和7年度にかけて減となったのは、どういう理由があって、どういう原因があったのかお尋ねをいたします。

○議長（荒川 孝一君） 中村企画観光課長。

○企画観光課長（中村 裕二君） お答えいたします。

減収となった大きな要因としましては、全国的な過度な返礼品競争が起こってきたことから、令和5年度に総務省から寄附金の募集に係る経費の基準等について厳格化されたところです。

そのため、主力返礼品であったお茶のペットボトルが地場産品の基準に適合していないという理由から、令和5年10月から提供できなくなったことや、経費の見直し等による寄附金額の値上げ等により寄附額の減収となったと考えられます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 6番。ありがとうございます。

減少した理由を答弁いただきましたけれども、地場産品基準の厳格化というところで、これが一つの理由ではないかなと答弁を聞きながら思ったところでございますが、ある返礼品の協力者の方からの声でございますが、紹介したいと思います。

これは人吉市の方でございますが、モチ麦を錦町の返礼品としていただいて協力をしてきたが、地場産ではないからとお断りが来たと。しかし、お米や焼酎、肉などは、熊本県産であれば地場産として扱われると聞いたが、どうなのかということでございました。これはまた一件だけではないと思いますが、どのくらいの返礼品を外されたのかお尋ねをいたします。

○議長（荒川 孝一君） 中村企画観光課長。

○企画観光課長（中村 裕二君） お答えいたします。

令和5年度の制度改正により返礼品として取扱いができなくなった商品の数は146品です。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 6番。ありがとうございました。

146品ということが答弁がありましたけれども、総務省の指摘が受けられたか受けられないかわかりませんが、地場産品基準の厳格化ということで仕方がないとは思いますが、せっかく今まで協力をされてきた人に説明をして、丁寧な対応をしていただきたいなとちょっと思ったところでございます。

私も、所得税とか住民税を払っておりますので、3割程度はできますので、その中から少しか減らさないと納税を行っておりますが、私自身、実際にふるさと納税をしてみて、楽しさや魅力も感じます。パソコンの中で返礼品を選び届いた商品と共に、自治体からの御礼状やパンフレットが送られてきますが、食べ物だとこれはおいしいなと、こんなにおいしかったら直接行って食べたらまだおいしいだろうなと思うことがありますし、実際に行ってみたこともあります。

私が商品を選ぶときには、同じ品物であれば、わけあり商品とか、そういうのもたまには選ぶときがあります。消費者というのは、よい品物はもちろんでございますが、おいしいものを安くと考えている方は多いと思います。町としてはどのような基準で選定されているのでしょうか。

また、ある事業者は、今まで1万円だったのが、返礼品を1万5,000円に値上げをしたため、売上げが減少し

たということも言われておりますし、さらに、米の農家の方が、令和6年から令和7年にかけて米が高かったから出るだろうということだと思っていたら、安い米が在庫米が出たから、なかなか出なかったということも減少したという方もいらっしゃると思います。

本当に安いというのも、1つのあれかなと思っておりますが、町としては、返礼品の選定、返礼品の価格とはどのように設定されているのでしょうか。

また、今後、B級品などを取り組む考えはないのか。

また、錦町の知名度を上げるアピールの方法について、この3点についてお尋ねをいたします。

○議長（荒川 孝一君） 中村企画観光課長。

○企画観光課長（中村 裕二君） お答えいたします。

まず1点目の返礼品の選定につきましては、総務省が定める地場産品基準に適合することが必要です。例を挙げますと、当該地方公共団体の区域内で生産されたものや、返礼品や原材料の主要な部分が区域内で生産されたもの、返礼品の製造、加工、その他の工程のうち、主要な部分を行うことにより、相応の付加価値が生じているものなどが挙げられます。その基準により選定しております。

価格の設定につきましては、返礼品等の調達費用を3割以下にすることを含め、返礼品の募集費用の総額が5割以下にするという基準があります。その基準内に経費が収まるよう、金額の設定を行っているところです。

次のB級品などに取組、考えはということでお答えいたします。

品質に問題のない商品、いわゆる訳あり商品につきましては、既に本町の返礼品として掲載しており、大きさが不ぞろいの果樹や肉製品等を提供しております。今後も消費者が求めるお得感がある訳あり商品、B級品については、事業者と協力しながら登録について検討していきたいと考えております。

最後に、ふるさと納税のPRや周知方法につきましては、各ポータルサイトでの周知や錦町の観光情報等の発信と合わせてPR等を行っております。

また、現在、若手職員によるふるさと納税寄附額向上プロジェクトを組織しており、今月末にプロジェクト委員会による町長への答申が行われますので、その結果を踏まえ検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 6番。ありがとうございました。

消費者が求める品物を、是非、提供できるようによろしくお願いいたします。また、先ほど言われました職員による提案を取り入れていくということですので、是非、若手の色々な提案が出ると思いますので、それを是非取り入れていただきまして、伸ばしていただきますようよろしくお願いいたします。

これまでも総務省は返礼品の基準や経費の制限、令和7年10月にはポイント付与の禁止などを進めてこられてましたが、さらに2026年、今年の令和8年の10月から新ルールを適用することを発表されております。町としてはどのような影響があるのか、また今後どのように進めていかれるのかお尋ねをいたします。

○議長（荒川 孝一君） 中村企画観光課長。

○企画観光課長（中村 裕二君） お答えいたします。

本町におきましては、返礼品ごとに原材料や加工工程、価格設定等の詳細な確認を行う必要が生じるほか、返礼品の地場産品の適合性の確認のため、事業者からの資料収集や内容確認、制度適合性の判断等が必要となり、従来よりも高度かつ継続的な管理業務が求められることとなるため、担当職員の事務負担が増大するものと考えます。

また、手数料等の割合を現状の50%以内から40%以内に圧縮する必要がある、委託業者や各ポータルサイト事業者との契約内容及び寄附金額の増額や、広告事業の見直し等、ふるさと納税の運用全体の見直しも必要になるものと考えております。いずれにしても、今後、国の動向を注視していくと共に、引き続き適切な制度運営を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 6番。本当に、非常に総務省も厳しくなってきましたので、大変かと思えますけれども、よろしくお願いいたします。

次に商品開発についてお尋ねをいたします。今、総務省のルールの変更等への対応も注視していかなければなりません。地域資源を使った商品開発について伺います。若い視点での開発として、現在、球磨中央高校の生徒さんが、錦町産のイチゴや茶を使ったアイスクリームなどの開発に取り組んでいるとの報告会がありました。このような開発は、地場産品を全国にアピールするだけではなく、地域経済の活性化にも有効と考えます。高校生たちの取組に対し、町としてはどのような支援をされているのかというのが1点と、また、令和6年度に、人吉海軍航空基地活用事業として、新商品開発業務委託料1,000万円が含まれております。これは、ふるさと納税の商品開発も含まれていると聞きましたが、具体的にどのように使われているのでしょうか。委託業者はどこで、どのような商品開発につながったのか。受託業者と予算の流れ、人についてお尋ねをいたします。

○議長（荒川 孝一君） 中村企画観光課長。

○企画観光課長（中村 裕二君） お答えいたします。

まず、球磨中央高校生の取組に対する支援につきましては、チャレンジショップ事業という形で支援しておりまして、町内で生産されたイチゴを使用したイチゴアイスや、町内飲食店と連携し、開発したコーン茶アイスにつきましても、この事業で開発したものとなります。

現在、返礼品としても掲載しておりますので、チャレンジショップ事業による支援を継続しながら、高校生による商品開発などの取組も併せまして、返礼品の造成に努めていきたいと考えております。

また、令和6年度に物産振興事業の一環として、町内の事業者が町外の企業や人材等をパートナーにし、新商品開発を行うオープンイノベーションによる新商品開発事業に取り組んでおります。

委託事業者は、現在、ふるさと納税代行業務を委託している業者へ随意契約により委託しております。商品開発に当たっては、町内事業者と福岡県をはじめ、兵庫県、奈良県、群馬県、千葉県、東京に所在する食品関連会社と共同開発し、アルファ化米や米粉パン、梨のジェラートなど18商品を開発しております。

新商品開発事業の委託料は、総額708万2,017円で、その内訳は、試作研究開発費が約346万円、マーケティング調査及び活動費が134万円、その他事務管理費やコンサルティング料などの経費が約228万2,000円となっております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 6番。ありがとうございました。

今、答弁の中で、委託業者に頼み、そこからさらに他社へつながったということでございますが、令和7年度の寄附額が減少していることを見ますと、費用対効果が低かったのではないかと考えているところでございます。先ほどの答弁の中でも、コンサルティング料、事務管理費が228万2,000円、マーケティング調査、活動費が

134万円、1,000万円の中から商品開発として使われたのが346万円と認識しましたが、商品開発に使ったというお金1,000万円に対して、商品開発料というのが私は少ないんじゃないかなと思っております。

もう少し、商品開発に力を入れて、費用対効果の高い取組をしていただければと私は考えるところでございます。また、私もこの委託料というのが、私だけでしょうかしら、高いなと感じるところでございしますが、今、1週間ほど前の新聞に、国は委託業者が高額な利益につながっているということで、全国的に委託業者調査を始めたという新聞記事が載っておりましたが、やはり、もう少し、そういうところの経費を抑えるような仕組みをしていただきたい。それと、商品開発に力を入れるんだったら、商品開発費としての費用を、是非多く組んでいただきたいと思います。こういうマーケティング調査とか活動費とか、そういうところだけじゃなくて、本当に商品開発に是非組んでいただきたいなと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、以前、質問した際、委託業者は福岡県と大阪府の専門業者でございましたが、平成30年度から1社を選定し、随意契約を続けているということでございまして、私も色々な委託業者を調べましたところ、たくさんありますもんね。その中から、入札で決められるんですか、選考員があるのか、どのような基準で決められているのかお尋ねします。

○議長（荒川 孝一君） 中村企画観光課長。

○企画観光課長（中村 裕二君） お答えいたします。

委託業者の選定につきましては、平成30年にプロポーザル方式により委託業者を選定いたしまして、その後もその業者と契約を継続し、掲載するポータルサイトの拡大や返礼品の開拓等を進めてきたところです。契約の更新に際しましては、毎年契約内容の見直しを行っており、令和5年度からは、新たに中間事業者を追加契約したほか、委託料の削減を行うなど、事業の適正化を図っているところです。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 6番。ありがとうございました。

今、説明があったんですけれども、私は、できれば選考委員とか、そういうのを決めていただければ透明化が出てくるんじゃないかなと思っております。

地元の事業者もたくさんありますので、地元業者に委託することで地域活性化にもつながると考えます。是非、適切な基準の中で選定していただき、また、経費を少しでも削減し自主財源の確保につながる対策を講じるべきだと、私は考えます。

今、全国的にふるさと納税は9,000億円から1兆円規模に伸びていると言われております。ふるさと納税を観光につなげる考えはないでしょうか。

また、返礼品を送る際は、必ず町のパンフレットを同封し、町の魅力を知っていただく機会にするべきだと考えますが、町として観光振興につなげる取組をどう考えておられるのかお尋ねをいたします。

○議長（荒川 孝一君） 中村企画観光課長。

○企画観光課長（中村 裕二君） お答えいたします。

ふるさと納税は返礼品や寄附募集ページ等を通じて、地域の特産品や観光資源を全国的に発信することができる制度でもあり、地域の関心を高め、将来的な来訪につながるなど、観光・誘客の観点からも高い相乗効果ができるものと考えます。

町内の特産品はもちろんのこと、ゴルフプレー券、町内の飲食店等で利用できる商品券、秘密基地ミュージアムの

入館チケット、現在計画されている温泉付き宿泊施設の利用券など、本町で消費できるコンテンツも充実させていきながら、寄附者が本町へ行ってみたいと思えるよう、質問議員おっしゃられました返礼品の発送と併せてチラシ等を同封するなど、観光情報の発信を行いながら、本町の観光施策と連携した取組を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 6番。ありがとうございます。

私もふるさと納税を少ししておりますけれども、自治体から地域の見どころとかおすすめスポットとか、情報が入ったパンフレットが送ってきますので、それを見ると、ここに行ってみたいな、ここに行きたいなという気になりますので、是非そういう町のパンフレットなどを入れていただいて、観光へつなげていただければなど、私は思っているところでございますので、そのところもよろしくお願いいたします。

ふるさと納税の最後に聞きますけれども、前回、町長はふるさと納税の充実に努めると言われて頑張っていたと思いますが、今回は残念ながら減収となりましたが、町長として今後どのような戦略を考えられて、このふるさと納税に対して政策を進めていかれるのかお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） ふるさと納税を増やすという一つの大きな戦略は、今、質問議員がおっしゃいましたように、地元の品物をいかに揃えるかと、返礼品としてそれに尽きると思います。

従いまして、物を出していただく方たちと言いますか、農家も含めて、商業者も含めてですけれども、いい品物を作っていただく、それ以外ないと思っております。そうすることによって、人も来ましようし、或いは、いい品物も競争で出ていくと思っておりますので、そういう人たちを今後も育てていかなければならないと思っております。そのようなやり方をしていこうと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 6番。ありがとうございます。

本当に今、町長が言われるとおり、原点に返ってみれば、私もこの生まれ育ったふるさとを応援したい。そして、自治体の寄附を通して、地方の財政支援や地域活性化が目的であるということがうたっておりますので、やはり今言われたように、地域が活性するように、そして、地域の中から、本当に農家の方にしても、商工業の方にしても、自分が誇りに思う品物を作っていただいて、それを寄附の商品としたならば、皆さん方も、あっ、ここは真心のこもっている商品だなということをわかっていただいて、本当にそれがリピーターになって続くのではないかなと思っておりますので、どうぞ職員の皆さん方も、大変でございますが、よろしくお願いいたしますしまして、是非ふるさと納税を増やしていただきたいなと思っているところでございます。

私も急いでおりましたので、1点忘れたところがありますので、お尋ねをいたします。

時間の都合であれですけれども、経営継承発展事業について、ちょっとお尋ねをいたします。農業経営体の減少を食い止めるために、次世代への継承を後押しする経営継承発展支援事業などを活用して、町の経営体を増やしたらどうかという前に、以前にも質問させていただきました。

これは農業経営体数の確保として、国と地方が一体となって次世代への経営継承を後押しする事業である、経営継承発展事業のもう一つの方法であるという質問をしたところではありますが、町としては検討させていただくという答弁でありましたが、これまでの錦町において、これまでの活用状況と今後の町の支援についてお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 東農林振興課長。

○農林振興課長（東 貴志君） お答えいたします。

事業継承は、その都度、御相談をいただいておりますが、県などの関連機関と連携しながら進めております。これまでに数件の相談を受けておりますが、現実的には、まだ離農されているわけではなく話が停滞している状態や、相談対応中に予定外の売買が成立し話がなくなったという案件もございます。特に成果が上がっているわけではございません。

昨年、県と共催で錦町を中心とした新規就農経営継承バスツアーの実施、また、県主催の新規就農相談会に球磨地域としてブースを出展してPRを行っておりますが、実施してまだ半年でございますので、その効果というものは感じられることができないのが実情です。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） ありがとうございます。

今回、この事業を使わずに経営を譲られたと聞いて、なかなか土地の権利の問題などで大変だという話を聞きましたので、是非この事業を進めていただきまして、今、熊本県では令和3年に農業経営継承支援センターが設立されておりますし、令和7年度からではワンストップで対応する体制が整いましたので、是非、親から子へ継承、第三者の継承ということで、今から多くなってくると思いますので、是非、そういう事業を使っただきまして、1人の経営体、2人での経営体でもいいですので、増やしていただきますようお願いいたしまして、今回の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（荒川 孝一君） ここで休憩します。休憩後は午後2時40分から開議します。

午後2時29分休憩

午後2時40分再開

○議長（荒川 孝一君） 休憩前に引き続き開議します。

4番、早田和彦議員の一般質問を許可します。4番、早田和彦議員。

○議員（4番 早田 和彦君） 皆様、こんにちは。4番議員、早田和彦でございます。ただ今、議長より質問の許可をいただきましたので、令和8年3月錦町議会定例会一般質問を行います。

今日の質問では、事項1に、高校授業料の無償化による管内高校への影響について。

事項2、道路の維持管理について。

事項3、企業誘致の推進について。

以上、3つの事項について質問を行います。

それでは、これより質問席にて行います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） 4番。今月の定例会最後の一般質問は私でございまして、私の後は大切な審議と、それから採決が待機しておりますので、もう少し時間をいただいて、よろしくお願いいたします。

それではまず、高校授業料の無償化による管内高校への影響について伺います。

これにつきましては、新年度4月からの予定で、所得に応じての部分について拡充されるというふうに決まってお

ります。しかしながら、現状では本町の中学校卒業者が、大体、学区外にどのくらい程度の割合で進学をしているのかというのをまず確認をしておきたいと思います。

学区外進学理由は、私が以前、PTA等で関係していたときから、ある一定割合の方はいらっしゃいました。なおかつ、その目的は高度な技術、それから看護学校とか、そういうふうなしっかりとした目的を持った生徒さんが学区外に入学をされたというふうに記憶しております。

では、最近の錦中学校の学区外進学者数割合、それについて質問をいたします。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） ただ今の御質問にお答えいたします。

お手元に資料をお配りしております。資料に基づいて御説明いたします。

本町中学生の学区外への進学状況については、令和7年度、18人の15.7%、昨年令和6年度が12人の12.2%、令和5年度が18人の16.7%となっており、毎年十数名、約1割強の生徒が学区外へ進学している状況です。主にスポーツや音楽、医療系の高校に目標を持って進学している生徒が学区外への進学の要因となっているようです。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） 大体、今の時点、現状でもやはり、以前からの割合的にあまり変わらないのかなと思いますが、実は先ほども言いましたとおり、授業料が免除になりますので、こういった割合も変化していくのではないかとというふうに危惧しております。

地元高校にも4校今ありますけれども、今日、2番議員、午前中の一般質問の中にもあったように、本町の生徒さんも少なくなってきたりしますし、そして全体的にも子どもさんの数が少ないという状況がありまして、管内の4校にどのような影響が出てくるのかも分からない、危ない状況になるのかも分かりませんので、それについても後ほど教育長のお話も聞きたいと、そのように思います。

要旨の②、まず、この4月から始まります高等学校等就学支援金制度、これが新しくなりますけれども、これについて教育振興課の課長に伺います。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） ただ今の御質問にお答えいたします。

高等学校等就学支援金制度は、全国の高校生が授業料を負担なく学べる環境を整えるため、2010年、平成22年の4月から開始されました。当初は全ての高校生が対象でしたが、4年後の2014年、平成26年度からは、所得の制限導入がなされております。年収約910万円未満の世帯を対象とし、支援の重点化が行われております。おおむね一般世帯の8割強の方は、この支援の対象となっております。1割弱の方が支援対象外というような状況でございました。その後、2020年、令和2年度からは、私立高校の支援が拡充され、段階的に制度改正が行われながら現在に至っております。

また、議員からおっしゃられましたとおり、令和8年度からは、物価高騰対策や教育格差解消の観点から所得制限が撤廃され、全ての世帯が支援対象となり、無償化となることが決定されました。これにより、公立高等学校は授業料が全額支給され、私立高校も支援額の上限が引き上げられることとなり、経済的負担格差が縮まると予想されます。

具体的には、国公立及び私立の年間支給基準額が定められ、11万8,800円となっております。これに私立高校については、年間支給上限額が39万6,000円まで各世帯の収入状況等により加算される仕組みとなっております。

ます。また、これまで支給対象が年収910万円未満であったものが、それを超える世帯に対しても基準額が支給されることとなっているようです。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） この制度が4月から適用されるということになりますと、私立高校にも進学がしやすくなるという方も出てくるというふうに思います。

それで、我々の時代のときには、公立高校の滑り止めが私立高校というふうに社会的にも認識されていたわけですが、ところが、既に熊本市内のほうでは、それが逆転現象になっているというふうに分析する方もいらっしゃるわけですが、となりますと、公立高校が管内には多いので、そういうふうな状況に陥るという心配も私はしておるわけです。

天草にあります牛深高校ですけど、皆さん新聞等で見られたかと思いますが、あそこは地元から牛深高校に3割の中学生しか進学をしないということで、牛深市内の地域の皆さんは、地域の疲弊に及ぶのではないかということで、かなり心配をされているようです。その7割の人はどこに行くのかといいますと、本渡市、それから熊本市内の公立・私立ということで、若いうちから人口流出が出ているという状況で、高校存続にも危機感を持っておられるところでは。

それで教育長に伺いますが、そういった無償化により、地元高校を選ばず私立高校へ入学希望者が多くなることが懸念されますが、教育長のお考えをお聞きます。

○議長（荒川 孝一君） 毎床教育長。

○教育長（毎床三喜男君） ただ今の御質問にお答えします。

御存じのとおり、現在、人吉球磨管内には普通高校、そして工業・商業・農業系の実業高校があり、他地域への進学は、この管内にない医療系の学校やスポーツ特待等での進学が主です。

先ほど課長の答弁でありましたように、中学校の卒業生の8割から9割が地元の高校に進学する地域というのは県内でも珍しく、球磨管内には子どもたちのニーズを満たす高校教育の環境が整っていると考えております。

質問議員の、私立高校無償化による地元高校の入学希望の減少の懸念ですが、確かに私立高校への経済的なハードルが低くなることは事実です。ただ、授業料が無償になるとはいえ、私立高校は入学金や施設設備費など、学校に納入する金額は公立の高校と比べ、依然として差があります。さらに球磨地域から通学可能な私立高校というのはほとんどなく、下宿したり寮に入ったり、そのような通学となり、その経費を含めると、高校授業料の無償化がすぐに地元外の私立高校への進学にはつながりにくいと考えています。

ただ、今後、県内外の動きによっては、球磨管内への影響も懸念されると思いますが、私がさらに懸念していることは、管内の中学校を卒業する生徒数の減少です。令和6年度の球磨管内の出生者数は353人です。この子どもたちが中学校を卒業する14年後に、現在ある高校がどういう形で存続しているのか、子どもたちの将来につなぐ高校教育の機能、選択肢が一つでもなくなったときに、私立に限らず人吉球磨以外の高校を選択しなければならなくなってくる。そうなってきますと、地元外への流出は避けられない状況になることが予想されます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） 4番。今、教育長からの答弁の中に、14年後には管内高校の存続が厳しいものになるかもしれないというふうにありましたが、牛深高校は既にそのような状況になっておりまして、ちなみに人吉高校の今年の定員が、たしか230人だったと思ってます。以前は270人でしたので、人吉高校の定員が230人。

14年後には353人の高校入学希望者がいるわけですが、となりますと、どこかの高校は減る可能性も出てくるということですね。もう、それが14年後には目の前に来ているということなので、これはかなり厳しい状況になるのではないかなと思います。

本町にも球磨中央高校がございますけれども、先ほどからも出てますが、チャレンジジョブ等の交流がありまして、今だんだんうまくいっているようでございますが、牛深高校においては、牛深まちづくり協議会の中に生徒さんが入って、一緒にまちをつくっていこうというような形で動き出しております。ですから、本町の中央高校存続に当たっては、行政と高校と手を組んで、そしてまちづくり協議会等の組織をつくっていくべきではないかと思います。それが高校存続、小規模になってもキャンパス制みたいな高校存続になるのではないかと、そういうふうを考えます。

子どもの数は急に数字が出て、急に増やすわけにはいけませんので、これは現実として我々も捉えていながら、教育行政もやっていかないといけないと、そのように考えます。

今、教育長が言われましたけども、実は今の高校の入試制度については、当然、中学から高校に入試ということで試験を受けるわけですが、今、前期・後期というふうに2つの試験があるわけですし、私は個人的にこれを反対しておりました。何でかといいますと、熊本県内に偏差値40を切る高校が20校ぐらいあります。その中に管内には2校あります。全体を見ても、その20校はどこにあるかといいますと、全部海沿い、山沿い、そこにあるわけですよ。ですから、前期・後期という試験があるということで、そこで前期合格者はもういいんだというふうな風潮になってくるのが、私はちょっと違うんじゃないかと。そういった考えで、前期・後期の2回の試験制度を廃止していただきたいというふうに思っておるわけでありまして。やはり入試となりますと、高校でも数字という偏差値で現れてきますので、そこを目指すには、この2回の試験制度はやはりよろしくない、そのように考えております。この2回の前期・後期試験の見直しを是非教育長も県に要望すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（荒川 孝一君） 毎床教育長。

○教育長（毎床三喜男君） ただ今の質問にお答えします。

質問議員の御意見につきましては、私も全く同じ考えであります。前期・後期の2回の入試制度については、熊本市を中心とした学区においては、受験機会の複数化ということで大きな利点があったと思いますが、それ以外、都市部を除いた管内にあっては、教科の学力試験を受けることなく入学する生徒が多いため、いわゆる受験学力に対する意識の低下、学力低下につながり、また、学校側からすれば、受験手続、或いは受験の指導が非常に複雑な状況があります。

現在の制度は、12月になったらその手続き等を始めなければならなくなります。3年生教科書がまだ終わらない段階からそれを行っていく状況となっております。そういうことで、大きな課題となっている現状があって、その改善策として、入試の一本化という要望は、学校現場からも、これは高校側も含めて強く出されておりました。

令和4年度、県立高等学校入学者選抜制度検討委員会というのを県が検討委員会を持ちまして、その提言を受けまして、実は今年の入試から一本化が実施される予定でした。ただ、先ほどからあります高校の無償化等の国の施策、高校改革の動きがあり、それを見極めたいということで、変更が先送りになったというふうに聞いております。

入試制度の一本化についての要望は現在でも県に届いており、今後、さらに高校の在り方全般を含めて検討がなされるものと思います。私も機会を捉えまして、要望していく所存です。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田議員。

○議員（４番 早田 和彦君） ４番。是非、これは今度の試験からだったということでしたけど、やはり先生方のお話を聞きますと、一本化に一旦決まった時点で、それに向けて生徒の指導をやったということで、ところがまた元に戻ってしまったものですから、足元をすくわれて、また同じようなことをやらないといけないという、煩雑さが出てきたということの話も聞いております。ただ、この前期・後期については、やはり一本化にすれば、それなりの、今町で補助しております英検受験の点数の向上とか、そういった学力向上は見込めるんじゃないかと私は以前から思っております。この間、教育長ともお話をしたときも、それは間違いないと、今の答弁のとおりだというふうに思っていました。

でも、私はこの一般質問をするときに、要望していただくということはよかったんですけど、やはり高校存続、これについては非常に危機感がありまして、教育長とも話したときに、実はこの１４年ぐらい、高校どうなるか分かりませんよというようなことだったものですから、これはもう目の前に来ておりますんで、是非、町村会等も含めまして、やはりそういった残す動き、それに対処する動きをやっていただきたいと、そのように感じた質問でございました。

続きまして、質問事項の２に移ります。

質問事項の２、道路の維持管理について伺います。

要旨の①、停止線、標識等の引き直し、設置についてですが、実は町内を回ってみますと、交差点がいっぱいあるんですけど、交差点というのはこうなっていますね。これが交差点ですけど、実は停止線と標識がないところがあります。特に、どちらが優先道路なのかなということで、皆さん徐行で入ってこられるわけです。一時停止もせずに。

実は、先日事故がありました。福島地区を通って平良地区に抜ける橋を渡る道ですけど、地元の人たちは、橋の方向に向かう道が優先道路だと。ところが、横の枝線といいますか支線といいますか、そっちも停止線がないので、どっちも停止線がない交差点になってしまったと。そこでちょっと接触事故があったんですけど、本来であれば、平良地区のほうに行く道のほうが私は優先だろうと思うんです。橋を渡って平良地区に入るわけですから。福島地区から下乙地区のほうに抜ける道、あっちが支線だと。事故処理上、何もなかったところは、停止線がないところは、左優先になってしまう。当てられた人は、私が優先だろうということですけど、左優先になるものですから、私的には優先道路らしきほうを走っていた人が６なので、若干過失が重くなったということになります。そういうところが多分いっぱいあると思うんですよ。それで、そういった事故防止等の事前防止等にも、やはりこういった停止線、それから区画線などは計画的に引いていただきたいと、そのように思います。これについて質問をいたします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） 御質問の道路の停止線、標識等の引き直し、設置についてお答えいたします。

まず、区画線等の修繕につきましては、交通安全の確保の観点から重要なものと認識しておりまして、毎年度必要な予算の確保に努めているところです。また、修繕要望の増加等により不足が見込まれる場合には、補正予算にて対応しているところであります。

現状では、町内全ての区画線の劣化状況を網羅的に把握するには至っておりませんが、各区長の皆様からの御指摘や住民の皆様からの情報提供、職員による巡回等を通じて状況把握に努めております。その上で、劣化の程度や交通量、通学路の状況等を総合的に勘案して、必要性の高い箇所から、順次引直しを行っているところです。

次に、規制標識等につきましては、所管である熊本県公安委員会の権限に属することから、警察署と協議を行いながら、設置や修正について要望を行っております。

今後におきましては、点検体制の充実にも努めながら、事故の未然防止の観点を重視し、優先順位をつけた計画的

な維持管理に取り組んでまいります。

また、先ほど事故があったという場所につきましても、現地を確認の上、対応を検討したいと思います。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） 4番。道路は必ず優先道路というのがあって、それが分かりやすくなっていないと、また同じように接触事故なんかが至るところで出てくるかと思います。是非計画的に、こうした標識・区画線等は実施をお願いしたい、そのように思います。

続きまして、植栽や道路両端の泥の撤去について質問をいたします。

これは国道219号の植栽です。真ん中辺り、左側にあるガードレールは、上福島地区から上がってくるところですけど、今冬なのできれいになっていますが、これ、今から夏場にかけて、この間から草が大繁殖してしまって、写真よりも倍以上繁茂するわけですよ。下から上がってくるときに両脇が見えづらくて、地元の人が自分で切っておられるときもあります。ちょうど交差点のところに、以前5メートルほど植栽を取っていただきましたけど、それでも見えづらいということで、ここの植栽を全部撤去してくれという依頼がありまして、是非これを県に要望させていただきたい。

そしてまた、あと1点ですけど、ここは県道覚井一武線ですけど、やはりガードレールのところに、もう枯れたままですけど、相当の伸びた草が今でもあるんですけど、これ夏場になりますとますますひどいです。理由は、緑の部分の泥ですね。堆積した泥というか、ちょっとニュアンス的に言葉は泥しか思いつかなかったんですけど、あれが牧場のほうからずっと左から駅通りの入り口まで、あの状態がずっと続いておりまして、ここは草は払うんですけど泥の撤去がないのでまた同じことの繰り返しがずっとです。

こういったところは、たしか道路維持管理車が走って確認しているかと思いますが、こういった泥の部分の撤去を元からしないと、この草だけ切っても、全然もう解決できないと、そんな状況が県道覚井一武線の状況です。

これについて、是非県にもお伝えしていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（荒川 孝一君） 高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山 拓二君） 植栽や道路両端の泥の撤去についてお答えいたします。

県道覚井一武線、道路脇の土砂堆積、国道219号の植栽などの道路管理については熊本県の管理となっております。町内を通る国道、県道については、地元からの要望をまとめ、側溝改修、舗装補修、ガードレールの設置など、毎年度県と協議を行い、要望を挙げているところです。

土砂の堆積については、通学路の危険箇所を含め、毎年調査しておりますが、土砂堆積箇所がほかにもないか再度調査をいたしまして、令和8年度に一括して要望いたします。

また、国道219号の植栽については、安全面から視認性が確保できるよう、早急に県に要望いたします。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） 4番。道路系につきましては、本来なら要望書を作成して窓口に向うというのが筋でしょうけれども、今回はこういうような状況というのを皆様にも知っていただきたく、今回の一般質問に取り上げた次第であります。是非、一括要望で解決できるようよろしくお願いしたいと、そのように思います。

続きまして、質問事項の3、企業誘致の推進についてお尋ねをいたします。

首都圏において、企業誘致をされて活動をされているというふうに向っておりますし、町長のほうもサテライトオ

フィスへの企業誘致を、特に若い人に人気のあるＩＴ企業をサテライトオフィスに誘致企業をやりたいというふうに所信表明で触れておられます。

それでは、その誘致企業の推進について、首都圏の企業への誘致活動の結果と反応について伺います。

○議長（荒川 孝一君） 中村企画観光課長。

○企画観光課長（中村 裕二君） ただ今の御質問にお答えいたします。

首都圏の企業への誘致活動につきましては、主にＩＴ系企業のサテライトオフィス誘致を推進するため、東京ビッグサイトや幕張メッセ等で行われる大型展示会へ参加し、ブースを出展されている企業へのアプローチ活動を行っております。

本年度におきましては、昨年９月に幕張メッセで開催された東京ゲームショウに熊本県がブースを出展したため、熊本県の協力の下、人吉・球磨しごと創生連絡協議会と連携し、来場者及びブース出展企業へのＰＲ活動を行っております。

また、熊本県の事業により御紹介いただいた東京のＩＴ系企業への訪問活動を行い、サテライトオフィス等の誘致活動を行ったところです。

企業側の反応としましては、やはり地理的なもの、従業員の居住環境に関するもの、人材を確保できるのかというところが大きな課題として感じられたところです。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） ４番、早田議員。

○議員（４番 早田 和彦君） ４番。色々と頑張っていただいておりますけど、反応等についてはやはりなかなか厳しいものがあつたのかなと今の答弁で感じ取ったところです。しかし、引き続き、せっかくサテライトオフィスに関しては、町も力を入れているわけですので、引き続きの誘致活動を是非お願いしたいなと思います。

次、要旨の②に行きます。誘致のための土地の整備計画はあるのかということで伺います。

今回、あさぎり町の半導体関連の会社が入吉市のほうに進出をしまして、新聞等々では騒いでというか、よかったよかったというふうな感じがありますけれども、実はあの企業も、本来、錦町に……町長にも御相談に行きましたけど、相談がありまして、いい土地がないかということでありました。そのときにちょうど旧一武保育所の跡が空きましたんで、そこを紹介して一緒に見に行ったところ、部長は非常に気に入ってくれました。道も広いし大型車も通りやすいということで気に入られましたけど、半導体担当の部長さんが少し狭いのでということで一旦白紙になりました。ところがその１年後、あそこの人吉市のほうに進出をするという決定が社内で決まりまして、私にすいませんねということでした。となれば、企業進出をしていただくには、ある程度の土地の整備も必要ではないかというふうにそのときは感じたわけです。

質問を伺います。やはり誘致のための土地の整備計画というのは、もう一度お聞きしますけど、あるのかどうかお尋ねをいたします。

○議長（荒川 孝一君） 中村企画観光課長。

○企画観光課長（中村 裕二君） お答えいたします。

現在、企業誘致のための用地としての整備計画についてはございません。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） ４番、早田議員。

○議員（４番 早田 和彦君） はい、大変明確な答弁をいただきましてありがとうございました。やはりそれなりの

整備をするとなれば資金も必要であるというのを従順に分かっておるつもりです。でも現実を見てしまったものですから、やはり計画的には乗せないといけないのかなというふうに思いました。

前回も町長にもお尋ねしたときは、お金がかかるから、阿蘇地区のこともあるのでなかなか厳しいという答弁でいただいたんですけども、今回こういう事例がありましたので、また再度質問をさせていただいたわけです。

残念ながら今のところはございませんけど、計画的にこれもサテライトオフィスのほうが優先かもしれませんが、いつ好条件が湧いてくるかも分かりませんので、是非検討・計画させていただきたいなと、そのように思います。

今回、3月定例会では私の質問は以上で終わりますけれども、なかなか企業誘致も難しいなと。単独でできたら一番いいんですけども、管内の町村でしっかり手を取り合って、もう一度誘致企業活動に必要なものを探していただいて、前に進んでいただきたいと、そのように思います。

少々時間が残りましたが、今回は私の質問の後に審査と採決がございますので、これで私の定例会質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田和彦議員の一般質問が終了しました。

ここで休憩します。休憩後は午後3時25分から開議します。

午後3時15分休憩

午後3時25分再開

○議長（荒川 孝一君） 休憩前に引き続き開議します。

日程第2. 議案第5号

日程第3. 議案第6号

日程第4. 議案第7号

日程第5. 議案第8号

日程第6. 議案第9号

日程第7. 議案第10号

○議長（荒川 孝一君） 日程第2、議案第5号令和8年度錦町一般会計予算から、日程第7、議案第10号令和8年度錦町下水道事業会計予算までの6議案を一括議題とします。

本案につきましては、各常任委員会において調査及び審査が行われております。

ただ今から各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務建設常任委員長、吉田眞二議員。

○総務建設常任委員長（吉田 眞二君） 令和8年3月17日、錦町議会議長、荒川孝一様。総務建設常任委員会委員長、吉田眞二。

総務建設常任委員会調査報告書。

令和8年第1回錦町議会定例会第1日目（令和8年3月10日）に調査及び審査を委託された下記案件について、次のとおり報告します。

1、調査案件。

議案第5号令和8年度錦町一般会計予算。

議案第9号令和8年度錦町下水道事業会計予算。

議案第10号令和8年度錦町下水道事業会計予算に係わる総務建設常任委員会所管事項。

2、調査年月日。

令和8年3月11日（水）から令和8年3月16日（月）まで。

3、調査に当たった常任委員の氏名。

総務建設常任委員長、吉田眞二、総務建設常任委員、荒川孝一、総務建設常任委員、金山民幸、総務建設常任委員、池田秀晴、総務建設常任委員、早田和彦。

4、調査に立ち会った執行部の氏名。

総務課、有瀬耕二、今田好昭、大村崇史、矢野智浩、守永幸太郎。企画観光課、中村裕二、大村恵美、塩井裕樹、手柴智晴。税務課、岩尾和文、馬場和広、寺原かおり、山口隆治。地域整備課、高山拓二、長友崇、桑原裕、深水達也。出納室、上野陽一、河津清臣。議会事務局、蓑田和也。監査事務局、蓑田和也。

5、調査の結果及び意見。

総務課。

（行政係）

組織、人事の総合調整において、職員採用が厳しい状況にある。採用試験の時期の見直しや適正な募集人数の算出を行い、将来を見据えた組織の構築に努められたい。行政係には、市政の円滑な運営を支える総合調整役として大いに期待したい。

（財政係）

一般会計予算額は、67億2,480万6,000円であり、前年比1億4,761万8,000円、2.2%の増となり、過去2番目の予算規模となった。

歳入のうち繰入金は、6億2,113万7,000円と、前年比2,933万7,000円、5.0%の増となっており、人事院勧告による人件費、住民サービス等に係る扶助費や交際費への負担が厳しい状況にある。

予算の執行に際しては、引き続き財政の健全化に努められたい。

（消防交通係）

消防設備費において、消防積載車4台、フローティングストレナーの購入が予定されている。消防積載車は、機動力確保に、フローティングストレナーは少ない水量での水利確保ができるので、火災時の初期消火において大きく期待したい。

防災施設整備事業については、屋外スピーカーの新設・整備が計画され、さらに錦町総合防災マップ作成も予算化され、また、新設された防災士連絡協議会は、防災士の育成や地域防災のリーダー育成、避難所運営等を目的として設立され、平時からの防災意識向上に大きく貢献できると考える。

地方バス運行等補助金については、前年度より38万5,000円程度の減となっている。これは、県からの補助金がコミュニティ交通施策に対する事業（乗合タクシー）に優先配分していくため、令和4年度から段階的に引き下げられたことによるものである。

（管財係）

令和7年度に整備が完了した一武八藪分譲地については、現在1区画が契約された。残りの区画については、広く周知をされ、全区画の早期契約を望む。

企画観光課。

（企画情報調整係）

ふるさと回帰推進事業では、地域おこし協力隊、前年度まで2名分報酬が計上されていたが、今年度は1名分の報酬が計上となっている。前年度の予算計上にかかわらず、隊員の確保が困難であったためである。本年度予算に対しても担当課で職員の募集内容の工夫が必須である。

また、東京にしき会が開催されているが、今後は大阪や名古屋などの大都市圏でもにしき会を開催されることで、地域おこし協力隊員の勧誘にも期待できると考える。

移住体験や空き家活用など、様々な事業が計画されている中で、今後、5年、10年と空き家の件数が増え続けることが予想されることから、空き家のリフォームを検討されることにより、県外からの移住体験につながると期待する。

企業誘致は雇用の場や町財政及び地域経済活性化等に寄与するものであるから最大限に努力されたい。

(地域振興係)

ふるさと納税に関しては減少値が著しい。今後はプロジェクトチームで寄附額の回復に努められたい。このことは本町に対し貴重な財源であり、将来の予算執行に重要であると考えます。

観光面では、人吉海軍航空基地資料館、ゼンカイミート、錦バイオマス発電所と連携して企画展などを計画しながら、平和学習及び観光の拠点として役割を果たすSDGsではあるが、前年度の国補助1,742万円が期限終了となった。今後の展開に期待する。

税務課。

町税歳入額は11億7,170万1,000円で、対前年比減の2,734万8,000円、2.2%の減額となっている。予算総額の17.4%を占める主要な財源であるので、課税客体の把握と厳しい経済状況下であるが、収納に最大限の職務遂行に取り組まれたい。

地域整備課。

現在、2名の道路パトロール等の管理業務を令和6年5月より採用し、道路補修、支障木の伐採等管理業務を実施され、また、今回、道路管理に必要な畔草刈り機の購入予定である。町民の要望に速やかな対応が可能となる。道路等作業と考えるが、作業員の事故防止に努められたい。

緊急自然災害防止事業では、本年度、法面对策、護岸工事等に7,390万円増額計上されている。町民のさらなる安心安全のため計画的に実施されたい。

町管理の河川の浚渫事業は、特に町民の要望もあると考える。引き続き実施を望む。

住宅管理費について、空き家となった新指杉住宅1棟の解体工事を計画してある。

(水道事業会計・下水道事業会計)

水道事業収入については、水道料金で前年比2,000万円の増となっている。主な要因としては、接続件数、戸建て住宅や民間アパートの増加と水道料金の改正による増収と考える。1,400万円の一般会計からの繰入金減額は評価したいが、本管敷設地域の未加入世帯への加入促進にさらなる努力を望む。

上水道・下水道共に安定的な経営を目指し、さらなる経費節減と加入率の向上を図られたい。

出納室。

公金及び有価証券の安全性の確保と適正な会計事務に努められたい。

議会事務局。

議員報酬及び期末手当が改定により、対前年比128万8,000円増加し、議員共済組合負担金が議員年金受給者の減少により、対前年比69万6,000円の減額となっている。

令和6年度から運用開始されたタブレット端末の活用により、ペーパーレス化と事務負担の軽減に努められたい。
以上、報告いたします。

○議長（荒川 孝一君） 次に、厚生文教経済常任委員長、竹田農利人議員。

○厚生文教経済常任委員長（竹田農利人君） 令和8年3月17日、錦町議会議長、荒川孝一様。厚生文教経済常任委員会委員長、竹田農利人。

厚生文教経済常任委員会調査報告書。

令和8年第1回錦町議会定例会第1日目（令和8年3月10日）に調査及び審査を委託された下記案件について、次のとおり報告いたします。

1、調査案件。

議案第5号令和8年度錦町一般会計予算。

議案第6号令和8年度錦町国民健康保険特別会計予算。

議案第7号令和8年度錦町介護保険特別会計予算。

議案第8号令和8年度錦町後期高齢者医療特別会計予算に係わる厚生文教経済常任委員会所管事項。

2、調査年月日。

令和8年3月11日（水）から令和8年3月16日（月）まで。

3、調査に当たった常任委員の氏名。

厚生文教経済常任委員長、竹田農利人、厚生文教経済常任副委員長、丸小野聖一、厚生文教経済常任委員、石松まゆ子、厚生文教経済常任委員、高田孝徳、厚生文教経済常任委員、岡田武志、厚生文教経済常任委員、谷口一也。

4、調査に立ち会った執行部職員の氏名。

住民福祉課、吉田誠二、上野綾、植薄美保。保険政策課、大森光春、永田紀久美、渡邊一郎、岡村諭。健康増進課、簗田俊哉、藤川絹代。教育振興課、尾方良一、東利孝、新川千文。農林振興課、東貴志、山園琢磨、栞原欣也。農業委員会、山本直樹。

5、調査の結果及び意見。

住民福祉課。

（住民係）

マイナンバーカード保有率86.2%で全国・県平均より高い率となっている。マイナンバーカードが保険証・免許証などの機能が充実している。今後も町民の理解を得ながら保有率の向上を図られたい。

外国人の在留カード期限が切れる前にマイナンバーカード更新をすることも周知をお願いする。

結婚相談事業においては、婚活事業で一組でも多くの成婚がなされるよう取り組まれたい。

（福祉係）

障がい者福祉支援は、国・県の予算額が増加される中、障がい者福祉計画に基づき、障がい者が安心して生活できるよう期待したい。

（子育て支援係）

子育て世代の支援は最も重要な行政課題であり、子宝祝い金制度、子ども医療費助成、児童手当、幼児教育と保育の無償化など、安心して子育てができる施策を講じられ、環境づくりに期待したい。

（環境係）

収集箇所及び人件費等の増により、ゴミの収集委託料は増加しているが、人口減によりゴミも減少傾向にある。ク

リーンプラザへのゴミ搬入も減少傾向であり、一定の効果は認められる。さらなる経営節減を目指し、ゴミの減量化に努められたい。

保険政策課。

（保険・年金係）

国民健康保険特別会計においては、全体的に減少傾向にある。このことは、被保険者数が1,936人（91人の減）となったことが一つの要因と考えられる。さらなる健診受信率の向上を目指し、疾患の早期発見、重症化予防に努められたい。

人間ドック助成事業では、日帰り・1泊2日共に男性3万円、女性3万5,000円の助成が行われているが、受診料が上昇していることから、事業内容の充実を望む。

後期高齢者特別会計においては、被保険者数が1,902人（43人の増）となり、国保被保険者数より増える見込みである。後期高齢者医療費は入院が6割を占めているので、引き続き重症化予防を努められたい。

（高齢者支援係）（地域包括支援係）

介護保険特別会計において、昨年、保険料の値上げが行われた。被保険者数は3,506人（46人の減）で、近年ほぼ横ばいで推移している。最も重要なことは、高齢者の健康寿命を伸ばすことであり、シニア層の方々の体育・文化活動や福祉に参加しやすい制度や組織の変革が必要と考えられるので、各担当課と連携し、事業の推進を望む。

全体的に言えることは、マンパワーが足りない。早期退職される職員の方、4月から県に出向される職員も数人おられると聞く。職員の不足は深刻な問題であり、町民に対するサービス業務の停滞は許されないことから、早期の対応を講じられたい。

健康増進課。

町民憲章にある「健康で明るい町」を目指し、令和8年度の新規事業は、1. 中学生健診後の16～18歳検診の実施。2. がん患者へのアピアランス事業（がん治療によって外見の変化が生じた患者の方を対象にウィッグ等の補助）。3. 1ヶ月児健診と産婦健康診査事業の補助。4. 不妊治療の先進医療補助の4事業となる。従来から行われている各種健診、人間ドックの助成事業等に加えて、充実したメニューと地域コミュニケイ等へのコミット、保健師の地道な活動等で町民の一層の健康意識の向上を図られたい。

農林振興課。

農林水産業費として、令和7年度からマイナス24.4%の予算編成となっている。これは主に、団体営土地改良事業、林道橋維持補修費等の事業終了によるものとなっている。

これまでの支援事業のほか、新規事業として錦町高収益野菜及び工芸作物生産機械施設等導入事業、環境対策として畜舎消毒事業のメニューが追加され、農業振興に役立つ事業として評価したい。

令和7年度より追加されている農業経営収入保険掛金助成事業は、気候変動が著しい中、経営安定に寄与していると考ええる。

有害鳥獣対策については、令和8年度において、220万円の増加となった。イノシシの猟期内捕獲も支給の対象となり、電気柵、威嚇機への補助充実により、安心して生産できる環境づくりのため、継続拡充を望む。また、隣接の自治体、関係機関との連携強化を図り、有害鳥獣対策に取り組まれたい。

地域の大きな課題として、担い手減少、農業従事者の高齢化がある。新規就農者の支援事業を設けているが、若い就農者ばかりではなく、多様な担い手確保、新規移住者の対策が必要と考える。また、事業継承の問題など、ソフト事業対策も必要となってきた。それぞれの支援事業が活用され、活気ある地域振興になるよう期待したい。

農業委員会。

高齢化や人口減少の本格化により、農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、農地の集約化などに向けた取組が必要となる。目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画の実現に向け、地域での話合いや農地バンクを活用した農地の集約化を図りながら、作成した目標地図等のブラッシュアップを進められたい。

農業者年金は老後の備えとして重要な制度であるので、積極的な周知、勧誘に努められたい。

米価格の上昇により、小作料等のトラブルが考えられるため、口頭契約をなくす取組及び農地バンク活用を進められたい。

教育振興課。

（学校教育係）

学校教育においては、小中学校のGIGAスクール授業で実施するタブレット1,078台が購入された。それに伴い、通信機能を増強するため、西小学校と中学校にアクセスポイントサービスを取り入れて対応されている。

また、小中学校の入学祝い金や修学旅行費の補助など、学校教育に対し、様々な補助を行っている。これからも子どもたちの学習・生活環境の整備と共に、さらなる子どもたちの学力向上や心身の成長に寄与されたい。

特別支援教育事業では、支援員を小学校10人、中学校4人、合計の14人で1人増員として対応。人員の確保ができていていると考える。

避難所にもなっている小中学校体育館への空調設備工事は、当初予算では計上がなされていないが、年度内の完成に向け、しっかり念頭に置きながら進めてもらいたい。

（社会教育係）

分館対抗の大会行事も人口数など分館格差が生じており、全ての分館が全種目行事の参加ができなくなっている。町民の要望や現状を踏まえた行事計画が必要と考える。多くの町民の方々が参加できるよう望む。

（給食センター係）

学校給食においては、錦町では小中学校の給食費の無償化が行われているが、今回、国は小学校給食費の無償化を進め、548人分、1人当たり5万5,000円、3,014万円の補助があり公会計となった。学校給食センター費は1億3,354万8,000円で、学校食材費は5,933万1,000円。保護者の負担はないが、学校給食費の内容については保護者にも周知は必要と考える。物価高騰が続いているが、工夫をしていただき、おいしい安全な学校給食の提供を望む。

給食センターも老朽化が進んでおり、十分な点検、修繕を行い、長寿命化に努められたい。広域的な合併も視野に入れて進められたい。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 各常任委員長の報告が終わりましたので、ただ今から、議案第5号から議案第10号に対する一括質疑を行います。

なお、各常任委員会において、調査及び審査が行われておりますので、所管事項以外のみ限定して、簡明に質疑をお願いします。

それでは、質疑ありませんか。9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 107ページの扶助費の件についてお尋ねします。

上段から9行目の補装具給付費、これが令和6年度・令和7年度で300万円あったんですけど、今回は200万

円に減額になり、１００万円の減額です。

それと、下段のほうの日常生活用具給付費２５４万８，０００円、これが令和６年度は３００万円、令和７年度も３００万円、令和８年度が２５４万８，０００円。

住宅改修給付４０万円から２０万円。

日中一時支援給付２０万円から１６万１，０００円。

移動支援給付、これが９万円から２４万円に増額になっております。

この件について、ちょっとお尋ねします。

○議長（荒川 孝一君） 吉田住民福祉課長。

○住民福祉課長（吉田 誠二君） お答えをいたします。

令和６年度、令和７年度の実績を見まして、今回それぞれ増額・減額をしているところです。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） ９番、池田議員。

○議員（９番 池田 秀晴君） ９番。それと次に、農林振興課の１４７ページについてお尋ねします。

中山間地域等直接支払事業が傾斜度測定業務委託料、これが令和６年度と令和７年度は４３万４，０００円と４３万２，０００円、令和８年度が５９万５，０００円、急傾斜地支払と緩傾斜地支払合わせて令和６年度が４，０３３万６，０００円、令和７年度が４，０５１万８，０００円、令和８年度が３，７７４万円、これにスマート農業加算というのがありますけども、この減額になった状況を教えてください。

○議長（荒川 孝一君） 東農林振興課長。

○農林振興課長（東 貴志君） お答えいたします。

中山間地域等直接支払事業の傾斜度の測定業務委託料につきましては、対象面積の増、測定する面積の増ということになります。

それからスマート農業を除いた部分で約２７７万８，０００円の減額の御指摘ですけれども、中山間事業は５ヶ年計画事業でありまして、令和７年度から第６期の対策期間が始まりました。この新たな対策期間に移行したこともありまして、過去に会計検査で指摘のあった水田機能を持たないハウス等を対象面積から除外するように指摘を受けております。なので、当町もその見直しを行って、急傾斜地で約３ヘクタール、緩傾斜で約２５ヘクタールが減少したのが要因となります。

それからスマート農業加算についてなんですけれども、こちらは令和７年からの取組で、昨年の第４回定例会で補正予算のほうを計上させていただいて承認いただいたものであります。２つの集落で取り組まれまして、反当たり５，０００円、２００万円を上限に、令和７年から５年間受給されるものです。

どういった内容かと申しますと、自走式草刈り機の導入やドローンなどによる防虫作業を実施する場合、労働力軽減の目標値を定めることで、その事業に乗れるという内容となっております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） ほかに質疑ありませんか。１０番、金山議員。

○議員（１０番 金山 民幸君） １０番。町長と教育長に要望という形で発言するわけですが、今回、この予算が議決されますと、長年懸案でありましたこの給食費関係の公会計が移行できるということは大変よかったことと思います。

それで令和８年度は、まず小学校が無償化、情報によりますと令和９年度は中学校もということですが、これはあ

くまでも物価高騰対策等々の施策の中の一つだと思います。今後引き続きになるのかどうかは今のところ不透明だと思いますが、私ども地方の財政の厳しい団体は恒久的に制度が行くように、法律の制定が必要になってくるのではないかなという話も聞いたことがあります。今後、町長、教育長あたりと私どももですが、そういった法律の制定化のような話があった場合は、積極的な御努力を町長はじめ教育長にも要望しておきたいと思います。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） 御意見ありがとうございました。

質問議員おっしゃいますように、本町の財政の厳しいところも多くはありますけれども、しっかりと要望していきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（荒川 孝一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから議案第5号から議案第10号までの一括討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第5号令和8年度錦町一般会計予算については、議案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号は議案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第6号令和8年度錦町国民健康保険特別会計予算については、議案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第6号は議案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第7号令和8年度錦町介護保険特別会計予算については、議案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第7号は議案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第8号令和8年度錦町後期高齢者医療特別会計予算については、議案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第8号は議案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第9号令和8年度錦町水道事業会計予算については、議案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第9号は議案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第10号令和8年度錦町下水道事業会計予算については、議案のとおり可決することに御異議

ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第10号は議案のとおり可決されました。

日程第8. 議員派遣の件

○議長（荒川 孝一君） 日程第8、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配付しましたとおり派遣したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認め、議員派遣の件については、名簿のとおり派遣することに決定しました。

日程第9. 委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（荒川 孝一君） 日程第9、委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

各委員長からお手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がっております。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。本定例会の議決の結果生じた条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに決定しました。

○議長（荒川 孝一君） 本日予定されました日程が全部終了しました。

これにて、令和8年第1回錦町議会定例会を閉会します。

午後4時05分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

